



ごあいさつ

本町では平成 20 年 3 月に策定した『第 3 次高野町長期総合計画』に基づき「歴史と文化を守り伝える“こころ”豊かな高野町」を将来像として安全安心なまちづくりを推進し防災対策の強化、子育て・教育支援の拡大をはじめとする各種事業に取り組んできました。

その一方で、人口減少社会への突入による環境の変化や、台風による風水害など自然災害のリスクも増え、本町を取り巻く情勢も変化してきました。

このような状況を踏まえ、これからのまちづくりを進めていくために、「第 4 次高野町長期総合計画」では将来像を「歴史と文化を守り 交流が育む明るい未来 心のふるさと 高野町」とし、今後 10 年間の重点プロジェクトを「子育て・子育てのまち」「訪れたいまち」「住みたいまち」としました。今後は町民の皆さまと協働で、無限の可能性を追求し笑顔と誇りに溢れた高野を目指してまちづくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心かつ慎重にご審議いただきました高野町長期総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、ご意見、ご提案をいただきました、町民の皆さま、町議会に心から御礼申し上げます。

平成 31 年 3 月

高野町長 平野 嘉也

目次

第1部 序論 1

第1章 第4次高野町長期総合計画策定にあたって 2

1節. 計画策定の趣旨..... 2

2節. 計画の特徴と方針..... 3

3節. 計画の構成と期間..... 4

4節. 策定体制..... 5

第2章 社会潮流と本町を取り巻く状況 6

1節. 社会潮流..... 6

2節. 広域計画..... 10

第3章 高野町の地域特性 12

1節. 位置・地形・自然..... 12

2節. 沿革・歴史..... 20

3節. 住民意識..... 22

第4章 主要課題に対するこれまでの取り組みと今後の対応 28

1節. 過疎対策と住民協働のまちづくり..... 28

2節. 子育て環境の充実と高齢者支援の充実..... 30

3節. 生活の安全・安心と住民の健康の確保..... 31

4節. 安定した産業の育成と持続的発展..... 32

5節. 地域資源や歴史・文化を活かした持続可能な営み..... 34

第2部 基本構想 35

第1章 まちづくりの基本方針 36

1節. 将来像..... 36

2節. まちの将来の姿..... 37

3節. 重点プロジェクト..... 42

4節. 基本目標..... 44

第3部 基本計画 53

第1章 基本計画 54

- 1 節. 基本計画の概要 54
- 2 節. 基本計画の体系 55
- 3 節. 基本計画の見方 56

第2章 重点プロジェクト 58

- 1 節. 住みたいまち 58
- 2 節. 訪れたいまち 59
- 3 節. 子育て・子育てのまち 60

第3章【基本目標1】

一人ひとりが輝き支え合う活力のあるまちづくり 61

- 施策1 人々の交流と支え合うコミュニティづくり 62
- 施策2 高齢者福祉の充実 64
- 施策3 障害者福祉の充実 66
- 施策4 社会保障制度の適正運営 68
- 施策5 多様性の尊重 70
- 施策6 健やかな生活を送るための健康の促進 72
- 施策7 過疎対策支援 74

第4章【基本目標2】

人を育むまちづくり 77

- 施策1 子育て環境の整備と充実 78
- 施策2 学校教育の充実 80
- 施策3 社会教育の充実 82

第5章【基本目標3】

産業の活力創出に取り組むまちづくり 85

- 施策1 農業の振興 86
- 施策2 林業の振興 88
- 施策3 商工業の振興 90
- 施策4 また来てみたい魅力づくり 92
- 施策5 就労の場と機会の創出・確保 94

第6章【基本目標4】

安全で安心な生活を実現するまちづくり 97

施策1 住みよい住環境の整備	98
施策2 上水道・下水道等の整備	100
施策3 道路・交通の整備	102
施策4 循環型社会の形成	104
施策5 防災・消防力の強化	106
施策6 安全で安心できるまちづくり	108
施策7 情報通信技術の利活用促進	110
施策8 医療の充実	112

第7章【基本目標5】

豊かな自然、歴史、文化を守り活かすまちづくり 115

施策1 文化財等の地域資源の継承	116
施策2 世界遺産の保全と活用	118
施策3 景観の維持・形成	120
施策4 交流の促進	122

第8章【基本目標6】

効率的な行政運営と財政の確保 125

施策1 効率的な行政運営	126
施策2 安定した財政運営	128

資料編 131

①人口等の状況	132
②産業の状況	140
③生活の状況	145
④土地利用の状況	152
⑤財政の状況	153
⑥策定経過	155
⑦諮問・答申	156



第1部 序論

第 4 次高野町長期総合計画 策定にあたって

1 節. 計画策定の趣旨

1. 長期総合計画をめぐる動きと策定の背景

平成 23 (2011) 年 5 月に地方自治法が改正され、市町村への基本構想策定の義務づけが撤廃されました。この法改正は、地方分権改革における国から地方への「義務づけ・枠づけの見直し」の一環として行われ、これによりそれぞれの市町村の自主性・自立性を高め、創意工夫を期待されるようになりました。

現在わが国は、平成 37 (2025) 年に団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年問題や、少子化に伴う人口減少等による社会構造の変

化、全国各地でみられる深刻な大規模災害の発生等、これまで認識されてきた課題に加え、新たに対応すべき課題が山積しています。こうした状況を背景に、自治体の裁量権は拡大しており、各自治体にはより地域の力を集結させ、地域性・実効性のあるまちづくりが求められています。地域の伝統と文化、魅力を次世代へとつなげていくためにも、自らが有する資源を最大限に活用することが必要となっています。

2. 第 4 次高野町長期総合計画策定の趣旨

現在本町は、40%を超える高い高齢化率(平成 30 (2018) 年 1 月 1 日現在、43.3%)のほか、外国人観光客の増加への対応等、さまざまな課題を抱えています。そうした課題や社会の情勢の変化に対応するため、第 3 次高野町長期総合計画において取り組んできた各事業の見直しを行う必要があります。本町を取り巻く課題に対して住民と行政がともに協力し、解決に向けて努力するための指針とするとともに、よりよい暮らしを推進するための計画とします。



高野町富貴集落

2 節. 計画の特徴と方針

1. 計画の特徴

本計画は、本町における行政運営を図るための最上位計画であり、さまざまな分野の政策の基本指針となるものです。本町が目指す将来の姿を掲げ、その実現に向けた取り組みの方向性を明確にし、中長期的な地域経営の視点を取り入れ、まちの魅力を高める計画とします。

2. 計画の方針

(1) 時代の潮流に応じた、柔軟で戦略的な計画

施策の優先度を重視しながら、時代の変化によって生じた新たな課題に、的確かつ柔軟に対応することができる計画とします。

(2) 地域性・独自性のある計画

本町がこれまでに育んできた歴史・文化を活かし、これからの展望を盛り込んだ、他にはない独自性のある計画とします。

(3) 人口ビジョン・総合戦略との整合性を図った計画

人口減少社会や地域経済の縮小に対応するために策定した「まち・ひと・しごと創生高野町総合戦略」及び「高野町人口ビジョン」との整合性を図った計画とします。

第 4 次高野町長期総合計画
策定にあたって

3 節. 計画の構成と期間

1. 計画の構成

(1) 基本構想 (10 年)

将来を展望して、目指すまちづくりの目標や将来像を掲げ、町政の指針とします。

(2) 基本計画 (10 年)

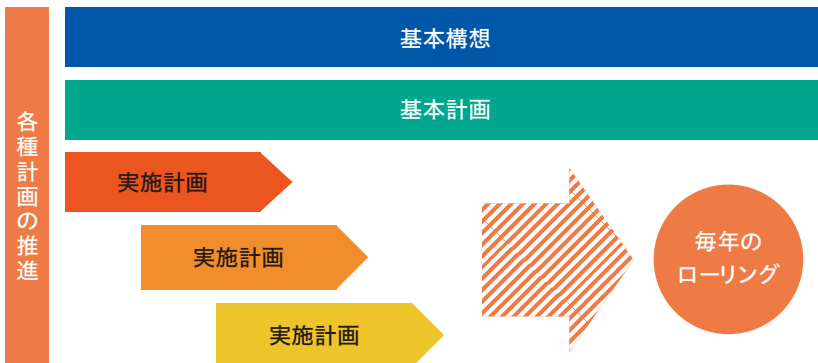
基本構想で掲げた指針を実施するため、政策・施策の体系を明らかにし、施策分野を越えて横断的に展開する「重点プロジェクト」や「分野別の政策・施策」を定めます。

(3) 実施計画 (3 年・毎年度見直し)

基本計画に定められた施策を展開するための個別の事務事業を定めます。

2. 計画の期間

	年度									
平成	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028



4 節. 策定体制

1. 長期総合計画審議会

計画の策定において、計画の基本となるべき事項、実施に関して必要な事項等、重要事項に対して審議するとともに、庁内策定委員会で調整した計画案についての審議を行いました。

2. 庁内策定委員会

計画の策定にあたり、庁内の各課の意見を取り入れ、庁内の意思決定を行いました。

3. 住民アンケート調査

住民の意識を把握する機会として、住民アンケートを実施しました。

現行計画の施策についての満足度や重要度等をうかがい、住民視点の評価を計画に取り入れました。

4. パブリックコメント

計画の素案に対する住民意見を把握するため、パブリックコメントを実施しました。

社会潮流と 本町を取り巻く状況

1 節. 社会潮流

1. 人口減少社会に対応する働き方改革

わが国の合計特殊出生率は昭和 50 (1975) 年以降 2.0 を割り込み、出生数の減少が続き、全国規模で少子高齢化が進んできました。平成 20 (2008) 年をピークに人口減少社会へ転じたとされ、平成 20 (2008) 年の 1 億 2,774 万人から、平成 30 (2018) 年には 1 億 2,659 万人と、100 万人以上の減少がみられ、今後さらなる人口減少に伴う経済規模の縮小や、労働力の減少等が予想されています。日本創成会議によると、平成 52 (2040) 年には、896 市町村が人口減少のために、現在の機能を維持することが難しくなるとされています。

また、人口減少にかかる就労人口の減少や経済規模の縮小は、喫緊の課題として捉えら

れており、抜本的な働き方改革が推進されています。こうした状況を鑑み、国では「働き方改革」において、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③高度プロフェッショナル制度の創出、④最低賃金の引き上げの 4 つを掲げています。また、多様な人材の活用を図るため、「女性活躍推進法」の見直しや待機児童問題の解消、放課後子ども教室の受け皿の拡充、介護による離職問題の解消も含め、女性が活躍できる社会の実現を図るとともに、高齢者雇用の促進に向けて、すべての世代の人が希望に応じて、就労意欲やこれまでに蓄積してきた能力を活用し、社会で活躍し続けることができるエイジレス社会の構築を目指すとしています。

2. 将来を担う人材の育成

国においては、少子高齢化が進むなか、持続的な国の成長を目指して、「働き方改革」と併せて、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」を推進するとしています。

保育・幼児教育や高等教育の無償化をはじめ、社会人のさらなるキャリアアップのために教育機関に戻って学習する「リカレント教育」の環境整備を推進するとしています。また、教育の質の向上を図り、英語教育やプログラミング教育の充実を通して国際化、AI 時代に対応できる人材の育成を図るとしています。

3. 健康長寿世界一の国に向けて

わが国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、さらなる健康寿命の延伸を目指しています。若者から高齢者まで、すべての国民にとっての活躍の場であり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことができる社会に向けて、疾病予防・健康づくりへの取り組みや、データヘルス、保険事業について、民間との多様で包括的な連携を推進し、サービスの質の向上と効率化が推進されています。

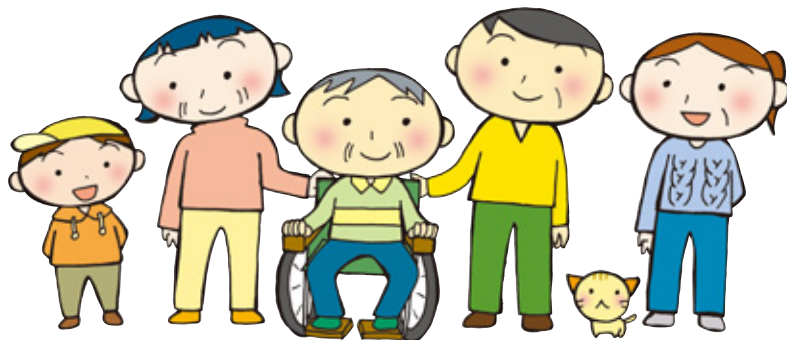
医療・介護制度において、ビッグデータの整理・分析等の活用を進め、保険者機能を強化するとともに、科学的根拠に基づき、施策を重点化しつつ、予防・健康づくりに頑張った人が報われる制度の整備を図っています。糖尿病等の生活習慣病及び認知症の予防に重点的に取り組むとともに、多様な主体の連携により無関心層も含めた予防・健康づくりを社会全体で目指しています。

地域医療構想の実現に向けて、転換する病

床数等の具体的な対応方針を検討するとともに、公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するように、医療機能の見直しや、これを達成するための再編・統合の議論を進めています。

一人当たり医療費や一人当たり介護費の地域差の縮減に向けて、地域別の取り組みや成果の進捗管理や見える化を行い、地域差解消に向けた積極的な支援を国と都道府県が連携して取り組んでいます。

安定した介護保険制度を維持するためにも、地域や高齢者一人ひとりの状況に合わせた地域ぐるみの健康づくりが重要であり、各地域や圏域に応じた課題に対して包括的に対応できる「地域包括ケアシステム」の構築・充実に向けて、医療・介護・福祉・保健等が連携を図り地域資源の活用に努めています。



社会潮流と本町を取り巻く状況

1 節. 社会潮流

4. 共生社会の実現に向けた社会保障の充実

全国的な少子化、核家族化、独居老人等の増加に伴って、支え合いの機能が低下しており、「共生社会」の実現が求められています。国では、国民一人ひとりの人権の遵守と、希望する生活の実現に向けて、障害の有無に関わらず、人として尊重され、希望を実現できるような支援体制の充実が図られています。

高齢者や障害者に対する虐待の早期発見・未然防止の観点から、関係機関の専門性の向

上や支援体制の整備が進められています。また、「改正生活困窮者自立支援法」に基づき、就労・家計・住まいの課題等を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備が推進されています。

国際化の流れが進むなかで、ヘイトスピーチ等による差別的行為が近年大きな問題としてあげられており、人権の尊重は国際的な課題となっています。

5. 観光人口の増加への対応強化

国内観光は平成 23 (2011) 年に起こった東日本大震災や平成 26 (2014) 年 4 月からの消費増税によって、一時的な観光客数の減少がみられました。現在は観光客数も回復し、平成 29 (2017) 年には 6 億 4,751 万人となっています。

国際観光においては、平成 15 (2003) 年から国土交通省が中心となって「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を推進しており、諸外国での日本旅行の広報活動や外国人観光客向けのインフラ整備を行ってきました。また、平成 19 (2007) 年の格安航空会社の国際線参入等の社会情勢に加えて、途上国の経済発展や中国人へのビザ発給要件の緩和、IoT の発達に伴うシェアリングエコノミー(民泊を含む)の普及等により、平成 25 (2013) 年以降外国人観光客は 1,000 万人を超え、平

成 29 (2017) 年に 2,869 万人と、わずか 4 年でおよそ 3 倍に近い伸びがみられます。自然や文化等が豊富なわが国においては、外国人観光客を中心に今後も観光客の増加は期待されており、増加を続ける観光客への対応が求められています。

リポートして旅行する観光客に対しては、一般的な観光名所めぐり等から一歩踏み込んだ旅行として、地方への誘客や体験型観光の充実、古民家等の活用、景観の優れたまちづくりを図り、観光客の長期滞在化を推進しています。

6. 情報通信技術の進展による生活の利便性向上

情報通信技術の進展は目覚ましく、近年のシェアリングエコノミーを支えた背景にも情報通信技術の発展が大きく寄与しているとされています。総務省においては平成25(2013)年より「ICT成長戦略」を掲げ、社会実装戦略、新産業創出戦略、研究開発戦略の3つの柱を設定し、超高齢社会への対応や防災対策等、各種課題に対応するため、技術革新に向けて戦略的に進めています。また、「Society5.0」においては、IoT技術

の活用により、医療や教育、買い物支援サービス等において地理的・時間的制約を取り除くことが期待されています。

こうした高度情報化社会の進展のなかで、行政においてもICTを活用した利便性の高い行政サービスの提供や業務効率化・省力化に向けた取り組みを推進しており、マイナンバー制度の導入・活用により、住民の利便性向上や行政事務の効率化が進められています。

7. 安全・安心のまちづくり

平成23(2011)年の東日本大震災をはじめ、平成28(2016)年の熊本地震等の大地震や、平成23(2011)年の紀伊半島大水害、平成26(2014)年の広島市土砂災害、平成29(2017)年の九州北部豪雨、平成30年7月豪雨等、近年全国各地で地震や風水害等の大規模災害が発生しており、和歌山県においては「国土強靱化計画」を策定し、防災・減災対策に向けた施策が展開されています。

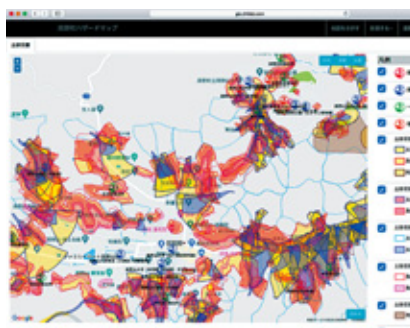
強くてしなやかな国づくりに向けて、「国土強靱化計画」を見直すとともに、全国的に災害に対応した広域連携協定を結び、災害発生時に互いに助け合う協力体制を構築し、平時より友好関係を深める交流事業等が盛んに行われています。

被災者を迅速に救命・救助するため、ICTの活用による情報共有の仕組みを強化し、災害時の防災拠点や避難所となる公共施設について、耐震化やトイレ環境の改善、機能継

続確保を進めることが求められています。

また、自主防災組織等の育成・教育訓練や、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化も推進されています。

こうした災害対策のほか、世界規模での感染症の流行や食の安全の問題、犯罪の多様化等、国民の安全で安心な生活を保障するために、多様な対策が求められています。



高野町土砂災害ハザードマップ

2 節. 広域計画

1. 第二次国土形成計画

これまでわが国では「全国総合開発計画」を中心として、開発を基調とした量的拡大を図ってきました。しかし、平成 20（2008）年に人口減少社会に転じ、成長社会から成熟社会に突入したわが国にふさわしい質的な向上を図るべく、平成 20（2008）年度より「国土形成計画」が策定されました。「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」という国土像のもと、開発中心からの転換や国と地方の共同によるビジョンが示されています。

平成 27（2015）年に閣議決定された「第二次国土形成計画」では、急激な人口減少、巨大災害の多発等に対応しつつ、これからも経済成長を続け、豊かな国として発展し続けることが求められており、計画の目標に「1.

安全で、豊かさを実感することのできる国」「2. 経済成長を続ける活力ある国」「3. 国際社会の中で存在感を発揮する国」の3本の柱を掲げています。

「第二次国土形成計画」のブロック別計画である「近畿圏広域地方計画」では、「歴史とイノベーションによるアジアとの対流拠点」を将来像に掲げ、地域で豊かにいきいきと暮らせる圏域として、その地域特性を活かし「1. アジアのゲートウェイを担い、我が国の成長エンジンとなる圏域」「2. 日本の歴史・伝統文化が集積し、世界を魅了し続ける圏域」「3. 快適で豊かに生き生きと暮らせる圏域」「4. 暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域」「5. 人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域」の5つの目指す姿を設定しています。



高野町の地域特性

1 節. 位置・地形・自然

1. 位置

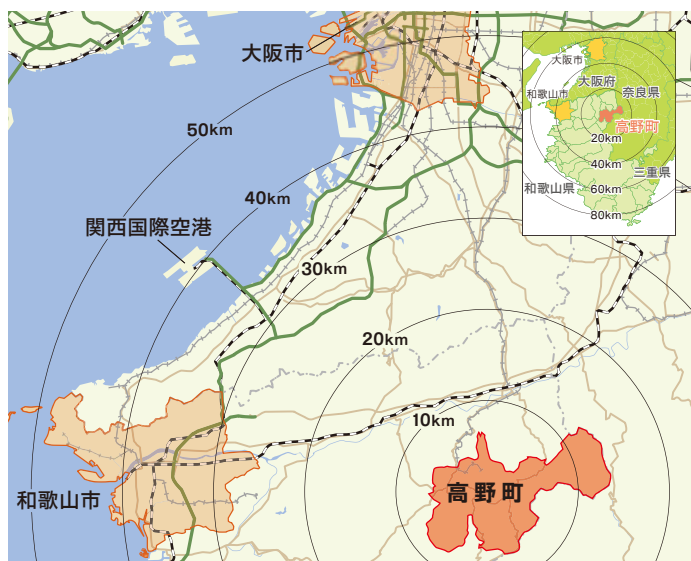
本町は、和歌山県の北東部、東経 135 度 35 分・北緯 34 度 12 分に位置しています。町域は、東西約 22km、南北約 12km、総面積 137.03km² となっています。南東部は奈良県、南西部はかつらぎ町、北部は九度山町、橋本市と接しています。

中心集落の高野山地区から近畿圏の中心都市大阪市までは、直線距離で約 53km、バス・鉄道（急行列車）で約 2 時間 10 分、

県庁所在地和歌山市までは直線距離で約 38km、バス・鉄道（普通列車）で約 2 時間 30 分の距離にあります。もうひとつの基幹集落である富貴地区から奈良県五條市中心部までは、自動車で約 30 分、バスで約 50 分の距離にあります。

また、海外への玄関口である関西国際空港までは直線距離で約 40km の距離にあります。

■ 広域図



資料：地図で見る統計（jSTAT MAP）をもとに作成

2. 交通

本町の主要道路は国道480号と国道370号、国道371号があります。また、奥之院を起点とし、田辺市龍神村までを結び国道371号の一部を通る「高野龍神スカイライン」は、一般有料道路として開通しましたが、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録に備える形で、平成15（2003）年に無料となりました。

その他の主要道路として、平成19（2007）年に国道480号の整備事業により開通した志賀高野山トンネル（全長1,070m）、平成27（2015）年の「高野山開創1200年記念大法会」を契機として、渋滞緩和を目的に開設された、高野山の南側を東西に走る循環道路「高野山道路」（国道371号、延長約4km）があります。

■本町を通る幹線道路



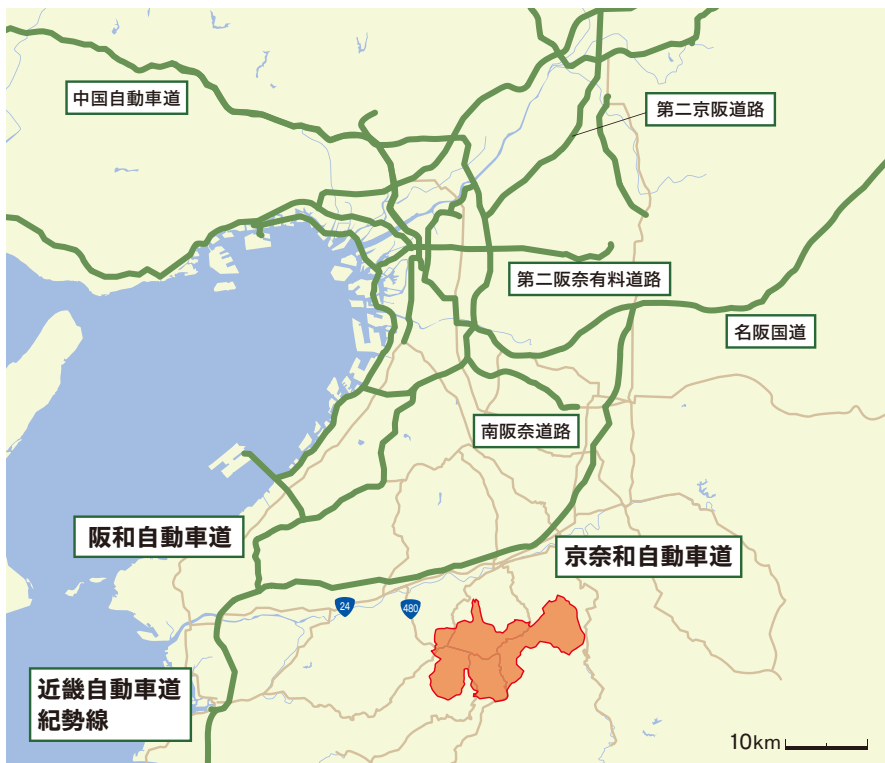
資料：国土地理院地図をもとに作成

高野町の地域特性

1 節. 位置・地形・自然

広域道路として、和歌山ジャンクションより橿原市までを結ぶ京奈和自動車道（国道 24 号）、すさみ町までを結ぶ近畿自動車道紀勢線、大阪市に至る阪和自動車道があります。

■ 広域道路図



資料：国土交通省「高速道路ナンバリング路線図」をもとに作成

本町の公共交通について、鉄道は南海高野線が難波駅（大阪市）から極楽橋駅まで運行し、極楽橋駅からは高野山ケーブルカーを高野山の玄関口である高野山駅まで運行しています。

バス網は高野山駅を起点として「奥の院前」行き、「大門南駐車場」行きなどの路線バスが運行しています。また、世界遺産「高野山・熊野」聖地巡礼バス等の季節運行バスもあります。

筒香地区、富貴地区においては、橋本市及び奈良県五條市まで定時・定路線型の乗合タクシー（愛称：夢たまご・ハイランドタクシー）が運行しており、その他湯川地区をはじめとする6地区において、デマンド方式の乗合タクシー（ふれあいタクシー）も運行しています。

■ 路線図



資料：南海りんかんバス「運行系統図」をもとに作成

高野町の地域特性

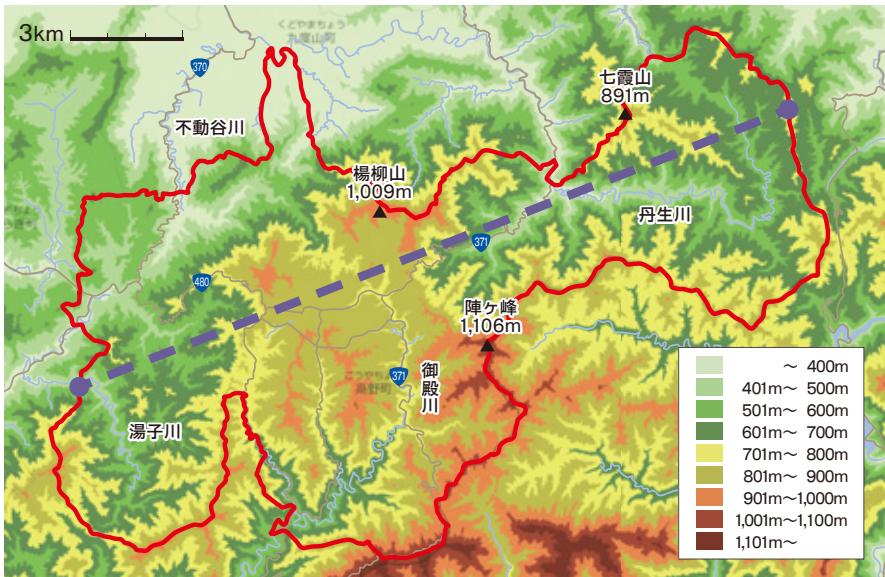
1 節. 位置・地形・自然

3. 地形

本町の地形は、最高峰の陣ヶ峰をはじめとする標高 1,000 m 前後の高い山々が町境、県境沿いに点在して山地を形成しており、町域の 70.6% が標高 600 m 以上の高地で、かつ、傾斜度 30 度以上の急傾地が 88.2% を占める谷密度の高い地形となっています。

基幹集落である高野山地区は、概ね台地状の高原で、標高 800 m から 850 m と比較的標高差が少なく、富貴地区の一部を占める富貴盆地とともに山頂傾斜面となっています。

■ 地形図



資料：国土地理院地図をもとに作成

■高野山地区及び富貴地区における町域断面図



※上図の破線部分の断面図



資料：国土地理院地図をもとに作成

高野町の地域特性

1 節. 位置・地形・自然

4. 地質

本町の地層は、大部分が四万十帯の日高川層群に属し、有田川構造線を境に町域の北西隅の一部のみが三波川帯に属しています。岩質は、町域の大部分を占める日高川層群は砂岩や頁岩により構成され、チャート等を伴っています。町域にかかっている三波川帯は、結晶片岩等の変成岩により構成されています。

5. 水域

紀の川水系として東部に丹生川、北部に不動谷川、西部に湯子川が流れ、また、楊柳山に水源を発する有田川水系として南部に御殿川が流れ、それぞれの川沿いに狭小な平地を形成しています。

■水域図

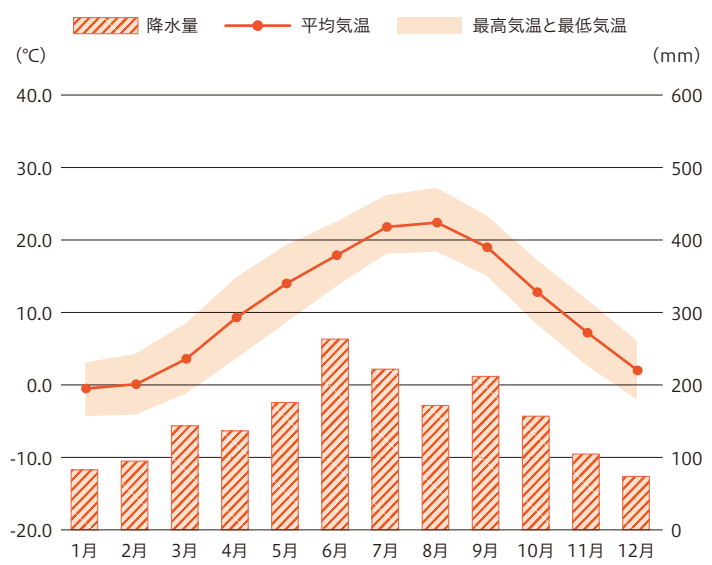


資料：国土地理院地図をもとに作成

6. 気象

紀の川流域は冬季に比較的乾燥し、夏季に降雨の多い瀬戸内気候に属し、高野山地帯と紀の川地帯とに区分されます。高野山地帯に属する本町域は地域によって多少異なりますが、平均気温は10℃前後であり、紀の川地帯に比べると5℃ほど低く、冬季には最低気温がマイナス10℃前後になる日もあります。例年10～20cmの積雪があり、最深積雪は30cmとなり、冠雪害が発生することもあります。

■ 降水量と気温の月別推移



単位：気温（℃）、降水量（mm）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温	-0.5	0.1	3.6	9.3	14.0	17.9	21.8	22.4	19.0	12.8	7.2	2.0
最高気温	3.2	4.4	8.6	14.9	19.4	22.6	26.3	27.3	23.5	17.4	11.9	6.2
最低気温	-4.3	-4.1	-1.2	3.6	8.6	13.6	18.1	18.4	15.1	8.4	2.7	-2.0
降水量	83.1	95.3	144.2	137.2	176.6	264.5	222.8	172.5	212.8	157.6	105.1	74.1

資料：気象庁気象統計情報

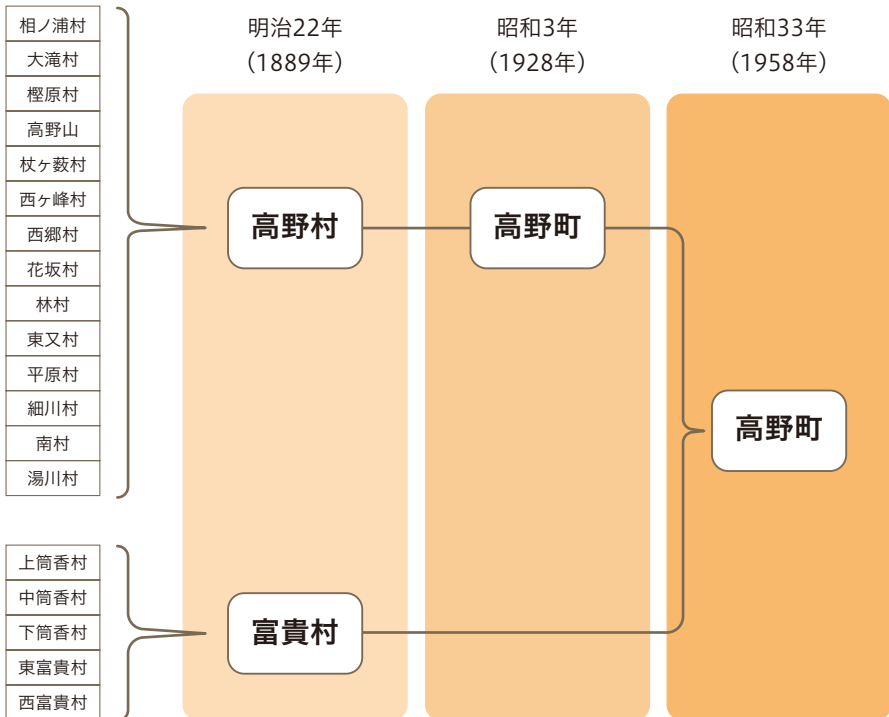
2節. 沿革・歴史

1. 町の沿革

明治22(1889)年、市制町村制が施行され、相ノ浦村、大滝村、檜原村、高野山、杖ヶ藪村、西ヶ峰村、西郷村、花坂村、林村、東又村、平原村、細川村、南村、湯川村をもって高野村とし、上筒香村、中筒香村、下筒香村、東富貴村、西富貴村をもって富貴村としました。

昭和3(1928)年、町制を施行し、高野町が誕生しました。昭和33(1958)年に町村合併促進法によって、高野町と富貴村が合併し現在に至っています。

なお、平成に入り、地方行政改革に伴う広域合併が全国的に展開され、再編が進んだなか、本町は平成17(2005)年2月の住民投票にて単独町政を選択しました。



2. 町の歴史

「高野」の地名が史料に登場するのは、弘仁7（816）年6月19日、空海（弘法大師）が、真言密教修禪の道場の地として嵯峨天皇に対し下賜を請い願う上表文が最初で、同年7月8日に高野山を下賜する旨の勅旨を賜る太政官符が発せられ、ここに「高野」の歴史が始まりました。以後、伽藍の造営が始まり、次第に高野山内は宗教の町、仏教の町（仏都）としての体裁を整えていきました。

天正13（1585）年に羽柴秀吉による紀州攻めによって、根來寺、粉河寺が次々と秀吉の手に落ちました（根來・粉河攻め）。高野にも戦火が迫っていましたが、木食応其上人の秀吉への直談判により、高野攻めの危機は回避され、2万1千石の寺領を安堵されました。江戸幕府もこれを追認し、後に300石が増加され、伊都・那賀・有田地方の村落を寺領として支配することとなり、大名に匹敵する一大勢力圏を形成し、明治維新までこの体制が継続されてきましたが、近代に入り、明治2（1869）年の版籍奉還及びそれに引き続く廃藩置県により、高野山領は明治2（1869）年堺県、明治3（1870）年五條県を経て、明治4（1871）年和歌山県の管轄となりました。また、明治6（1873）年、3,000haの寺有林も返上するに至り、それまで隆盛を誇った高野山は急速にその経済基盤を失っていきました。

高野山は江戸時代後期から商人・職人等の居住が増加しつつありましたが、明治21（1888）年の大火を契機に山内寺院の統廃合が進み、この大火による廃寺跡に藪から上

がってきた人々が住み始めるようになり、参詣者相手の店を開くなど、明治20年代には寺院の間に町屋が並ぶ現在のまちなみの原型が現れ、明治22（1889）年に高野山とその周辺の13の村々が合併し、高野村が誕生しました。

その後、日清戦争、日露戦争を経て、全国的に高野参詣が大きなブームとなりました。参詣者の増加に加え、明治39（1906）年に女性の定住が解禁されたことから、高野山への周辺住民の移住がさらに進み、庶民の町としての形態が備わり、高野山上に寺内町ができあがっていきました。

一方、周辺の集落は、農林業及び農村型手工業を基盤として山内の経済を側面から支えながら、集落によっては高野参詣の宿場町や街道の拠点となるなど、時代の変遷とともに発展してきました。また、富貴地区は高野・熊野・大峰山参詣の交通の要衝に位置し、古くから宿場町、物資の中継地として繁栄し、明治22（1889）年に5つの村が合併し、富貴村が誕生しました。

昭和3（1928）年に高野村が高野町となり、昭和33（1958）年に高野町と富貴村が合併することで現在の高野町となりました。

また、平成16（2004）年7月、和歌山県、奈良県、三重県にまたがる霊場・寺社・参詣道全体が「紀伊山地の霊場と参詣道」として、ユネスコにおいて世界遺産に登録されました。平成28（2016）年10月には、登録範囲の変更により本町では「女人道」「黒河道」「京大坂道不動坂」が追加登録されました。

3 節. 住民意識

1. アンケート調査からみる課題の把握

●若い住民の定住意向は低い傾向にある

住民の定住意向は、地域別では大きな差はみられないものの、年代別では若い年代ほど定住意向が低くなっています。

「住み続けたくない」「わからない」と回答した理由については、「買い物など日常生活環境が整っていないから」「医療が充実していないから」が地域別・年代別を問わず、共通して高い割合となっています。

●20～40歳代は「就労・教育環境」、70歳以上は「福祉」

20～40歳代における定住意向の低い理由は、「通勤・通学に不便だから」「教育環境が充実していないから」が他の年代よりも高い割合を占めています。また、70歳以上における定住意向の低い理由は、「福祉サービスが充実していないから」が他の年代よりも高い割合を占めています。

●高野山地区は、医療の充実、協働のまちづくり

富貴地区及び高野山地区以外は通勤・通学等の交通インフラが課題

高野山地区における定住意向の低い理由は「医療が充実していないから」や「住民協働のまちづくりはできていない」等が富貴地区及び高野山地区以外よりも高い割合を占めています。

富貴地区及び高野山地区以外における定住意向の低い理由は、「通勤・通学に不便だから」が高野山地区よりも高い割合となっています。

※アンケート調査における地域区分

高野山地区：高野山

富貴地区：西富貴、東富貴、上筒香、中筒香、下筒香

高野山地区以外：西郷、細川、花坂、湯川、相ノ浦、大滝、

西ヶ峰、林、南、平原、檜原、東又、杖ヶ藪

2. まちづくりの満足度・重要度

住民アンケート調査において、これまでの本町のまちづくり施策に対する満足度と重要度についてお聞きしました。

満足度と重要度のそれぞれの評価を、全体の平均と比較した時の差異を基準に、「現状維持エリア」「継続取組エリア」「取組強化エリア」「重点取組エリア」の4つに分類しました。

	内容
現状維持 エリア	満足度が高く、重要度が低い。 ⇒住民の満足度が高く、今後のさらなる充足には検討すべき項目
継続取組 エリア	満足度、重要度がともに高い。 ⇒施策の継続実施が必要な項目
取組強化 エリア	満足度、重要度がともに低い。 ⇒町民の認知度や関心の不足等による満足度及び重要度が低い項目
重点取組 エリア	満足度が低く、重要度が高い。 ⇒今後重要施策として検討が必要な項目

現状維持エリア

「高野山学」「地域コミュニティの強化」「高野町の魅力発信」「生涯学習を通じた心の充足」「自然や文化を活かした景観づくり」「観光産業の振興」は満足度が高く、重要度が低い分野であり、現行の取り組みを引き続き推進していくべき分野です。

継続取組エリア

「学校教育の充実」「暮らしやすい生活環境の整備」「防災体制の整備や安全の確保」「歩きやすい道の整備や交通の見直し」は満足度、重要度がともに高く、引き続き注力すべき分野です。

取組強化エリア

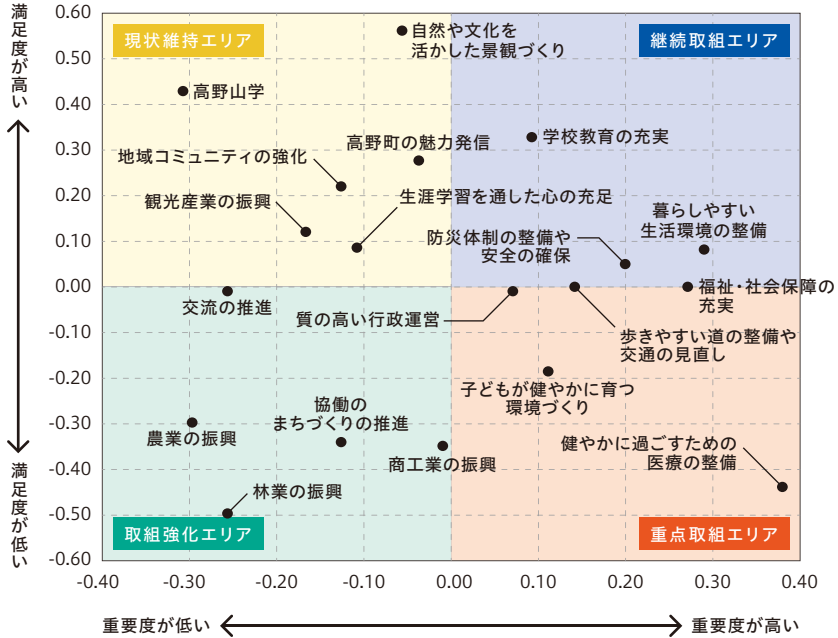
「交流の推進」「農業の振興」「商工業の振興」「協働のまちづくりの推進」「林業の振興」は、満足度、重要度がともに低く、取り組みの周知と各施策の充実が求められている分野です。

重点取組エリア

「福祉・社会保障の充実」「質の高い行政運営」「子どもが健やかに育つ環境づくり」「健やかに過ごすための医療の整備」は満足度が低く、重要度が高い分野であり、今後重点的に取り組む必要がある分野です。

高野町の地域特性
3 節. 住民意識

■ まちづくりで満足していること、重要だと思うこと









■ カテゴリ別一覧

現状維持エリア	高野山学 地域コミュニティの強化 高野町の魅力発信 生涯学習を通じた心の充足 自然や文化を活かした景観づくり 観光産業の振興	継続取組エリア	学校教育の充実 暮らしやすい生活環境の整備 防災体制の整備や安全の確保 歩きやすい道の整備や交通の見直し
取組強化エリア	交流の推進 農業の振興 商工業の振興 協働のまちづくりの推進 林業の振興	重点取組エリア	福祉・社会保障の充実 質の高い行政運営 子どもが健やかに育つ環境づくり 健やかに過ごすための医療の整備

3. まちの現状と今後の方向性

アンケート調査に盛り込んだ項目や今後の主要課題について、本町の現状・課題及び今後の方向性について、以下にまとめます。

○：取組の成果 ☆：今後必要となる方向性







	安全・安心	健康・医療	住民協働地域課題
アンケート結果	<p><継続取組></p> <p> </p> <p>満足度↑ 重要度↑</p> <p>「避難場所や避難経路をはっきりしておく」が61.2%、「食料・水・日常生活用品の備蓄」が50.0%。</p>	<p><重点取組></p> <p> </p> <p>満足度↓ 重要度↑</p> <p>高齢者福祉・生きがい対策では「身近な医療機関の充実」が49.5%。</p>	<p><取組強化></p> <p> </p> <p>満足度↓ 重要度↓</p> <p>「協働でまちづくりができていない」が35.2%、「町民と行政との交流や意見交換する機会をつくること」が50.0%。</p>
これまでの取り組みと今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○全地区での自主防災組織の立ち上げ。 ○消防設備の充実。 ○災害広域ネットワーク協定の締結。 ○災害時情報収集手段として、FMラジオ放送の開始、SNSやメール配信サービスの充実。 ○可搬型通信設備の設置。 ○ハザードマップの作成と全戸配布。 ○防災ラジオの無償配布。 ☆自主防災組織の計画的訓練の実施。 ☆救急救命資格取得支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立医科大学、地域医療振興協会、伊都医師会との連携強化。 ○医療スタッフの確保に努め、夜間救急体制を週1日から最大週4日に拡大。 ○高野山診療所を小規模多機能型医療施設へ。 ○訪問看護の充実。 ○通所リハビリ施設を開設。 ☆フィットネスジム等を活用した健康寿命の増進。 ☆夜間救急医療体制のさらなる充実。 ☆民間医療機関の参入支援。 ☆住まい・医療・介護・介護予防を一体的に提供することができる、地域包括ケアシステムの構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「高野町交流ひろば」を通して、住民活動の促進を図る。 ○地域担当職員を配置。 ☆引き続き「タウンミーティング」を開催し、住民の行政参加の場を創出。 ☆生涯学習・交流の場「まちかどサロン縁」の活用推進。 ☆高野山大学・近畿大学との連携協定締結による、産官学の連携推進、地域課題解決に向けた取り組み。

高野町の地域特性
3 節. 住民意識

○：取組の成果 ☆：今後必要となる方向性

	子育て・教育	観光	産業・雇用
アンケート結果	<p>【子育て】 <重点取組></p> <p> </p> <p>満足度↓ 重要度↑</p> <p>「経済的負担の軽減」が40.3%、「小児医療サービスの充実」が35.7%。</p>	<p><現状維持></p> <p> </p> <p>満足度↑ 重要度↓</p> <p>高野町に対するイメージは「世界遺産を体感する観光客を中心とした観光」が71.9%、「真言密教の聖地として檀信徒・参拝客を中心とした観光」が70.4%。</p>	<p><取組強化></p> <p> </p> <p>満足度↓ 重要度↓</p> <p>「後継者の育成に力を入れる」が51.0%。</p>
	<p>【教育】 <継続取組></p> <p> </p> <p>満足度↑ 重要度↑</p> <p>「人権を尊重し、思いやりの心を育てる」が31.1%、「礼儀をわきまえ、節度ある態度を育てる」が29.1%。</p>		
これまでの取り組みと今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○保育・幼児教育・義務教育の完全無償化について、国に先駆けて実施。 ○小中学校の教育環境向上に向けた議論の開始。 ○小中学校の図書費を増額。 ○学童保育を開設。 ☆小中学校の教育環境の充実と、学力の安定。 ☆英語教育の強化。 ☆学童保育におけるふるさと教育の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「高野町団体旅行補助制度(徳パック)」の推進。 ○観光ナビアプリの開発・運用。 ○インバウンド向けホームページの開設。 ○Wi-Fiの整備。 ○「高野山観光情報センターいこやiKOYA」の建設。 ○世界遺産の追加登録。 ☆国や県と連携し、新たな観光ルートの目に見える形で整備し、新たな価値創出を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食での地元米の地産地消。 ○優良農地の確保と多様な作物の生産性の向上に向けた農地整備を推進。 ☆耕作放棄地の活用推進。 ☆漢方トウキ等の増産・ブランド化。 ☆「高野山・有田川流域の農業システム」を日本農業遺産並びに世界農業遺産へ登録。 ☆既存の伝統産業、地場産業の経営基盤の充実と、地域資源を活用した新たな産業の創出。

○：取組の成果 ☆：今後必要となる方向性

	福祉・社会保障	道路・交通	行政運営・財政
アンケート結果	<p><現状維持></p> <p> </p> <p>満足度↑ 重要度↓</p> <p>高齢者福祉・生きがい対策では、「身近な医療機関の充実」が49.5%、「公共交通などの移動手段の充実」が43.4%。</p>	<p><現状維持></p> <p> </p> <p>満足度↑ 重要度↓</p> <p>観光・交流を推進するうえでも、「道路など交通網を整備する」が41.8%と最も高い。</p>	<p>【行政運営】</p> <p><重点取組></p> <p> </p> <p>満足度↓ 重要度↑</p>
これまでの取り組みと今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 80歳以上の高齢者に対し、タクシー券補助事業を実施。 ○ 福祉分野の担い手の育成。 ○ ひとり親家庭の経済的負担の軽減。 ○ ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進。 ○ 相談にあたる職員の研修。 ○ 窓口の利用しやすさを向上し、きめ細かな支援。 ☆子ども・高齢者を地域ぐるみで見守る体制の構築。 ☆医療・介護・福祉を統合させた地域包括ケアシステムの構築が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の修繕に徹し、橋梁や道路の長寿命化。 ○ 平成30（2018）年時点で町道の改良率は28.8%、舗装率は71.9%。 ○ 自動車通行不能区間は25%。（平成30（2018）年4月1日現在） ○ 町道イメージのモデル線として町道五大連絡線を石畳風に改良。 ☆高野山と周辺集落を結ぶ道路の整備を進めるとともに、既存橋梁の長寿命化。 ☆歩道などのバリアフリー化を継続推進。 ☆駐車場に警備員を配置。 ☆公共・民間施設で臨時駐車場を開設。 ☆デマンドタクシーや福祉有償輸送等を効果的に実施。 ☆交通網の見直しや利便性の向上。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政健全化の各指標の改善。 ○ ふるさと納税が平成23（2011）年から平成25（2013）年の3年間と、平成26（2014）年から平成28（2016）年の3年間を比較して、11億円増加。 ☆投資的経費の増加による財政指数の悪化。 ☆ふるさと応援寄付金の拡大による安定した自主財源の確保。 ☆高野山周辺地域の活性化と地域力の向上。 ☆「定員適正化計画」に基づく、職員の適正かつ効率的な採用と配置。

主要課題に対するこれまでの 取り組みと今後の対応

1 節. 過疎対策と住民協働のまちづくり

1. 地域課題の解決に向けた、住民との協働体制を築く

人口減少と少子高齢化が同時に進行するなかで、これからのまちづくりを推進するにあたっては、住民と行政が適切な役割分担のもと、地域課題を共有し、住民の皆さまに主体的に参加していただくことが大切です。

住民アンケート調査結果をみると、協働してまちづくりを行ううえで、必要なことは「住民と行政との交流や意見交換する機会をつくること」が高い割合となっています。住民一人ひとりがまちづくりの担い手であるという認識を持ち、住民と行政の積極的な交流ができる機会の充実を図り、協働によって地域課題解決に取り組んでいくことが重要です。

毎年町内約16の地区で「タウンミーティング」を開催し、町政報告や住民との懇談を通して住民の町に対する想いをいただきました。高野山地区と高野山周辺地域とでは地理的環境の違いのほか、人口構造や地域

資源の状況等において異なり、それぞれの地域課題に対応できるまちづくりの仕組みが必要で

ます。また、平成30(2018)年から開始した地域担当職員制度の活用により、地域との信頼関係の向上を目指すとともに、地域と行政の相互理解をより深め、身近な行政の実現と地域活動の活性化を進めます。



タウンミーティング



2. 過疎集落のコミュニティ維持、再形成

「西ヶ峰」「林」「平原」「檜原」「東又」「杖ヶ藪」においては、住民の数が10人を割っており深刻な過疎状態となっています。その他の地域においても若者がいない地域があり、コミュニティ活動の担い手がおらず、地域の存続に大きな懸念が生じています。「集落支援員」等の制度を活用し、高齢者の見守りや地域活動の維持に努められるよう支援体制を構築することが大切です。

花坂地区、富貴地区、筒香地区においては、過疎対策事業を推進し、遊休施設を活用した活動拠点整備や農林産品の加工による産業の活性化に取り組んでいます。「地域おこし協力隊」等の制度を活用し、都市部からの人材の移住交流と地域活動がより活性化し、さらなる成果をあげることができるよう支援体制を構築することが大切です。



高野やま里市



3. 地域生活を守る交通インフラの整備

生活の利便性向上には、道路の整備や公共交通機関の交通インフラの充実が重要な課題となります。急峻な山間地という地理的条件により、道路整備が進んでいない地域が多くあります（平成30（2018）年時点で町道の改良率28.8%）。住民の生活道路として、また周辺市町村との広域連携を図るうえでも、道路や橋梁、トンネル等の整備が大きな課題となります。

特に、高野大峰文化圏を結ぶ高野天川線（和歌山県道・奈良県道53号）は隘路が多く、冬は凍結します。人や文化の交流を促す道路

としてだけでなく、災害発生時の広域連携道路として、安全な交通ができるよう高野天川線の改築に向け、国や県（和歌山県と奈良県）へ継続的に要望を続けることが大切です。

また、高齢化により自動車運転が困難になる人やさまざまな理由で公共機関の利用を希望する人が増加することが予想され、今後ますます公共交通機関に頼る人が多くなると考えられます。このため、公共交通機関の維持・確保に向けた支援を充実させるとともに、日常生活に必要な移動手段の確保と利便性の向上を図ることが必要です。

主要課題に対するこれまでの
取り組みと今後の対応

2 節. 子育て環境の充実と高齢者支援の充実

1. 子育て支援体制の確立に向けた連携強化

住民アンケート調査結果によると、「20～40歳代」での定住意向が低く、このことは転出超過にもつながっており、出生数の減少、将来人口の減少の要因とも考えられます。

本町では子育て支援施策を充実し、出産報奨金や児童給付金をはじめ、保育・幼児教育・義務教育の無償化等、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組んできました。また、子育て中の親が孤立しないよう、子育て支援センターを通して、各種情報発信や保護者同士の交流の促進、相談支援の充実を図ってきました。併せて、学童保育を開設し、放課後の児童の居場所づくりに取り組んできました。

こうした取り組みもあり、平成 22（2010）年から平成 27（2015）年にかけての年少人口の減少数は 17 人まで抑えられ、年少人口比は 7.2%（0.6 ポイント上昇）となっています。

引き続き、子育て支援の充実を図るとともに、子どもが年齢や地域を超えて交流する機会を充実させ、児童生徒の豊かな心を育み健全な発育を促すことが大切です。また、小児医療や病児保育等の充実が求められていますが、橋本保健医療圏において関係機関と連携を強化し、安心して子育てができる環境を充実することが大切です。

2. 生きがいのある高齢生活の形成と安住の地に向けて

高齢者福祉については、高齢者が地域とつながりを持ち、いつまでも生きがいを持って暮らしていけるよう、老人クラブ活動や各種サークル活動等の充実を図り、高齢者の社会参加を促進することが大切です。また、閉じこもりにならないよう、社会教育や福祉分野に限らず、高齢者の移動支援等も含めて、高齢者の生活に関わるあらゆる関係機関と連携し、高齢者の元気づくりを推進することが大切です。

本町では、高齢者が住み慣れた家庭で生活を送ることができるよう、高齢者の住まい、医療、福祉、保健等が連携した地域包括ケアシステムの構築を目指しています。平成 28（2016）年に高野山総合診療所において訪問看護の充実を図り、通所リハビリ施設を開設しました。包括的な支援の実現により、在宅介護の継続や、在宅介護家族への負担の軽減が図れるよう一日も早い体制の構築が大切です。

3節. 生活の安全・安心と住民の健康の確保

1. 生命の安全を確保する防災力の充実

本町に暮らす住民の一人ひとりが町の財産であり、住民の生命や財産の安全を保障し、心の安寧を図ることは行政の責務です。

日本各地で発生している大地震や大雨、土砂災害等の大規模災害を振り返り、本町においても災害対策の充実は欠かせないものとなっています。

これまでに、自助・共助・公助の視点から、共助を担う自主防災組織の全地区整備や総合防災訓練、ハザードマップの作成と全戸配布

等を実施しました。また、消防本部の「タンク車」「救助工作車」「高規格救急車」の更新、広域災害ネットワークの協定、災害用備蓄品の充実等により防災・消防機能の向上を図ってきました。

今後は、高齢化が進むなか、避難行動要支援者、在宅医療患者や障害のある人等の災害時の対応等、保健・医療関係機関との連携強化をはじめ、住民との積極的な協議を重ねて具体的検討をすることが求められます。

2. 「健康寿命＝平均寿命」を国に先駆けて達成するために

住民一人ひとりが健康を維持し、健康寿命を延伸するためには、適度な運動と栄養バランスの取れた食生活を習慣化することが大切です。

住民の健康増進のため、フィットネスジムの利用促進や歩く習慣づくりに取り組み、また、健康づくり講習会等による食に対する知識を増やす機会を設け、地域ぐるみで取り組むことができるよう、これまで以上に支援を充実することが大切です。

地域医療を担う医療機関は高野山総合診療所、富貴診療所の2つあり、富貴診療所は平成27（2015）年に橋本保健医療圏のへき地医療拠点病院として指定されています。医療

サービスの充実を図り小規模多機能型医療を確立するとともに、日々の健康に対する意識啓発や、インフルエンザ等の感染症予防に対する支援の充実を図ることが必要です。



高野山総合診療所

主要課題に対するこれまでの
取り組みと今後の対応

4 節. 安定した産業の育成と持続的発展

1. 攻めの観光振興の展開と積極的な情報発信

安定した生活を営むために、就労場の確保、雇用の創出が求められます。本町では、基幹産業である観光を中心とする「サービス業」に従事する人口が最も多くなっています。

本町の観光入込客数は、平成 29 (2017) 年におよそ 149 万人となっており、特に外国人観光客が著しく増加しています。また、「高野山開創 1200 年記念大法会」が執り行われた平成 27 (2015) 年には、およそ 200 万人の観光客が訪れています。

本町では、観光客に向けた情報発信を SNS や外国人観光客向けホームページの開設、「観光ナビアプリ」の開発・配信を通して、

充実させてきました。また、観光満足度の高い観光ルートの開発や地域資源を有機的に結びつけた着地型観光の振興を目的として、「高野山観光情報センター iKOYA」を開設しました。

高野山の観光資源、観光価値を国内外のメディアを活用して積極的に PR することが大切です。併せて、平成 46 (2034) 年の「弘法大師御入定 1200 年御遠忌大法会」に向けて、観光基盤の整備・再構築を進めるとともに本町への観光の気運を醸成することも、重要な取り組みとなります。

2. 高野山周辺地区の要、農林商工業の持続可能な発展

第 1 次産業の農業、林業においては、就労人口の著しい減少がみられ、産業の維持が求められています。高齢化に伴う離農者や耕作放棄地の増加、林道や山林の未整備地区の増加、有害鳥獣による被害の増加等が、農林産品の価格低下や収穫量の減少につながり、離農に拍車をかけることとなっています。

地産地消の一環として、農業者の協力のもと、学校給食へ主食用米として高野町産の米を納入しています。また、富貴地区では耕作放棄地の有効活用として、民間事業者が新た

な作物等の試験栽培に取り組んでいます。

引き続き、地産地消や耕作放棄地活用にかかる取り組みを推進するとともに、高付加価値商品の生産量の拡大、高野産農林産品のブランド化、新規就農者の確保に向けた取り組みが重要です。

3. 人と自然の適切な関係を構築

本町は自然環境に恵まれた豊かな土地を有する町です。本町のおよそ95%が山林であり、高野槇や松茸等の特用林産物や、各寺社の建造等に使われてきた高野霊木（高野材）等、山の恵みを受けてきました。近年は林業従事者の高齢化や安い外材の流通により、林業の衰退が起っています。このことは、未整備森林の増加や、さらなる林業の衰退につながるばかりか、山林の持つ多面的な機能の低下にもつながっています。山林の適正な整備・保全を進めるとともに、山林の恵みを多くの住民、観光客と享受することが大切です。



高野槇



森林セラピー

4. エイジレスな就労環境の確立

高齢化に伴って、生産年齢人口が年々減少し、産業を担う人口が減少する懸念が生じています。高齢になっても継続して仕事ができる就労環境を整備することは、産業の活力の維持に限らず、高齢者の社会参加促進にもつながります。

国が推進する「働き方改革」や「Society5.0」の動きを注視しながら、積極的な新制度導入の検討や先端技術の導入を図り、年齢を問わず社会で活躍できるまちづくりを推進することが大切です。



高野槇販売

主要課題に対するこれまでの
取り組みと今後の対応

5節. 地域資源や歴史・文化を活かした持続可能な営み

1. 世界遺産構成文化財や地域資源の積極的活用と継承

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は平成16（2004）年に登録され、平成28（2016）年に軽微な変更提案が承認され、本町では「女人道」「黒河道」「京大坂道不動坂」が追加登録されました。世界遺産を構成する文化財、史跡のほかにも、多くの文化財を有しています。これらの文化財を大切に守り伝えるだけでなく、適切な管理のもと、地域の交流資源として、または観光資源として積極的に活用することで、次世代に伝えることは今を生きる私たちの使命でもあります。

2. 「弘法大師御入定1200年御遠忌」に向けた補修・改修


平成27（2015）年には「高野山開創1200年記念大法会」が執り行われ、PR活動と式典の開催に向けて来訪の気運の醸成を図りました。

本町では、平成19（2007）年よりまちなみ修景整備事業を実施し、平成20（2008）年には「高野町景観条例」を施行しました。また、「歴史まちづくり法」に基づき平成30（2018）年度に「高野町歴史的風致維持向上計画」を策定しました。こうした取り組みによってまちの景観が保全され、住民においても景観に関する意識が高くなってきています。

今後は、「弘法大師御入定1200年御遠忌」に向けて、1200余年の悠久の歴史と宗教文化を育んできた「聖地 高野山」としてふさわしいまちづくりを、宗教法人金剛峯寺との協力連携体制のもと、ハード事業、ソフト事業ともに計画的に実行することが求められています。



総本山金剛峯寺



第2部 基本構想

まちづくりの基本方針

1 節. 将来像

1. 将来像

第3次高野町長期総合計画では「歴史と文化を守り伝える“こころ”豊かな高野町」を将来像に掲げ、本町の抱える課題に対して対応できるよう、各分野における基本目標を掲げてまちづくりを進めてきました。

これからの10年間は急激な人口減少に対応したまちづくりを進めるとともに、住民一人ひとりが安全で安心な生活を送ることができる『安寧都市こうや』を目指して、医療・保健・福祉・防災・教育の充実を図ります。

「歴史」と「文化」を大切に守り続けてきた先人の努力を受け継ぐことをこれからも大切にするとともに、人との交流によって「笑顔」を生み、多文化交流によって町への「誇り」を育み、観光交流によって「活力」を維持していきます。

本町に住まう住民一人ひとりがまちに誇りを持って生活し、本町出身者や本町を訪れた人、参拝者等が心のふるさととして本町を想い、集うことのできる“ふるさと”であり続けられる高野町を目指します。

歴史と文化を守り
交流が育む明るい未来
心のふるさと 高野町



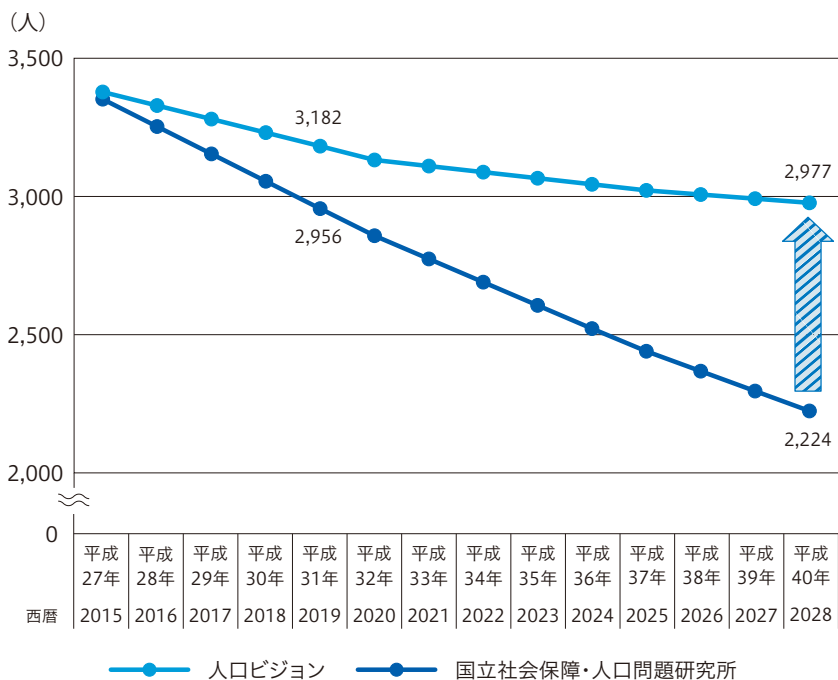
2節. まちの将来の姿

1. 将来人口フレーム

将来人口は、生活基盤の整備や雇用機会の創出、教育機関の提供等の面で、将来のまちの規模を示す指標となります。

平成 27 (2015) 年度に策定した人口ビジョンでは、(i) 合計特殊出生率の上昇 (1.46 から 1.80)、(ii) 雇用の場の確保による若年層の流出抑制、(iii) 子育て世代の転出抑制と転入促進を図ることで、平成 52 (2040) 年に 2,800 人の人口規模を維持することを目標に掲げ、各施策を展開することとしています。これを踏まえ、平成 40 (2028) 年は概ね 3,000 人程度の人口規模を目指すこととします。

■ 将来人口の推計

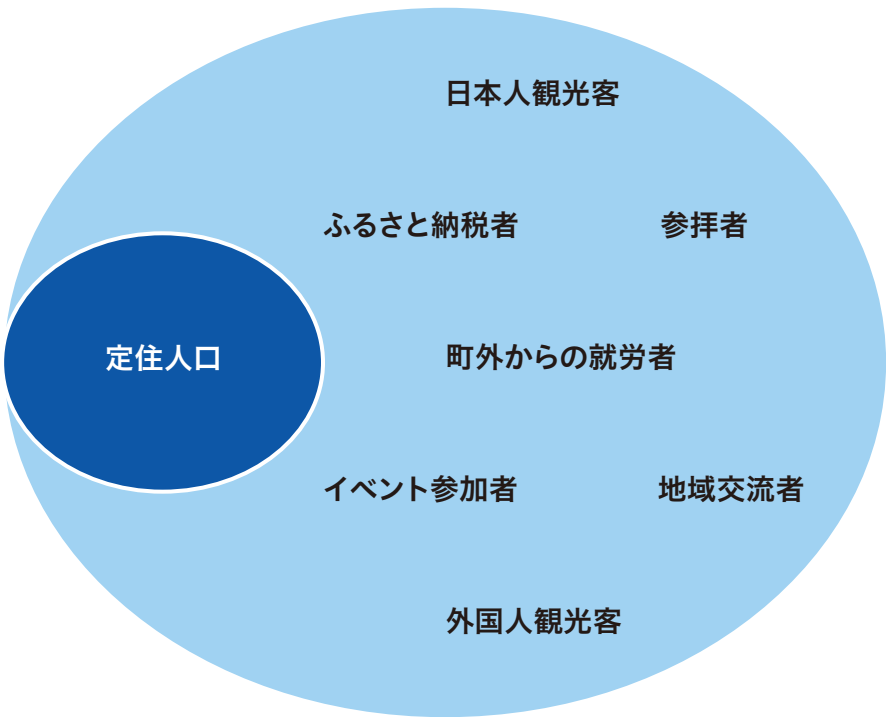


資料：高野町人口ビジョン、国立社会保障・人口問題研究所
(平成 30 (2018) 年推計)

2. 交流人口と関係人口

今後、人口減少は全国規模で進行し、本町においても深刻な少子高齢化が予想されます。平成27（2015）年度に策定した人口ビジョンや総合戦略等の各種施策を実施することで、着実に人口減少の抑制に努める必要があります。一方で、人口減少の抑制や人口増加の効果には時間がかかることから、まちの活気と活力を示す交流人口[※]と関係人口にも着目した地域づくりを推進することが大切です。

■人口フレームの概念図



※「関係人口」は、長期的な「定住人口」でも、短期的な「交流人口」でもなく、地域や地域の人々と多様に関わりを持とうとする人たちのこと。

●定住人口 3,000 人の確保に向けた施策の展開

平成 40（2028）年に本町の定住人口をおよそ 3,000 人規模で維持するためには、出生数の増加と社会的人口減少を抑制することが重要です。

将来像に掲げる「歴史と文化を守り 交流が育む明るい未来 心のふるさと 高野町」の理念のもと、医療と福祉、防災の充実を図り、本町で生活を希望する町内外の人が、安全で安心した生活を送ることができるよう支援するとともに、子どもの成長を地域で支える環境を整え、子育てにかかる経済的負担の緩和や教育の充実を推進することで、本町で子どもを育てたいと思える風潮を醸成します。



高野山こども園の豆まきの様子

●交流人口・関係人口が支えるまちの活力

人口減少によって、地域で生活インフラを支えることが困難となり、それが地域で生活を続けたい人の「地域離れ」につながり、まちの活力の衰退に拍車をかけることが予想されています。

本町は大師信仰や世界遺産をはじめとする多くの資源を有しており、年間 120 万人を超える観光客が世界中から訪れています。そうした観光客が本町を訪れることで、まちの活力が保たれています。

また、国内外の友好都市との交流を通して、学生や住民が本町をより深く知ることにつながり、郷土愛を育むきっかけづくりにも寄与しています。

こうした取り組みを引き続き推進するとともに、本町で生まれ育った若者や来訪した学

生等が本町で就労することができるよう、就労環境の整備を図るとともに、大学等との連携促進等、まちの活力を支える多様な関わり方の創出と見直しを図ります。



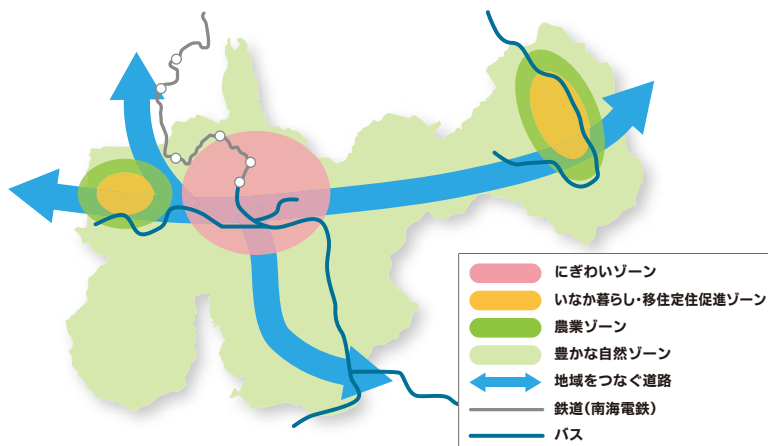
交流ひろば

まちづくりの基本方針

2 節. まちの将来の姿

3. 土地利用

■土地利用のイメージ図



にぎわいゾーン

高野山地区を中心に、観光産業や商業等が盛んで住民や観光客が集い交流するにぎわうエリアとして、自然や景観に配慮した生活しやすい良好な環境の整備を図ります。

いなか暮らし・
移住定住促進ゾーン

花坂地区、細川地区、富貴地区を中心として、のびのびと「いなか暮らし」を送ることができる生活環境の整備を行います。また、空き家や空き地の活用、耕作放棄地等の活用等を進め、移住定住の促進を図ります。

農業ゾーン

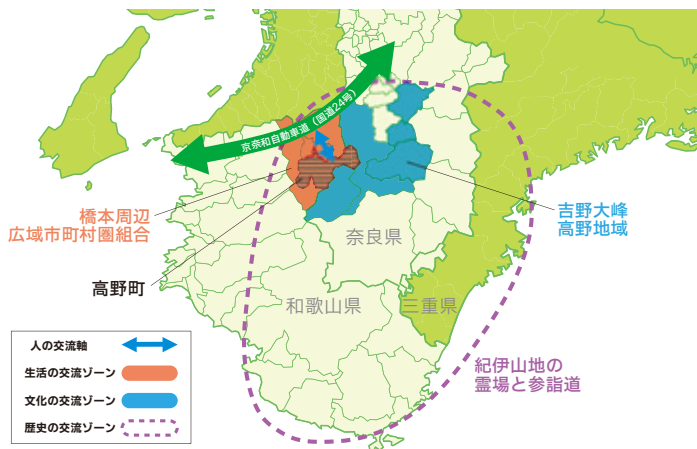
花坂地区、筒香地区、富貴地区のそれぞれの特性を活かし、高冷地・中山間地の立地条件を活かした適地適作及び地産地消を推進するとともに、観光農業の振興を目指します。

豊かな自然ゾーン

山林や緑地等の豊かな自然環境を積極的に保全するとともに、自然の循環が生まれるよう農林業の活性や適度な木材の活用を推進し、自然を活かした憩いのレクリエーションの場としての利用を図ります。

4. 広域連携図

■土地利用のイメージ図



人の交流軸

圏域の幹線道路である京奈和自動車道（国道24号）や国道480号、国道370号の整備を国や県と連携して推進し、「高野山ケーブルカー」や「南海高野線」の利便性向上に向けて、関係各所との連携を推進します。

生活の交流ゾーン

（橋本周辺広域市町村圏組合）

伊都橋本圏域において橋本周辺広域市町村圏組合が結成されており、さまざまな生活基盤に関わる連携・協力をしています。めまぐるしく変化する社会の変化に対応できるよう、各市町との連携を強化・推進します。

文化の交流ゾーン

（吉野大峰高野地域）

古くから文化的交流のあった「吉野大峰高野地域」といわれる、五條市、吉野町、野迫川村、天川村、黒滝村との連携を推進します。

歴史の交流ゾーン

（紀伊山地の霊場と参詣道）

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である熊野三山、吉野・大峰の関係機関を有機的に結び、交流や連携を推進します。

3 節. 重点プロジェクト

まちの将来像を実現するために、「住みたいまち」「訪れたいまち」「子育て・子育てのまち」の3つの柱を重点プロジェクトとして掲げます。また、各政策・施策分野ごとにまとめた「6つの基本目標」を定め、基本計画に基づいた施策を展開します。

1. 住みたいまち

本町に暮らす住民一人ひとりが本町の大きな財産であり、「いつまでも住み続けたいまち」であることが未来永劫続く大きなテーマです。

すべての住民の生命を守り、生活の安全・安心を確保し、すべての住民が健やかに生活し、人と人がつながり、互いに支え合うことができる社会の実現を目指します。

まちの活力を直接支える住民が、心豊かに住み続けることができるよう、地域のつながりやコミュニティの活性化を促し、住みやすい生活環境の整備、産業の安定と持続的発展、就労の場の確保を推進します。

2. 訪れたいまち

本町には雄大な自然、1200余年にわたる悠久の歴史、地域の伝統文化、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」等、世界に誇れる魅力的な資源が数多くあります。

人口減少が進む一方で、本町には世界中から多くの観光客が訪れています。観光客に対して、地域の歴史・文化資源や、自然資源を活用した着地型観光の視点でさまざまな体験型観光を展開し、満足度の高い体験を提供しています。今後はそうした体験やツアーを高野山周辺地域へも広げ、それぞれの地域の伝統的な行事への参加や多様な資源を活用した交流を推進します。

また、本町での生活を希望する人に対して、空き家や空き地、耕作放棄地の活用支援等を図り、移住定住支援を充実します。



観光案内

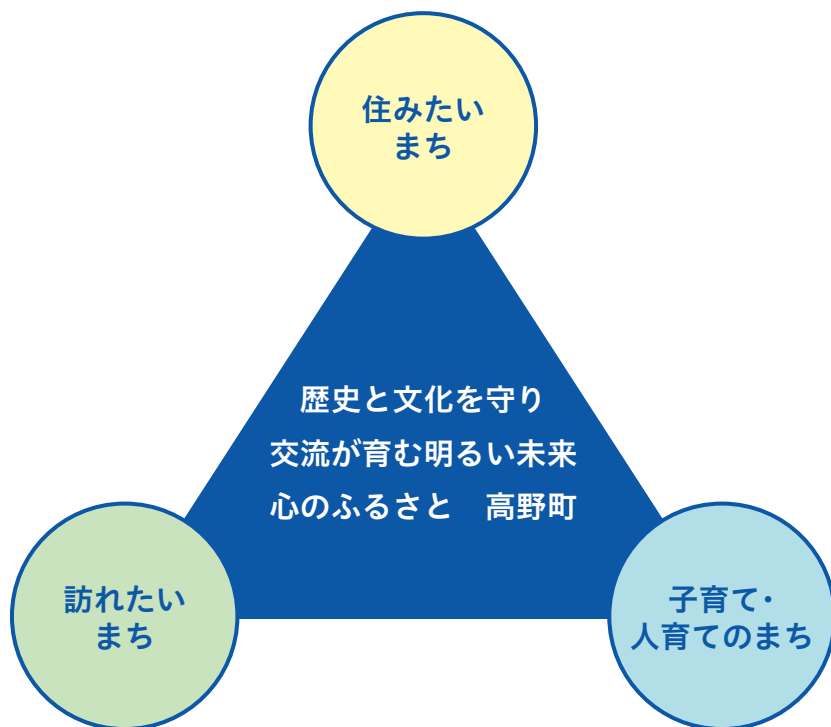
3. 子育て・人育てのまち

高野山は、弘法大師空海が人材を育成するために開いた学びの場であり、「生きとし生けるものは、共に学び、共に助け合うことが大切であり、この教えを実践することで人の心は豊かになる」という教えを今に伝えています。

住民をはじめ本町に訪れる人も、学び研鑽すること、そして学びで得られた知識や経験を社会で活かすことを通して、ともに助け合い、支え合うことができる社会を目指します。

さまざまな社会教育の支援、社会参画の機会の創出によって、健康な身体と心を育み、互いに成長できるまちづくりを推進します。

■将来像と重点プロジェクトの概念図



4 節. 基本目標



1. 一人ひとりが輝き支え合う活力のあるまちづくり

高齢化が進行するなかで、すべての住民が快適に暮らすことができるよう、時代に即した交通インフラの整備や良好な住環境の維持・整備が求められます。また、健やかに安心した生活を送ることができるよう、住民が主体的に健康づくり活動を実施できるよう支援するとともに、医療環境の充実に努めます。

行政サービスのみならず、地域の住民同士が支え合う「互助・共助」の関係をより一層深めるとともに、多世代交流、多職種交流・連携を推進することで、多様性を尊重する地域づくりを支援します。

施策1 人々の交流と支え合うコミュニティづくり

地域の活力の源となる地域コミュニティの維持・活性化に向けて、誰もが参加しやすい場の創出を図るとともに、これからの地域を担う人材の育成を推進します。

施策2 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を続けられるよう、地域住民や関係機関の協働によって、高齢者を地域で見守り支える仕組みをつくり、多分野連携による地域包括ケアシステムの構築・充実を目指します。また、生きがいを持ち、豊かな生活を送ることができるよう、高齢者の積極的な社会参加の促進を図ります。

施策3 障害者福祉の充実

障害のある人が地域で安心して生活するために必要な支援・サービスの充実を図るとともに、『『完全な社会参加と平等』が実現できる社会』の実現に向けて、共生社会の理念のもと、障害に対する理解・啓発や合理的配慮の普及を推進します。

施策4 社会保障制度の適正運営

社会保障制度の適正な運営に向けて、それぞれの制度について正しい理解の啓発を進め、すべての住民が健全な生活を送ることができるよう適切な運営を推進します。

施策5 多様性の尊重

一人ひとりの人権が尊ばれ、誰もが平等に参加することができる社会を目指し、人権教育や男女共同参画、共生社会の実現に向けて施策を展開します。

施策6 健やかな生活を送るための健康の促進

住民一人ひとりの健康意識を高め、生涯健康でいられるよう、各種健康づくり施策を展開し、健康寿命の延伸に取り組みます。

施策7 過疎対策支援

地域コミュニティの維持や生活インフラの維持・管理を進めるため、移住定住支援や、地域の資源等を活用した過疎対策支援を推進します。

まちづくりの基本方針

4 節. 基本目標

2. 人を育むまちづくり

子どもは、これからの社会を担う大切な「未来の宝」です。本町においては著しい少子化により学校が廃校となるなど、子育てには厳しい環境がみられます。人口減少の抑制として合計特殊出生率の向上や若年層の流出抑制を図ることが重要となり、そのためにも子育て・定住の場として、本町の魅力を高めることが必要となります。

施策 1 子育て環境の整備と充実

子育てしやすいまちとしての魅力を向上させるため、これまで取り組んできた子育て支援施策をより一層充実させ、子育て家庭に対する包括的な支援体制づくりを行います。

施策 2 学校教育の充実

子どもたちが「確かな学力（智）」「豊かな人間性（徳）」「健康・体力（体）」を身につけ、一人ひとりの可能性を大きく伸ばすことができるよう、主体的に学び、活かしていくことができる力を育む教育を推進します。

施策 3 社会教育の充実

高野町生涯学習のまち宣言に基づき、「学び合い」「教え合い」「助け合い」のできる子育てのまちを目指します。

3. 産業の活力創出に取り組むまちづくり

人口減少を抑制するためには、本町で生活を続けたいと思えるような環境の整備が必要となります。地域経済の活性化のための雇用環境の充実や、観光振興による交流人口の増加、人が集う活気あるまちづくりを推進することが求められます。

施策 1 農業の振興

聖地高野山ならではの風土・文化と高冷地の特性を活かした高原野菜等を高野山ブランドとして育成するとともに、地産地消を推進します。

また、安定した農業経営ができるよう、農地の集約化や多産業連携、販路拡大を図り、就農者の所得向上を推進します。

施策 2 林業の振興

林道や荒廃した山林の整備を進め、質の高い材木の確保や高野槇、松茸等の高付加価値商品の生産拡大を図るとともに、森林の持つ多面的な機能の維持・回復を図り、町が誇る資源として位置づけます。

施策 3 商工業の振興

町のにぎわいを支える商工業の振興に向けて、時代の流れに即した経営ができるよう、経営基盤の整備を図るとともに、人材の育成・支援を行います。

施策 4 また来てみたい魅力づくり

本町にあるさまざまな資源を活用し、魅力の再認識や新たな観光ルートの開発を図り、着地型観光を推進します。高野山のみならず、周辺地域とも連携し、戦略的な観光振興を推進します。

施策 5 就労の場と機会の創出・確保

商工会や農業協同組合、ハローワーク等と連携し、情報発信を強化するとともに、創業支援を行うことで、雇用の場の創出と確保を推進します。

まちづくりの基本方針

4 節. 基本目標

4. 安全で安心な生活を実現するまちづくり

近年大規模災害が全国各地で多発しており、本町及び周辺地域でいつ発生してもおかしくありません。高齢化に伴って、避難行動時に支援を必要とする人が年々増加しています。また、高齢者等を狙った犯罪やインターネット等を利用した悪質な犯罪が全国的に増えており、防犯に対する関心が高まっています。住民の生命や財産を守るため、消防・救急救助体制の充実と消防団の機能強化を図るとともに、防災・防犯体制の充実を図り、安全で安心できるまちづくりに努めます。

施策 1 住みよい住環境の整備

本町でいつまでも安定した生活を送ることができるよう、住みよい生活環境の確保に取り組みます。自然と歴史・文化が調和した住環境の整備に向けて、町営住宅の適切な管理や暮らしやすい住宅環境に向けた各種補助、空き家対策等を推進します。

施策 2 上水道・下水道等の整備

生活しやすい環境の整備に向けて、安全で安心な水の供給、衛生的な生活排水処理を推進します。職員が持つ水道技術の継承が適切に行われるよう人材育成を図るとともに、上下水道の適正な管理運営を推進します。

施策 3 道路・交通の整備

住民の暮らしに必要な生活道路や地域を結ぶ道路の維持・補修を行い、安全な道路環境を維持します。

また、地域交通の利便性向上に向けて、コミュニティ交通の充実を推進するとともに、高齢化による交通弱者の増加や観光客の増加に対応するため、公共交通サービスの充実、交通弱者に対する支援を推進します。

施策 4 循環型社会の形成

廃棄物の適切な処理やごみの減量、リサイクルを推進し、自然に恵まれた環境を守り次世代に伝えることは、今を生きる私たちの使命です。

環境に配慮したやさしいまちとして、3R（リデュース：ごみ減少、リユース：再利用、リサイクル：再資源化）を推進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

施策 5 防災・消防力の強化

安全で安心した生活の確保に向けて防災・消防力の強化を推進します。また、自主防災組織へ支援を行い、住民とともに安心した生活を築きます。

施策 6 安全で安心できるまちづくり

住民の安全で安心できる生活の確保に向けて、犯罪対策や交通安全の各種取り組みを推進します。また、大雪時等雪害の恐れのある場合にも適切な支援ができるよう対策を充実させます。

施策 7 情報通信技術の利活用促進

高度情報化社会に対応するため、情報通信基盤の整備を進めるとともに、各分野における人材不足の解消に向けて情報通信技術の利活用を促進します。

施策 8 医療の充実

住民の健康管理の向上及び緊急時や夜間に適切な医療サービスが提供できる体制の充実に向けて、橋本保健医療圏で連携し、誰もが安心できる地域医療の充実を推進します。

まちづくりの基本方針

4 節. 基本目標

5. 豊かな自然、歴史、文化を守り活かすまちづくり

本町の大半は山林によって構成されており、豊かな自然が生活に溶け込んでいます。かけがえのない自然を守り次世代に伝えるために、環境に配慮したライフスタイルの維持と、自然環境の保全を推進します。

また、本町には世界遺産の構成資産をはじめとした、さまざまな文化財があります。これらが本町の特色であり、魅力のひとつとなっています。住民の一人ひとりがこうした資産を大切に、誇りを持つとともに、歴史・文化を守り、活用していくことが大切です。

「人の交流」「地域間交流」「国際交流」等、さまざまな交流を促進することで郷土愛を醸成し、世界に誇れる高野として、次世代へと継承します。

施策 1 文化財等の地域資源の継承

本町の歴史・文化資源を活用したまちづくりを推進し、文化財の保存・活用に向け、「高野町歴史的風致維持向上計画」に即した事業に取り組みます。本町の歴史・文化・伝統等、故郷の誇りを学ぶふるさと教育を推進し、次世代に継承するための基盤を整備します。

施策 2 世界遺産の保全と活用

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を次世代へ守り伝え、郷土への愛着を醸成するとともに、適切な活用の推進によって観光産業をはじめとする地域産業の振興に結びつけ、持続可能な運営を目指します。

施策 3 景観の維持形成

自然や歴史・文化と調和した高野町らしい景観の形成を図るため、「高野町景観条例」に基づき修景整備を推進します。公共施設に関しても同様に、景観条例に基づいた整備を行います。

施策 4 交流の促進

本町は今後も人口減少が進むとされていますが、交流人口の増加を推進し、地域活力の一翼として位置づけます。人と人、地域間、自治体間、国際間等さまざまなステージでの交流を推進し、活力ある高野町を目指します。

6. 効率的な行政運営と財政の確保

国全体が人口減少や高齢化に向かって進むなか、今後ますます財政状況は厳しくなることが予想されており、その一方で多様化かつ高度化する住民のニーズに的確に対応することが求められます。社会情勢に注視しながら、引き続き効率的な行政運営と安定した財政運営に取り組むことが大切です。

限られた予算、人員のもと、存続をかけた地域、持続的發展を図る地域、それぞれの地域課題に対応できるよう、職員一人ひとりの能力向上と意識改革、並びに民間活力の活用、公共施設の適正化等を計画的に推進し、厳しい行政運営を支える財政の安定化を推進します。

施策1 効率的な行政運営

人口減少に対応した効率的な行政運営を行うとともに、公民連携による効果的かつ効率的な行政運営を行います。また、公共施設の適正化、長寿命化を推進し、社会潮流に対応した行政サービスを目指します。

施策2 安定した財政運営

人口減少に伴い、住民税の減収が考えられます。安定した財政の確保と、効果的かつ効率的な予算編成を推進します。



第3部 基本計画

基本計画

1 節. 基本計画の概要

本計画は、「歴史と文化を守り 交流が育む明るい未来 心のふるさと 高野町」を将来像とし、その将来像の実現に向けた3つの「重点プロジェクト」と6つの「基本目標」から構成されています。

重点プロジェクトは、将来像の実現に向けた重要な取り組みとして、基本目標の枠を越えて横断的に展開するものです。

基本目標は、それぞれの個別分野において、今後必要な施策を展開し、将来像の実現に向けた着実なまちづくりを推進するために掲げるものです。

将来像

歴史と文化を守り 交流が育む明るい未来 心のふるさと 高野町

基本目標

1 一人ひとりが輝き支え合う
活力あるまちづくり

2 人を育むまちづくり

3 産業の活力創出に
取り組むまちづくり

4 安全で安心な生活を
実現するまちづくり

5 豊かな自然、歴史、文化を
守り活かすまちづくり

6 効率的な行政運営と
財政の確保

重点プロジェクト

住みたいまち

訪れたいまち

子育て・人育てのまち

2 節. 基本計画の体系

基本目標 1. 一人ひとりが輝き支え合う活力のあるまちづくり

【施策 1】	人々の交流と支え合うコミュニティづくり	地域福祉
【施策 2】	高齢者福祉の充実	高齢者福祉
【施策 3】	障害者福祉の充実	障害者福祉
【施策 4】	社会保障制度の適正運営	社会保障
【施策 5】	多様性の尊重	人権・男女共同
【施策 6】	健やかな生活を送るための健康の促進	保健・健康
【施策 7】	過疎対策支援	過疎対策

基本目標 2. 人を育むまちづくり

【施策 1】	子育て環境の整備と充実	子育て支援
【施策 2】	学校教育の充実	教育
【施策 3】	社会教育の充実	生涯学習等

基本目標 3. 産業の活力創出に取り組むまちづくり

【施策 1】	農業の振興	農業
【施策 2】	林業の振興	林業
【施策 3】	商工業の振興	商工業
【施策 4】	また来てみたい魅力づくり	観光
【施策 5】	就労の場と機会の創出・確保	就労環境

基本目標 4. 安全で安心な生活を実現するまちづくり

【施策 1】	住みよい住環境の整備	住環境
【施策 2】	上水道・下水道の整備	上水道・下水道
【施策 3】	道路・交通の整備	道路・交通
【施策 4】	循環型社会の形成	環境
【施策 5】	防災・消防力の強化	防災・消防
【施策 6】	安全で安心できるまちづくり	防犯・交通安全
【施策 7】	情報通信技術の利活用促進	情報通信
【施策 8】	医療の充実	医療

基本目標 5. 豊かな自然、歴史、文化を守り活かすまちづくり

【施策 1】	文化財等の地域資源の継承	文化財
【施策 2】	世界遺産の保全と活用	世界遺産
【施策 3】	景観の維持・形成	景観
【施策 4】	交流の促進	交流促進

基本目標 6. 効率的な行政運営と財政の確保

【施策 1】	効率的な行政運営	行政運営
【施策 2】	安定した財政運営	財政

3 節. 基本計画の見方

サンプル

基本計画

第 5 章

【基本目標 3】
産業の活力創出に取り組む
まちづくり

施策 4 また来てみたい魅力づくり

施策の進め方や目的等、基本的な方向性を記載しています。

施策の方針

本町にあるさまざまな資源を活用し、魅力の再認識や新たな観光ルートの開発を図り、着地型観光を推進します。高野山のみならず、周辺地域とも連携し、戦略的な観光振興を推進します。

それぞれの施策に対する本町のこれまでの取り組みや施策を推進していくうえで、踏まえるべき町の課題を掲載しています。

まちの現状と課題

本町の観光入込客数は、「高野山開創 1200 年記念大法会」が執り行われた平成 27 (2015) 年におよそ 200 万人となり、特に外国人観光客が著しく増加しました。そうした状況に対応するため、外国人観光客向けホームページの開設や SNS 等を活用した情報発信、多言語パンフレットの作成、「観光ナビアプリ」の作成・配信、Wi-Fi の整備等を進めてき

成 30 (2018) 年には「ひこうき IKOYAMA」が開設された。この施設は、観光のワンストップサービスの拠点として期待されている。これからは「年間来訪者消費額」「延べ宿泊者数」「観光満足度」「リピーター率」等を把握し、現状に対応した観光戦略を立てるとともに、さまざまな地域資源を有効活用した観光振興を進めることで、交流人口・関係人口の増加とにぎわいの創出を図っていくことが大切です。

施策の方針や町の現状と課題に基づいて展開する具体的な施策を記載しています。

施策の体系

また来てみたい
魅力づくり

①観光の振興
②地域資源を活かした観光振興【一部再掲】
③着地型観光の推進
④観光情報発信の充実

施策の推進のために必要な取り組みについて具体的な施策内容を記載しています。

目標実現のための事業

①観光の振興

- 「高野町団体旅行補助制度（徳バック）」を継続的に実施し、充実を図ります。
- 「弘法大師御入定1200年御遠忌」に向けて、観光客が観光地を周遊しやすいよう公共交通機関の充実や駐車場の整備、公衆トイレの整備、レンタサイクル等の整備、道路整備を行います。
- 主要な道場や観光施設において、多言語対応した案内板の整備や、観光客が利用できるWi-Fi環境の充実を図ります。
- 「高野山観光情報センター iKOYA」を拠点に、高野町 DMO が中心となって、観光客が気軽に立ち寄り、高い観光満足度を得ることができる観光情報の提供及びワンストップ化を図りながらコーディネート機能の強化を推進します。

②地域資源を活かした観光振興

- 世界遺産をはじめとする歴史・文化資源を結び、関係団体や宿泊協会、観光協会等と連携し、観光満足度の高い観光振興を推進します。
- 町内の地域資源や近隣の観光資源を結びつけ、住民や関係団体、事業者等との連携を図り、観光客が地域の人と交流する機会づくりを推進し、より魅力的な観光ルートを確認します。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、スポーツ振興に伴って、関係団体等と連携し、本町ならではの特性・魅力の発信を通じてスポーツ合宿・観光客の誘致に取り組みます。
- 地域住民や商店が外国人観光客を歓迎することができるよう、観光協会や商工会、宿泊協会等の関係機関と連携して、啓発活動や研修会、セミナー等を開催し、異文化を受け入れ互いを尊重することができる仕組みづくりを推進します。また、外国人観光客に訴求できる商品の開発に取り組みます。【再掲】

③着地型観光の推進

- 「高野山観光情報センター iKOYA」等を拠点とし、高野の手仕事等に関連する高野山ならではの体験プログラムや本町の各地域の観光資源をPRし、着地型観光を推進します。

④観光情報発信の充実

- 国内外メディアへ積極的なPRを行い、観光情報の提供に努めます。
- ウェブサイトやパンフレット、観光ナビアプリ、SNS等を活用し、国内外の観光客の立場に立った情報の発信を行います。
- 観光協会、商工会、宿泊協会、宗教学法人金剛峯寺等と連携して、情報発信の一元化と充実を図ります。

重点プロジェクト

1 節. 住みたいまち

■ 施策の方向性

本町に暮らす住民一人ひとりが「いつまでも住み続けたいまち」として誇りを持って生活を営むことができるよう、住民一人ひとりの生命を守り、生活の安全・安心を確保し、人と人がつながり支え合うことができるまちづくりを目指します。

住みたいまちの実現に向けて、地域のつながりやコミュニティの活性化を促し、生活しやすい住環境の整備、産業の安定と持続的発展、就労の場の確保を推進します。

■ 重点施策

(1) 安全で安心なまちづくり

- 生活の安全・安心を確保するため、小規模多機能型診療所の推進を図り地域医療の充実を目指すとともに、地域防災力の向上に向けた取り組みを重点的に推進します。
- 住民一人ひとりの健康寿命を延ばし、いつまでも安心して生活できるまちとなるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

(2) 過疎対策支援の充実

- 存続がかかっている過疎対策が必要な集落に対して、コミュニティの維持や空き家対策、公共施設の有効活用等を推進し、住民がいつまでも安心して生活できるようにするための支援を充実させます。
- 本町に移住定住を希望する人に対し、手厚い移住定住促進支援を行うとともに、PRに取り組みます。

(3) 地域資源を活かした産業振興の充実

- 安定した産業の活性化に向けて伝統的な「手仕事」の継承や地産地消の推進、耕作放棄地の活用促進等、地域資源の積極的な活用に向けて、関係機関との積極的な連携・支援を図り、就労の場の確保や安心できる就労環境の整備を推進します。

2節. 訪れたいまち

■ 施策の方向性

本町には雄大な自然、1200余年にわたる悠久の歴史、地域の伝統文化、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」等、世界に誇れる魅力的な資源が数多くあり、世界中から多くの外国人観光客が訪れています。

外国人観光客との交流促進に加え、国内外の姉妹都市や友好都市との交流を推進します。こうした交流を通して、歴史や文化、風土の差異を感じ、互いに認め合い尊重し合う精神を育むとともに“高野らしさ”を認識し、本町への愛着と誇りを持つことができる人を育成します。

また、直接的な交流のみならず、インターネット等の活用や「ふるさと納税」等、社会の潮流に合わせた多様な関わり方を取り入れたまちづくりを推進します。

■ 重点施策

(1) 観光産業の活性化

- 高野町DMOが中心となって、「高野山観光情報センター いこうや iKOYA」を拠点とした情報発信と、観光客の希望に即した情報提供が効率よく行われるよう、関係機関との連携を充実させ、満足度の高い観光産業を目指します。

(2) 交流人口の拡大

- 「まちかどサロン〜縁〜」等、地域の拠点を活用した住民交流の促進を図ります。
- 多世代交流、多文化交流の充実を図り、地域活力を強化します。
- 国内外の友好都市との交流促進を通して、連携強化に努めます。

(3) 多様な関わり方の確立

- 本町の出身者やこれまでに本町を訪れた人に、引き続き関わりを持ってもらうため、SNSのつながりや「ふるさと納税」等を通して多様な関わり方の確立を推進します。

3 節. 子育て・人育てのまち

■ 施策の方向性

子どもから大人まで、年齢や性別を問わず、いつまでも学び、成長することができるような「学びの場」を目指します。互いに助け合うことができる関係構築に寄与できるよう、子育て・人育ての環境の充実に努めます。

また本町を訪れた人が観光、交流を通して何かを学び、それぞれのコミュニティに戻った時に、その学びを伝えることができる「人育て」の機会を充実させます。

■ 重点施策

(1) 積極的な子育て環境の充実

- 保育・幼児教育・義務教育の無償化を継続して実施するとともに、教育環境の整備や教育の質の向上、英語教育の推進等を通して国際化に対応できる人材の育成を図ります。
- 学童保育の充実を図り、働きながら子育てをしやすい環境を整えるとともに、地域とのふれあいを充実させることで、郷土愛と思いやりのある子どもを育みます。

(2) 社会教育の充実と機会拡充

- 住民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した生活を営むことができるよう、あらゆるライフステージにおける社会教育を推進します。社会教育の場を通して、参加する人同士が確かなつながりを持ち、ともに学びともに助け合うことができる関係の構築に取り組みます。

(3) 協働のまちづくりの推進と担い手育成

- 住民が知識や経験を活かし、地域課題や地域のニーズに対応することができるよう、協働のまちづくりの気運を醸成し、住民の積極的な参画を促すとともに、まちづくりの担い手の育成を推進します。
- 地域で支え合う仕組みを幅広く住民に理解していただき、住民が地域コミュニティの一員として主体的に地域に関わり、互いに支え合うことができる地域共生社会を実現できるよう、取り組みを推進します。



【基本目標 1】

一人ひとりが輝き支え合う 活力のあるまちづくり

基本目標

1

一人ひとりが輝き支え合う
活力あるまちづくり

2

人を育むまちづくり

3

産業の活力創出に
取り組むまちづくり

4

安全で安心な生活を
実現するまちづくり

5

豊かな自然、歴史、文化を
守り活かすまちづくり

6

効率的な行政運営と
財政の確保

重点プロジェクト

住みたいまち

訪れたいまち

子育て・子育てのまち

一人ひとりが輝き支え合う 活力のあるまちづくり

施策 1 人々の交流と支え合うコミュニティづくり

施策の方針

地域の活力の源となる地域コミュニティの維持・活性に向けて、誰もが参加しやすい場の創出を図るとともに、これからの地域を担う人材の育成を推進します。

まちの現状と課題

人口減少や高齢化に伴って、地域を支えるコミュニティの弱体化がみられています。高齢化が進み、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯の増加により、支援が必要な人が増えていくことが予想されます。そうした状況に対応すべく、より一層地域コミュニティの担う役割が期待されています。

地域コミュニティの中核となる自治会活動や住民同士の見守り合い等は継続して行われていますが、高齢化等により地域活動の担い手が不足しています。また、「報恩高野市」や「高

野町交流ひろば」等のイベントを通して、住民が交流する場は増えていますが、コミュニティ活動への参加者は年代によって偏りがみられ、特に若い世代の参加が少なくなっています。

今後は、幅広く住民が参加できるよう、魅力的なイベントづくりや、参加しやすい工夫することが求められています。このため、地域と関係団体間のネットワークを強化し、住民が活動しやすい環境を整備するとともに、コミュニティ活動に参加する人材を確保することが重要となります。



ろうそく祭り



報恩高野市

施策の体系

人々の交流と支え合う コミュニティづくり

- ①地域コミュニティ活動の促進
- ②地域福祉の充実
- ③住民の行政参加促進

目標実現のための事業

①地域コミュニティ活動の促進

- 地域のつながりの大切さや地域コミュニティが担う役割等を啓発するとともに、それぞれの団体が活発な活動ができるよう支援します。
- 地域活動の充実を図るため、各種支援を充実させます。
- 多くの住民が地域の伝統行事、文化・スポーツ活動、ボランティア活動に積極的に参加できる環境の整備や、世代間交流の促進を図り、交流の輪を広げる仕組みづくりを推進します。
- 各種団体等の活動を広報誌やホームページを通して積極的に周知します。
- 各地域の特色のある活動情報を共有できる交流の機会を創出します。

②地域福祉の充実

- 学校教育や社会教育を通して、住民一人ひとりが社会の担い手であるという意識と、住民相互の支え合い、助け合いを大切にすることを醸成します。
- 地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会等と連携し、担い手の育成に努めます。
- 民生委員・児童委員やボランティア団体等と協力し、地域のニーズと各ボランティアの持つ能力や技術をマッチングし、地域福祉の担い手の育成を推進します。
- 誰もが気軽に相談できる窓口を整備し、専門機関や関連機関と迅速に連絡・相談対応ができる体制を強化します。

③住民の行政参加促進

- 地域担当職員制度により、地域団体や各種ボランティア団体等と連携し、住民と行政が互いに知恵を出し合い、力を合わせて町や地区の課題を解決することができる環境の整備と団体育成を推進します。
- 開かれた行政に向けて、住民がまちづくりに参加できる環境づくりに取り組みます。
- 地域住民と町長が直接想いを語り合う「タウンミーティング」を継続して開催し、住民とともに住みよいまちづくりに取り組みます。

【基本目標 1】
一人ひとりが輝き支え合う
活力のあるまちづくり

施策 2 高齢者福祉の充実

施策の方針

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を続けられるよう、地域住民や関係機関の協働によって、高齢者を地域で見守り支える仕組みをつくり、多分野連携による地域包括ケアシステムの構築・充実を目指します。また、生きがいをもち、豊かな生活を送ることができるよう、高齢者の積極的な社会参加の促進を図ります。

まちの現状と課題

本町の人口に占める高齢者の割合は平成 30 (2018) 年で 43.3% となっており、高い高齢化率で推移しています。

団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 (2025) 年には、全国的に介護保険料の安定運営や介護保険負担額の増大が懸念されて

います。要介護状態となる前に適切な対応を行い、いつまでも元気でいられるよう、地域ぐるみで健康づくりに取り組む必要があります。

また、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを構築・充実することが求められています。

施策の体系

高齢者福祉の充実

- ①生活支援の充実
- ②見守り・支え合い体制の充実
- ③介護予防・認知症対策の強化
- ④多分野連携による地域包括ケアシステムの構築
- ⑤生きがいのある生活の実現



目標実現のための事業

①生活支援の充実

- 生活の不便を緩和するため、コミュニティ交通や福祉有償タクシー等を充実させます。
- 在宅介護の継続に向けて、家族介護者への支援を充実します。

②見守り・支え合い体制の充実

- 支援を必要とする高齢者とその家族を地域で支え合える仕組みづくりに向けて、地域見守り協力員や関係機関と連携し、協力体制づくりに努めます。

③介護予防・認知症対策の強化

- 地域のサロン活動や地域コミュニティ活動等を通して、互いに声を掛け合える関係を築き、要介護状態とならないように健康を維持する仕組みづくり、介護予防の各種取り組みの周知・啓発に努めます。
- 認知症の早期発見・早期治療につなげるため、認知症に対する正しい情報の提供や啓発を行うとともに、医療機関等と連携し、認知症に対する相談体制の充実を図ります。

④多分野連携による地域包括ケアシステムの構築

- 住まい・医療・介護・保健等の多分野で連携し、生活支援コーディネーターや民生委員・児童委員、地域見守り協力員等と協力し、地域課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築を図り、介護が必要になっても在宅で生活続けることができるよう支援します。

⑤生きがいのある生活の実現

- 働く意欲のある高齢者が、これまでに培った知識や経験を活かし、就労できるよう、シルバー人材センターの活動を支援します。
- 高齢者の健康的な生活と介護予防につながる活動に取り組む団体に対し支援します。
- 高齢者の趣味や生きがいとなっている各クラブ、サークル活動を支援します。また、活動・交流の場の提供に努め、高齢者の生きがいづくりの機会の充実を図ります。
- 「ねりんピック紀の国わかやま 2019」の開催を契機に、各クラブ・サークルやボランティア団体等の活動の活性化を図り、開催後も活発な活動が継続できるよう支援します。

【基本目標 1】

一人ひとりが輝き支え合う
活力のあるまちづくり

施策 3 障害者福祉の充実

施策の方針

障害のある人が地域で安心して生活するために必要な支援・サービスの充実を図るとともに、「『完全な社会参加と平等』が実現できる社会」の実現に向けて、共生社会の理念のもと、障害に対する理解・啓発や合理的配慮の普及を推進します。

まちの現状と課題

共生社会の理念のもと、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの意思に基づき社会のあらゆる活動に参加できる環境づくりを進めてきました。引き続き、障害のある人一人ひとりが必要なサービスを適切に利用することができ、安心して地域生活を送ることができるよう、住みよい住環境の整備や就労の場の確保に努めることが大切です。

国の指針により、障害のある人の高齢化等の課題に対応できるよう地域生活支援拠点の整備や、障害のある子どもに対する手厚い支援等が求められており、橋本・伊都圏域と連携、調整しながら整備を進めることが大切です。



高野山駅のエレベーター棟

施策の体系

障害者福祉の充実

- ①障害のある人の社会参加の促進
- ②自立した生活の促進
- ③早期発見・早期対応の促進
- ④障害のある子ども支援の充実

目標実現のための事業

①障害のある人の社会参加の促進

- 障害の有無に関わらず、誰もが社会参加することができる共生社会の実現に向けて、「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮の考え方を研修会等の開催を通して普及・啓発するとともに、障害のある人との交流機会の充実を図ります。
- 障害のある人の就労の場を確保するため、ハローワーク等の専門機関と連携し、事業所における障害のある人の就労について、正しい理解を啓発します。
- 障害のある人が利用しやすい施設整備を図り、施設改修時にユニバーサルデザインを採用し、障害のある人にやさしいまちづくりを推進します。
- 障害のある人やその家族の交流機会を創出し、障害のある人本人や家族会等を対象に、障害に対する研修会や講演会等を開催します。

②自立した生活の促進

- 一人ひとりのニーズに適切に対応できるよう、相談支援事業の充実を図るとともに、障害のある人の家族への支援を充実させます。
- 自立支援給付や地域生活支援事業を中心に、障害のある人の自立した生活を支援します。
- 障害のある人の高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点を、橋本・伊都圏域で協力して整備します。

③早期発見・早期対応の促進

- 乳幼児対象の健診等に加え、保健・医療・福祉の関係機関や学校等と連携し、障害の早期発見・早期支援につなげます。
- 職員の能力向上を図り、気軽に相談等ができる相談支援体制を充実させます。

④障害のある子ども支援の充実

- 認定こども園、小中学校等と連携して一人ひとりの状況に応じた保育・教育を推進します。
- 障害のある子どものいる世帯に対して、経済的負担を緩和し、安心して特別支援学校へ通うことができるよう支援します。
- 障害のある子どものいる世帯に対して、子どもの障害の状況や成長に対する不安や困りごとを解消することができるよう、相談支援体制の充実を図ります。



【基本目標 1】

一人ひとりが輝き支え合う
活力のあるまちづくり

施策 4 社会保障制度の適正運営

施策の方針

社会保障制度の適正な運営に向けて、それぞれの制度について正しい理解の啓発を進め、すべての住民が健全な生活を送ることができるよう適切な運営を推進します。

まちの現状と課題

本町に住む誰もが安心して健やかに生活を送ることができるよう、支援を必要とする人に対する生活保護制度の適切な活用の推進や、生活困窮者に対する各種支援を充実させることが大切です。

国民健康保険制度や国民年金制度の安定的な運営ができるよう、制度を住民に十分理解していただくとともに、未加入者や未納者の減少に努める必要があります。

施策の体系

社会保障制度の適正運営

- ①国民年金の適正な運営
- ②国民健康保険医療費の適正化
- ③生活保護制度の適切な運営・支援
- ④ひとり親家庭への支援の充実



目標実現のための事業

①国民年金の適正な運営

- 窓口や電話での受付、相談、問い合わせの対応を適切に行うとともに、未加入者や未納者に対して国民年金への正しい理解が得られるよう、周知に努めます。

②国民健康保険医療費の適正化

- 病気の予防に努め重複受診を控えるよう周知・啓発することにより、医療費を抑制し、運営の安定を図ります。

③生活保護制度の適切な運営・支援

- 「最後のセーフティネット」とされる、生活保護制度を社会から信頼される制度として適正に運営します。
- 生活保護受給者が、一日でも早く自立した生活を送ることができるよう各種支援を行うとともに、就労支援の充実を図ります。
- 生活保護に至る前の段階で、生活困窮者が自立した生活ができるよう、包括的な支援体制の構築に向けて関係機関と連携し、早期発見・早期対応に努めるとともに、適切な相談・支援を行います。

④ひとり親家庭への支援の充実

- 子どもの健やかな成長のため、ひとり親家庭に対する子育て・生活支援、就労支援、相談体制の充実等、総合的な支援の充実に努めます。
- ひとり親家庭の医療費補助を継続して実施します。
- 町営住宅に優先的に入居できるよう配慮し、住居の確保を図ります。

【基本目標 1】
一人ひとりが輝き支え合う
活力のあるまちづくり

施策 5 多様性の尊重

施策の方針

一人ひとりの人権が尊ばれ、誰もが平等に参加することができる社会を目指し、人権教育や男女共同参画、共生社会の実現に向けて施策を展開します。

まちの現状と課題

関係団体との連携による意識啓発に取り組むとともに、これまでさまざまな理由から社会参加をすることが難しかった人も、合理的配慮のもと、分け隔てなく社会に参加することができ、すべての人の人権が尊重される共生社会を実現することが大切です。



町民教養講座



公共施設のあり方を考えるワークショップ

施策の体系

多様性の尊重

- ①人権教育の推進
- ②男女共同参画の推進
- ③共生社会の実現
- ④多文化共生の推進

目標実現のための事業

①人権教育の推進

- 「部落解放・人権夏期講座」の開催や、地域での人権尊重・同和教育の学習活動等の支援を通して、人権啓発の機会の充実を図るとともに、学校教育や保護者を対象とした学習会の開催支援を行います。

②男女共同参画の推進

- セミナーや講演会を通して、男女が平等に社会参加することの意義を啓発し、住民一人ひとりが互いの人権や個性等を尊重しつつ、責任を分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮できるよう、住民、事業者、行政が連携して男女共同参画の推進を図ります。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアルハラスメント等の問題に早期対応するため、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の整備に努めます。

③共生社会の実現

- 障害の有無に関わらず、社会参加が可能となるよう、関係機関への合理的配慮の普及を図るとともに、バリアフリーの推進、障害に対する理解啓発を実施します。

④多文化共生の推進

- 各情報発信をはじめ防災、子育て等、さまざまな場面において多言語対応できるよう人材の育成と確保に努め、国外から移住してきた住民も安心して本町で生活することができる環境の整備に努めます。
- 地域住民や商店が外国人観光客を歓迎することができるよう、観光協会や商工会、宿坊協会等の関係機関と連携して、啓発活動、研修会、セミナー等を開催し、異文化を受け入れて互いを尊重することができる仕組みづくりに取り組みます。
- 「ヘイトスピーチ解消法」の理念を住民に啓発し、不当な差別的言動がなされないよう、研修会の開催や周知活動の徹底に努めます。

【基本目標 1】

一人ひとりが輝き支え合う
活力のあるまちづくり

施策 6 健やかな生活を送るための健康の促進

施策の方針

住民一人ひとりの健康意識を高め、生涯健康でいられるよう、各種健康づくり施策を展開し、健康寿命の延伸に取り組みます。

まちの現状と課題

高齢化が進むなか、住民一人ひとりが自らの健康を自らで維持・管理することがより一層重要となり、住民自身が自分の健康を管理できるようフィットネスジムを開設しました。今後はフィットネスジムの活用推進や健康づくり講習会の開催を通して、自らの健康管理を自らの手でできるよう、健康に対する意識啓発をしていくことが大切です。

本町で行っている各種健（検）診の受診率の向上が課題となっています。特に、歯周疾患検診については受診率が 10% に達しておらず、口の健康の大切さについて正しい理解と啓発が必要です。

病気の早期発見、重症化防止のためにも、関係機関と連携を取り各種健（検）診の効果的な受診勧奨を行う必要があります。

施策の体系

健やかな生活を送るための健康の促進

①地域ぐるみの健康づくり

(1) 生活習慣病等の予防の推進

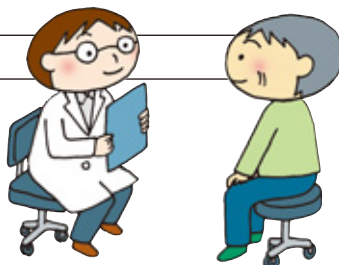
②心と身体の健康づくり

(2) 歯の健康の促進

(3) 心の健康

③食育の推進

④感染症予防対策の推進



目標実現のための事業

①地域ぐるみの健康づくり

- 健康に関する知識の周知を図るとともに、地域ぐるみで健康づくりに取り組む意義と楽しさを啓発します。
- 健康、介護、福祉、スポーツ等の各クラブ、サークル、団体等と連携を強化し、地域における健康づくりの機会の充実を図ります。
- フィットネスジム等の健康づくりの拠点を有効活用し、住民の健康寿命の延伸に取り組めます。

②心と身体健康づくり

(1) 生活習慣病等の予防の推進

- 疾病の早期発見・早期治療に結びつけるため、各種健(検)診が受診しやすくなるよう実施方法、実施期間等を検討します。また、健(検)診対象者に情報が届くよう情報提供方法を工夫します。
- 健康診査後の特定保健指導が必要な人に対して、相談支援の充実を図るとともに効果的な助言・指導を行い、住民の健康づくりを推進します。
- 「健康ポイント」等の導入を検討し、住民の健康管理に対する意欲向上を図ります。

(2) 歯の健康の促進

- 歯科医師会と連携して若い世代から歯周疾患検診を受診することを促し、口腔の衛生を保つことで、生涯にわたって自分の歯を健康に保持できるよう支援します。
- 各年齢層での歯科健診を行い、歯科保健を推進します。

(3) 心の健康

- 悩みごとや心配ごとを気軽に相談できる体制の充実に向けて、関係機関との連携を強化します。

③食育の推進

- 栄養バランスの取れた食事や旬の食材を取り入れた食生活を促し、食に対する感謝の心と食を通じた健康的な身体づくりを推進します。

④感染症予防対策の推進

- インフルエンザをはじめ、感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延の防止に向けて予防接種費用の補助を行うとともに、予防接種の正しい情報の提供・啓発を図り、感染症予防に努めます。
- 国外から持ち込まれる感染症等に対応できるよう国・県・伊都医師会と連携し、予防方法や対処法に対する正しい知識・情報を周知するとともに、医療資機材の充実・維持を図ります。

【基本目標 1】
一人ひとりが輝き支え合う
活力のあるまちづくり

施策 7 過疎対策支援

施策の方針

地域コミュニティの維持や生活インフラの維持・管理を進めるため、移住定住支援や、地域の資源等を活用した過疎対策支援を推進します。

まちの現状と課題

筒香地区において、過疎集落等自立再生緊急対策事業を実施しており、廃校となった筒香小学校をサロンの場として整備し、松茸やミョウガ等の地域資源を用いた新商品の開発、体験活動等を行っています。

空き家の活用・整備を推進し、移住希望者を受け入れる環境を整えるとともに、その地域らしさを活かした仕事のコーディネートが大切です。



移住相談

施策の体系

過疎対策支援

- ①過疎対策の推進
- ②移住定住支援
- ③空き家対策の推進
- ④地域で見守り・支え合える体制の充実



目標実現のための事業

①過疎対策の推進

- 地域の寄り合いの場として、多世代で交流できるよう公共施設やコミュニティスペース、公園の整備を図ります。
- 交通が不便な地域において、日常生活に欠かせない交通手段の確保に努めるとともに、道路や水道施設などのハード整備も計画的に推進します。
- 過疎地域における産業育成に向けて、農林産品の加工所の整備支援や研究・調査にかかる支援を行います。
- 地域担当職員と自主防災組織が中心となり、高野町消防団や消防本部、医療機関との連携を強化し、地域防災力の強化に取り組みます。

②移住定住支援

- 移住にかかる住宅、仕事、地域生活等、さまざまな相談に対応できるワンストップ窓口の整備を促進します。
- 移住体験会やセミナー等を通じ、高野町のPRを行うと同時に、基盤となる空き家の確保や整備を行います。
- 空き家や土地の有効活用に向けて、「移住定住促進補助金」をはじめとする新築・中古住宅の購入に対する補助金の活用を図るとともに、土地の用途転用等の相談支援を推進します。

③空き家対策の推進

- U・I・Jターンへの対応に向けて空き家を効率的に活用できるよう、空き家情報登録制度の有効活用を進めます。
- 特定空き家に指定された空き家の地権者に対して適正な管理を求め、協力が得られない場合は「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいた対応を推進します。

④地域で見守り・支え合える体制の充実

- 支援を必要とする高齢者とその家族を地域で支え合えるよう、または子どもを地域ぐるみで育てることができるよう、地域見守り支援員や関係機関と連携し、協体制づくりを努めます。



【基本目標2】 人を育むまちづくり

基本目標

1 一人ひとりが輝き支え合う
活力あるまちづくり

2 人を育むまちづくり

3 産業の活力創出に
取り組むまちづくり

4 安全で安心な生活を
実現するまちづくり

5 豊かな自然、歴史、文化を
守り活かすまちづくり

6 効率的な行政運営と
財政の確保

重点プロジェクト

住みたいまち

訪れたいまち

子育て・人育てのまち

人を育む
まちづくり

施策 1 子育て環境の整備と充実

施策の方針

子育てしやすいまちとしての魅力を向上させるため、これまで取り組んできた子育て支援施策をより一層充実させ、子育て家庭に対する包括的な支援体制づくりを行います。

まちの現状と課題

少子高齢化に伴って、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。平成 27（2015）年に子ども・子育て支援新制度が施行され、本町でも認定こども園を開設しました。同時に子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者が子育てに関する悩みや不安を解消できるよう、情報共有や意見交換の場を設けています。また、子育てにかかる経済的負担の緩和に向けて、保育・幼児教育の無償化に取り組みました。

核家族化や就労形態の変化に伴って、一時預かり保育や病児保育等のニーズも高まっています。仕事をしながら安心して子育てができるよう、子育てや保育ニーズを把握し、保育士の適正配置と保育士一人ひとりの資質向上を図ることが重要です。また、ひとり親家庭等での子育て支援を要する世帯に対して医療費補助等を行っていますが、引き続き包括的な支援体制の整備が必要です。

地域の宝である子どもたちを、地域ぐるみで育てることができる環境づくりを推進し、子育て中の保護者の孤立防止や保護者同士が交流できる場の充実を図ることが大切です。

保健の向上と福祉の増進のために、継続的な支援が必要です。



施策の体系

子育て環境の整備と充実

- ①保育・子育ての包括的支援
- ②地域ぐるみの子育て環境づくり
- ③ひとり親家庭への支援の充実【再掲】

目標実現のための事業

①保育・子育ての包括的支援

- 子育て家庭の多様な保育ニーズに対応できるよう関係機関との連携を強化し、安心して子育てができる環境の整備を図ります。
- 子育て支援センターや認定こども園の関係機関と連携を強化し、子どもの健康状態、発育等、子育て家庭に対する包括的な支援体制を構築します。
- 子育てにかかるさまざまな負担の緩和を図るため、保育・幼児教育の無償化の継続に努めるとともに、出産報奨金の拡充等の経済的支援や相談支援体制の充実、一時預かり保育、病児保育の体制整備に向けて取り組みます。また、伊都医師会の協力のもと、橋本保健医療圏における小児医療体制の充実に努めます。
- 妊婦、乳幼児に対する健康診査や保健指導の基本的な健康管理、予防接種の奨励等、妊娠から育児まで切れ目のない母子保健サービスを提供し、親と子の健康増進を図ります。
- いじめ、不登校、子どもの心の問題に対する相談支援の充実を図るとともに、子どもの虐待防止対策に向けて、関係機関が協力して対応するために連携を強化します。

②地域ぐるみの子育て環境づくり

- 地域との連携を図り、放課後の子どもの居場所の確保や、地域における多様な体験や交流の機会を創出します。
- 子育て経験者や民生委員・児童委員、ボランティア団体等と協力し、子育て支援ネットワークの充実を図ります。

③ひとり親家庭への支援の充実【再掲】

- 子どもの健やかな成長のため、ひとり親家庭に対する子育て・生活支援、就労支援、相談体制の充実等、総合的な支援の充実に努めます。
- ひとり親家庭の医療費補助を継続して実施します。
- 町営住宅に優先的に入居できるよう配慮し、住居の確保を図ります。

【基本目標 2】
人を育む
まちづくり

施策 2 学校教育の充実

施策の方針

子どもたちが「確かな学力（智）」「豊かな人間性（徳）」「健康・体力（体）」を身につけ、一人ひとりの可能性を大きく伸ばすことができるよう、主体的に学び、活かしていくことができる力を育む教育を推進します。

まちの現状と課題

子ども一人ひとりに対するきめ細やかな教育を行うとともに、「確かな学力（智）」「豊かな人間性（徳）」「健康・体力（体）」をバランスよく育む教育が求められています。

本町の児童生徒は、全国学力・学習状況調査において県平均、もしくはそれ以上の学力を維持しています。一方、学力に課題を抱える児童生徒に対して手厚いサポートを行うことが大切です。

小学校、中学校の図書を充実させており、各学校においても読書時間を計画的に設け、本に親しむ機会の充実を図っています。

今後は、より一層 ICT 教育や英語教育の推進を図り、次世代を担う「生きる力」を身につける教育を推進することが重要となります。

また、本町では義務教育の無償化を進め、経済的負担の解消に努めてきました。引き続き町内における教育環境の充実を図るとともに、子ども一人ひとりに寄り添った教育を推進します。

この他、学校施設の開放や地域行事への参加、職場体験、米づくり体験等を通して、地域との積極的な交流を推進しています。

施策の体系

学校教育の充実

- | | |
|----------------------|-------------------------------------|
| ①幼児教育の質の向上 | |
| ②「生きる力」を育むための義務教育の充実 | (1) 確かな学力の向上
(2) 教育における情報通信技術の活用 |
| ③特色ある学校づくり | |

目標実現のための事業

① 幼児教育の質の向上

- 良好な環境で保育を行うとともに、教職員の資質や能力の向上を図り、幼児の健全な成長につながる幼児教育を推進します。
- 学校進学にあたって切れ目のない支援ができるよう、認定こども園等と小学校との連携強化を推進します。

② 「生きる力」を育むための義務教育の充実

(1) 確かな学力の向上

- 小学校、中学校全学年を対象に学力調査を実施するとともに、児童生徒の学力の底上げを図ります。また、一人ひとりの教育ニーズを把握し、確かな学力と豊かな人間性の育成を推進します。
- 高野山中学校英語科教員を高野山小学校外国語授業のＴＴ（チームティーチング）として派遣し、英語教育の強化を図ります。また、教育委員会で任用しているＡＬＴによる放課後英語教室の充実を図ります。
- いじめや不登校の未然防止や学習意欲の向上、居心地のよい学級集団の形成を目指します。

(2) 教育における情報通信技術の活用

- タブレットパソコン等を活用したＩＣＴ教育を充実し、高度情報化社会に対応できる力を育みます。
- インターネットを正しく使いこなすための知識や能力を高め、有害サイトや有害な情報から、自らの身を守ることにできる力を育みます。

③ 特色ある学校づくり

- 高野山小学校、高野山中学校建て替えや小中一貫教育についての検討を進め、本町らしさを活かした特色ある学校づくりを推進します。
- 「ふるさと教育」を明確に位置づけ、地域資源や伝統文化、地域人材の活用を図り、地域交流を進めます。
- 児童生徒が安全で快適に学習や運動に取り組めるよう、施設整備の充実に努めます。



施策 3 社会教育の充実

施策の方針

高野町生涯学習のまち宣言に基づき、「学び合い」「教え合い」「助け合い」のできる人育てのまちを目指します。

まちの現状と課題

町全体が生涯を通じた学びの場であるためには、学んだ知識や経験を地域で活かすことのできる場と人材の確保に課題がみられます。

平成 29 (2017) 年に「まちかどサロン～縁～」が開設され、展示会の開催や住民の憩いの場として活用されています。今後こうした場を活用し、住民の学びに対するニーズに対応するとともに、指導者の育成や人材のネットワークを構築し、誰もが学び、知識や経験を活かすことができるよう、生涯学習環境を整備することが大切です。

健康増進と住民相互の交流を目的にスポーツ機会の充実のため「町民スポーツ大会」を開催していますが、参加者数の減少・

高齢化に伴い、団体競技等のスポーツ大会の開催が難しくなっています。今後種目を考えていくうえで、町体育協会やスポーツ推進委員と一層の連携が求められます。



雪上運動会

施策の体系

社会教育の充実

- ①生涯学習の充実
- ②スポーツ・レクリエーション活動の充実【一部再掲】
- ③青少年の健全育成
- ④ふるさと教育の推進

目標実現のための事業

①生涯学習の充実

- 住民のニーズに対応した生涯学習講座を開催し、そこで学んだ知識・経験を地域活動で活かせる環境づくりを推進します。
- 「まちかどサロン〜縁〜」や地域サロン等の活用を促すことで住民同士が交流し、さまざまな生涯学習活動の場となるよう支援します。
- 公民館活動やクラブ・サークル活動を支援するとともに、団体間の交流を推進し、生涯学習活動の活性化を図ります。
- 地域における人材の発掘・育成を行い、住民主体の生涯学習活動の推進を図ります。
- 住民の誰もが本を身近に親しみ利用できるよう、魅力的な図書館サービスの充実を図ります。

②スポーツ・レクリエーション活動の充実

- スポーツイベントや各種レクリエーション活動に気軽に参加できるよう、関係団体と連携し、情報発信の充実を図ります。
- 施設の整備の充実を図ります。
- 「ねんりんピック紀の国わかやま 2019」の開催を契機に、各クラブ・サークルやボランティア団体等の活動の活性化を図り、開催後も活発な活動が継続できるよう支援します。【再掲】

③青少年の健全育成

- 地域のさまざまな人と交流する機会を提供し、子どもの健全育成に努めます。
- ボランティア活動や伝統行事等に子ども・若者の積極的な参加を促し、地域での交流や体験ができる機会の創出を図り、子どもたちの豊かな心の成長を育みます。
- 小中学校での校外学習等において、森林を活用した自然観察や自然学習を推進します。
- 子ども・若者の引きこもり対策に向けて効果的な対応が取れるよう、関係機関との連携を強化します。

④ふるさと教育の推進

- 学校教育におけるふるさと教育や「高野山学」等の講座の継続開催を支援します。
- 地域文化や文化財の^{しづかい}悉皆調査（大規模調査）を実施し、本町の地域資源を活かした新たなふるさと教育のコンテンツづくりを推進します。



【基本目標 3】 産業の活力創出に 取り組むまちづくり

基本目標

1 一人ひとりが輝き支え合う
活力あるまちづくり

2 人を育むまちづくり

3 産業の活力創出に
取り組むまちづくり

4 安全で安心な生活を
実現するまちづくり

5 豊かな自然、歴史、文化を
守り活かすまちづくり

6 効率的な行政運営と
財政の確保

重点プロジェクト

住みたいまち

訪れたいまち

子育て・人育てのまち

産業の活力創出に取り組む まちづくり

施策 1 農業の振興

施策の方針

聖地高野山ならではの風土・文化と高冷地の特性を活かした高原野菜等を高野山ブランドとして育成するとともに、地産地消を推進します。

また、安定した農業経営ができるよう、農地の集約化や多産業連携、販路拡大を図り、就農者の所得向上を推進します。

まちの現状と課題

生産者の高齢化や離農による就農者の減少等、今後の各種農産品の生産量安定確保には課題があります。

薬用作物は高価格商品として取り引きされており、生産力の向上や所得向上を推進することが大切です。また、意欲ある経営体に対して農地の集積・集約化を推進し、農業の活性化を図ることが大切です。

一方で、就農者の減少に伴い、耕作放棄地の増加や有害鳥獣による被害の増加等が懸念

されています。農地中間管理事業として耕作放棄地の貸付を行い、有効利用を図っています。富貴地区では農地中間管理事業制度を活用し、耕作放棄地において新たな作物等の試験栽培に取り組んでいます。また、年間を通じた有害鳥獣捕獲事業を実施することで有害鳥獣の減少に取り組んでいます。

この他、地産地消の一環として、農業者の協力のもと、学校給食へ主食用米として高野町産の米を納入しています。

施策の体系

農業の振興

- ①農業の活性化
- ②農地の保全
- ③新規就農者の確保と育成
- ④地産地消の推進
- ⑤多産業連携の推進

目標実現のための事業

① 農業の活性化

- 農業協同組合等の関係機関と連携を強化し、安全で安心な農作物の生産を促します。
- 先端技術の導入支援を推進し、農作物の生産性向上を図ります。
- 本町の風習・風土を活かし、高原野菜のブランド化を推進します。
- 薬用作物等の高価格商品の計画的増産を図るとともに、直売会の開催や直売所の開設等、販路拡大を通して所得向上を推進します。

② 農地の保全

- 農業用排水路等の農業用施設の計画的な改修を行います。
- 新規就農者や意欲ある経営体等に対し、農地の貸付、集積、集約化を推進します。

③ 新規就農者の確保と育成

- 新規就農者への知識・技術習得のための研修等の情報提供や経営改善に向けた支援を行います。
- 担い手への情報発信や技術支援等により、意欲ある担い手の確保、新規就農者の育成を図ります。

④ 地産地消の推進

- 学校給食や宿泊施設等と連携して地場産品の利用を促進し、農家や法人等の支援、販路拡大・維持を推進します。

⑤ 多産業連携の推進

- 「食と農のインバウンド」を推進し、食を通じて農村地域への観光客誘致を積極的に取り組み、受入態勢の整備等、農観連携による地域自立再生を目指します。
- 6次産業の推進に向けて多業種連携の支援を行い、高付加価値商品の開発を推進します。

【基本目標 3】
産業の活力創出に取り組む
まちづくり

施策 2 林業の振興

施策の方針

林道や荒廃した山林の整備を進め、質の高い材木の確保や高野槇、松茸等の高付加価値商品の生産拡大を図るとともに、森林の持つ多面的な機能の維持・回復を図り、町が誇る資源として位置づけます。

まちの現状と課題

搬出コストの高い国産木材は、低コストの海外木材に押され利用が低迷しています。森林所有者の管理・経営意欲の低下も併せて、適正な管理がなされていない未整備森林の増加がみられます。未整備による森林の荒廃が進み、木材価格の低下にもつながっています。地元木材のブランド化を推進し、高付加価値商品として位置づける工夫が必要です。

地元木材の活用促進のため、地元木材を「高野山観光情報センター いこうや iKOYA」の新設工事で活用しました。

高野槇は仏花として需要はあるものの、生産者の高齢化により担い手が不足し、生産力が低下しています。高野山の寺有林では、人と自然の共生の理念に基づき、長伐期択伐と自然の芽生えを育成する天然更新を組み合わせた森林育成を行ってきました。

その結果、多くの樹種が調和して育ち、多様な生物が生息できる森林が生まれました。

農業文化を次世代へ守り伝えるためにも、担い手の育成とともに、「高野山・有田川流域の農林業システム」の日本農業遺産登録並びに世界農業遺産登録へ向けて取り組んでいます。

高野山観光情報センター いこうや iKOYA

施策の体系

林業の振興	①林業の活性化
	②森林の保全
	③林産品の高付加価値化

目標実現のための事業

①林業の活性化

- 林業の担い手育成や雇用の促進に向けて森林組合をはじめとする関係機関との連携を強化し、適正な体制整備に取り組みます。
- 「高野山・有田川流域の農林業システム」の日本農業遺産登録並びに世界農業遺産登録を目指します。また、構成要素である高野榎の生産拡大、担い手の育成に努めます。
- 木材及び特用林産物の安定供給、生産量の向上に向け、販路拡大と生育環境の整備に努めます。

②森林の保全

- 森林の持つ多面的な機能を維持・回復するため、治山・治水事業を推進します。
- 獣害対策を充実させ、健全な森林の管理を推進します。
- 山林境界の明確化に向けて、必要なデータ収集・保全を進めます。
- 企業やボランティアなどが森林整備に積極的に参加できるように、「高野町団体旅行補助制度（徳バツク）」の活用と併せて推進します。

③林産品の高付加価値化

- 「高野六木」の品質PRや積極的な活用を推進するとともに、ブランド化を図り、商品PR、販路拡大等の支援を充実させます。

【基本目標 3】
産業の活力創出に取り組む
まちづくり

施策 3 商工業の振興

施策の方針

町のにぎわいを支える商工業の振興に向けて、時代の流れに即した経営ができるよう、経営基盤の整備を図るとともに、人材の育成・支援を行います。

まちの現状と課題

高野山地区の各商店においては景観条例に基づいて、まちなみ修景を推進しており、自然や歴史・文化と調和した店舗づくりに努めてきました。

商工業においては、各地区で抱える課題はさまざまですが、商店や事業所の存続に向けた支援が共通の課題となります。本町では中小事業所の経営基盤強化のため、高野町中小企業支援資金融資制度を設け、町内の中小事業所の支援をしています。

「高野ブランド創出事業」（高野の手仕事）を通して、仏具や表装等、信仰を支えるものづくり産業の支援を行いました。また、菜等の新たな土産品の開発を支援しました。

これからも商店や事業所が存続し、活力のあるまちとしてあり続けるためには、経営の安定や事業継承に向けた具体的な取り組みが必要となります。



紙すき

施策の体系

商工業の振興

- ①商工業の活性化
- ②経営安定化に向けた支援の充実
- ③事業継承者の育成

目標実現のための事業

①商工業の活性化

- 伝統的技術商品の継承と育成、その技術を活用した新たな商品化を推進するとともに、ブランド認定や販路拡大、展示会等への参加支援等、包括的な支援を推進します。
- 地域住民や商店が外国人観光客を歓迎することができるよう、観光協会や商工会、宿坊協会等の関係機関と連携して、啓発活動や研修会、セミナー等を開催し、異文化を受け入れ互いを尊重することができる仕組みづくりを推進します。また、外国人観光客に訴求できる商品の開発に取り組めます。
- 空き店舗活用に向けた方策を検討し、商業の活性化につなげます。
- 商店間の協力体制を推進し、購買力の向上に向けた活動支援を行います。
- 商工会・金融機関・大学等と連携し、ビジネスマッチングや第二創業等、競争力の強化に向けた取り組みを支援します。

②経営安定化に向けた支援の充実

- 商工会・金融機関と連携し、安定した企業経営に向けて融資制度の活用促進や経営相談等を充実させます。
- 「高野ブランド創出事業」（高野の手仕事）を引き続き展開し、新たな特産品開発支援に取り組めます。
- 工業機械等の取得にかかる特別償却制度等を事業者に対して周知するとともに、商工会と連携して利用相談体制の整備を図り、事業者の設備投資を推進します。

③事業継承者の育成

- 企業の人材確保や後継者育成に向けた研修・講演会を開催するとともに、事業者の意識啓発を図り、事業継承者の育成支援、就労環境の整備に取り組めます。
- 店舗改装（外観）、通信環境整備、新商品開発等の支援を推進します。

【基本目標 3】

産業の活力創出に取り組む
まちづくり

施策 4 また来てみたい魅力づくり

施策の方針

本町にあるさまざまな資源を活用し、魅力の再認識や新たな観光ルートの開発を図り、着地型観光を推進します。高野山のみならず、周辺地域とも連携し、戦略的な観光振興を推進します。

まちの現状と課題

本町の観光入込客数は、「高野山開創 1200 年記念大法会」が執り行われた平成 27(2015) 年におよそ 200 万人となり、特に外国人観光客が著しく増加しました。そうした状況に対応するため、外国人観光客向けホームページの開設や SNS 等を活用した情報発信、多言語パンフレットの作成、「観光ナビアプリ」の作成・配信、Wi-Fi の整備等を進めてきました。より多くの情報を観光客へ届け、また訪れたいと思えるような情報の内容を充実させるとともに、着地型観光の推進や新たな観光ルートの開発を行う必要があります。平

成 30(2018)年には「高野山観光情報センター いこうや iKOYA」が開設され、さまざまな観光サービスのワンストップ窓口として、また着地型観光の拠点として期待されています。

これからは「年間来訪者消費額」「延べ宿泊者数」「観光満足度」「リピーター率」等を把握し、現状に対応した観光戦略を立てるとともに、さまざまな地域資源を有効活用した観光振興を進めることで、交流人口・関係人口の増加とにぎわいの創出を図っていくことが大切です。

施策の体系

また来てみたい
魅力づくり

- ①観光の振興
- ②地域資源を活かした観光振興【一部再掲】
- ③着地型観光の推進
- ④観光情報発信の充実

目標実現のための事業

①観光の振興

- 「高野町団体旅行補助制度（徳バック）」を継続的に実施し、充実を図ります。
- 「弘法大師御入定 1200 年御遠忌」に向けて、観光客が観光地を周遊しやすいよう公共交通機関の充実や駐車場の整備、公衆トイレの整備、レンタサイクル等の整備、道路整備を行います。
- 主要な道路や観光施設において、多言語対応した案内板の整備や、観光客が利用できるWi-Fi環境の充実を図ります。
- 「高野山観光情報センター iKOYA」を拠点に、高野町 DMO が中心となって、観光客が気軽に立ち寄り、高い観光満足度を得ることができる観光情報の提供及びワンストップ化を図りながらコーディネート機能の強化を推進します。

②地域資源を活かした観光振興

- 世界遺産をはじめとする歴史・文化資源を結び、関係団体や宿坊協会、観光協会等と連携し、観光満足度の高い観光振興を推進します。
- 町内の地域資源や近隣の観光資源を結びつけ、住民や関係団体、事業者等との連携を図り、観光客が地域の人と交流する機会づくりを推進し、より魅力的な観光ルートを確立します。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、スポーツ振興に併せて、関係団体等と連携し、本町ならではの特性・魅力の発信を通じてスポーツ合宿・観光客の誘致に取り組みます。
- 地域住民や商店が外国人観光客を歓迎することができるよう、観光協会や商工会、宿坊協会等の関係機関と連携して、啓発活動や研修会、セミナー等を開催し、異文化を受け入れ互いを尊重することができる仕組みづくりを推進します。また、外国人観光客に訴求できる商品の開発に取り組みます。【再掲】

③着地型観光の推進

- 「高野山観光情報センター iKOYA」等を拠点とし、高野の手仕事等に関連する高野山ならではの体験プログラムや本町の各地域の観光資源をPRし、着地型観光を推進します。

④観光情報発信の充実

- 国内外メディアへ積極的なPRを行い、観光情報の提供に努めます。
- ウェブサイトやパンフレット、観光ナビアプリ、SNS等を活用し、国内外の観光客の立場に立った情報の発信を行います。
- 観光協会、商工会、宿坊協会、宗教法人金剛峯寺等と連携して、情報発信の一元化と充実努めます。

【基本目標 3】
産業の活力創出に取り組む
まちづくり

施策 5 就労の場と機会の創出・確保

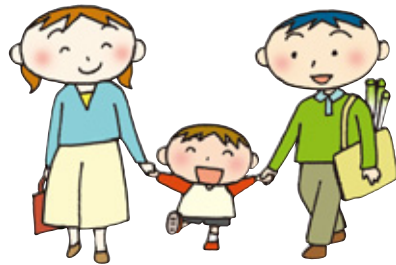
施策の方針

商工会や農業協同組合、ハローワーク等と連携し、情報発信を強化するとともに、創業支援を行うことで、雇用の場の創出と確保を推進します。

まちの現状と課題

平成 30（2018）年の転出者は 179 人であり、転入者の 101 人をおよそ 80 人上回っています。多業種にわたって就労の場を確保し、転出抑制と転入促進を図り、転出超過となる現状を打開する必要があります。

人口減少に伴って就労人口の減少が懸念されており、女性、高齢者等、誰もが働ける環境づくりを進めることができるよう、支援体制の確立が大切です。



施策の体系

就労の場と機会の 創出・確保

- ① 既存産業を活かした就労の場の確保
- ② 雇用対策の促進
- ③ 勤労福祉の充実
- ④ 創業支援の充実

目標実現のための事業

① 既存産業を活かした就労の場の確保

- 地場産品のブランド化や販路の拡大、地産地消の推進、特産品の開発支援等を推進し、新たな就労の場の確保に向けて支援します。

② 雇用対策の促進

- さまざまな分野で活躍できる人材の育成に向けて、求職者の資格取得や技能習得のための支援を行います。
- 男女雇用機会均等法や障害のある人の法定雇用率等の周知を図るとともに、女性、高齢者等、誰もが意欲と能力に応じて働くことができるよう、環境の整備と事業者理解の啓発を推進します。
- ハローワークや福祉施設、関係機関等との連携を強化し、さまざまなニーズに対応した就労環境の整備に取り組みます。

③ 勤労福祉の充実

- 就労者が安心して働くことができるよう、雇用環境の充実や改善が図れる仕組みづくりを推進します。
- 最低賃金の周知に取り組むとともに、職場における困りごとを気軽に相談できるよう、県や商工会等の関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

④ 創業支援の充実

- 商工会や金融機関と連携し、創業セミナーの開催、融資相談会の開催等を通して、活力のある産業振興に向けて支援します。



【基本目標 4】 安全で安心な生活を実現するまちづくり

基本目標

1 一人ひとりが輝き支え合う
活力あるまちづくり

2 人を育むまちづくり

3 産業の活力創出に
取り組むまちづくり

4 安全で安心な生活を実現するまちづくり

5 豊かな自然、歴史、文化を
守り活かすまちづくり

6 効率的な行政運営と
財政の確保

重点プロジェクト

住みたいまち

訪れたいまち

子育て・人育てのまち

安全で安心な生活を実現する
まちづくり

施策 1 住みよい住環境の整備

施策の方針

本町でいつまでも安定した生活を送ることができるよう、住みよい生活環境の確保に取り組みます。自然と歴史・文化が調和した住環境の整備に向けて、町営住宅の適切な管理や暮らしやすい住宅環境に向けた各種補助、空き家対策等を推進します。

まちの現状と課題

平成 30（2018）年 3 月に策定した「高野町営住宅長寿命化計画」に基づき、建て替え・修繕工事を計画的に実施していく予定です。引き続き修繕が必要な町営住宅については、今後のニーズ量を鑑みたくうえで規模の縮小や集約化を検討する必要があります。

過疎集落においては空き家が多く、特定空き家とならないよう、平成 24（2012）年度に実施した空き家調査をもとに、所有者に対して適切な管理を行うように指導に努めることが大切です。また、高齢者や障害のある人等がその身体機能、能力に合わせて生活を送ることができるよう、住環境の整備にかかる支援を充実し、快適な生活を維持することが大切です。

平成 29（2017）年時点で地籍調査の進捗率は 21.30%となっています。適切な土地利

用を推進するためにも地籍調査の推進は重要となります。

若者や移住を希望する人が、町内の土地や空き家を有効に利活用することができるよう、各種支援を充実させます。



公営住宅

施策の体系

住みよい住環境の整備

- ①住宅及び住環境の整備、適切な土地利用の推進
- ②空き家対策の推進【再掲】

目標実現のための事業

①住宅及び住環境の整備、適切な土地利用の推進

- 良好な住環境や歴史・文化・自然の魅力を活かした本町らしいまちなみを次世代へ継承するため、「高野町景観条例」や「高野町歴史的風致維持向上計画」に基づいた修景整備を推進します。
- 自然や景観と調和の取れた整備を行います。
- 高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で継続して快適に生活を続けるために、住宅改修補助等を充実し、ライフスタイルに対応した住環境の整備を推進します。
- 町営住宅の適正運営のため、計画的な修繕・改修工事を行うとともに、ひとり親家庭等、居住支援が必要な人が入居できるよう配慮します。
- 町営住宅の今後の利用状況を考慮して、規模の縮小・集約化を検討するとともに、公民連携による公有地の有効活用も併せて検討します。
- 適切な土地利用ができるよう、地籍調査を推進します。

②空き家対策の推進【再掲】

- U・I・Jターンへの対応に向けて空き家を効率的に活用できるよう、空き家情報登録制度の有効活用を進めます。
- 特定空き家に指定された空き家の地権者に対して適正な管理を求め、協力が得られない場合は「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいた対応を推進します。

【基本目標 4】

安全で安心な生活を実現する
まちづくり

施策 2 上水道・下水道等の整備

施策の方針

生活しやすい環境の整備に向けて、安全で安心な水の供給、衛生的な生活排水処理を推進します。職員が持つ水道技術の継承が適切に行われるよう人材育成を図るとともに、上下水道の適正な管理運営を推進します。

まちの現状と課題

【上水道】

平成 4（1992）年に高野山浄水場、平成 9（1997）年に相ノ浦浄水場を更新しましたが、これからは供用開始から 80 年以上経過した配水池・管路の耐震化を含む更新に向けた取り組みが必要です。また、水道メーターの自動検針システムを導入し、住民サービスの向上に努めています。

【下水道】

昭和初期に交通機関が便利になり、高野山が修行之山から参詣・観光地へ変貌したことにより、高野山独特の「かわや式」の水洗便所の水質汚染が問題化したため、昭和 11（1936）年に全国の町村で初となる公共下水道処理場を稼動しました。昭和 50（1975）年には、施設の老朽化や処理機能の低下のため、「高野町公共下水道基本計画」に基づき、高級処理方式の事業を開始し、昭和 55（1980）

年に高野山下水道処理場が完成しました。現在は、平成 30（2018）年に策定した「高野町公共施設個別施設計画」に基づき、高野山下水道処理場の延命化の事業を実施しています。

また、台風や大雨時に高野山地区で家屋が浸水する地域があり、河川改修等の浸水対策が必要です。

【小規模水道施設】

飲料水供給施設として 8 か所、小規模水道施設を整備していますが、地域の高齢化により、水源・施設の維持管理及び水質管理が課題となっています。

また、高根地区や西郷地区、相ノ浦地区等では夏に渇水、冬に凍結が起り、生活用水の確保が困難という意見もあがっています。安定した供給に向けて支援が必要です。

施策の体系

上水道・下水道等の整備

- ①安全で安心な水の供給
- ②衛生的な生活排水の処理
- ③上下水道の健全運営

目標実現のための事業

①安全で安心な水の供給

- 水道施設の適正な維持管理や耐震化を進め、計画的な長寿命化を図るとともに、水質の管理を行い、安全で安心な水の供給に努めます。
- 住民生活に必須のライフラインを強化し、耐用年数に基づき老朽化した配水池・管路を計画的に修繕・改修します。
- 山間集落の生活用水の安定供給の確保に向けて、水源の日常的な維持管理や災害時の復旧作業に対する支援を行います。

②衛生的な生活排水の処理

- 公共下水道や浄化槽の整備を進めるとともに、耐震化や計画的な長寿命化を図り、衛生的に生活排水を処理します。
- 雨水が効率よく排水され、衛生管理が行き届くよう、排水状況の定期的な確認と計画的な整備を実施します。

③上下水道の健全運営

- 水道技術の継承ができるよう、計画的な人員配備を行います。
- 安全で安心な上水道の供給や、衛生的な生活排水の処理が円滑に行えるよう、上下水道に関して住民に正しく理解していただくための啓発を推進するとともに、水道料金の未納・滞納がないよう努めます。
- 安全で安心な水道水を安定して供給するため、水道施設の適正な維持管理に努めます。また、今後は水道管理業務の一部委託を検討し、より良い上下水道の運営のあり方を研究します。
- 豊かな森林資源の恵みである高野町の水をPRする目的も兼ねて、災害用備蓄品としてボトルウォーターを製造し、今後は土産品としての販売を検討します。

【基本目標 4】

安全で安心な生活を実現する
まちづくり

施策 3 道路・交通の整備

施策の方針

住民の暮らしに必要な生活道路や地域を結ぶ道路の維持・補修を行い、安全な道路環境を維持します。

また、地域交通の利便性向上に向けて、コミュニティ交通の充実を推進するとともに、高齢化による交通弱者の増加や観光客の増加に対応するため、公共交通サービスの充実、交通弱者に対する支援を推進します。

まちの現状と課題

平成 26（2014）年より 5 年ごとに橋梁・トンネルの点検を行っています。橋梁が 187 橋、トンネルが 6 本あり、山間地であることから、修繕・管理は財政的な課題となっています。

平成 30（2018）年時点で町道の改良率は 28.8%、舗装率は 71.9%、自動車通行不能区間は 25.0%となっています。

地域によっては木や茂みが邪魔をして視界が悪く危険な道路があり、整備が間に合っていないところがあります。

高野山地区においては、ベンチや公衆トイレ、休憩所の設置等、歩行環境の整備を進めてきました。また、町道イメージのモデル区間として「町道五大連絡線」を石畳風に改修し、歩行者優先で、自動車等はスピードを落とし徐行することにより誰もが歩きやすい、バリアフリーに配慮した歩道づくりを進めてきました。

80 歳以上の高齢者に対してタクシー券補助事業を展開し、外出支援を行っています。また、路線バスの生活路線に対する運行補助や公共交通空白地区におけるデマンドタクシーの導入を 6 地区（西郷、杖ヶ藪、大滝、湯川、相ノ浦、花坂不動野）で実施しています。引き続き住民の生活を支えるコミュニティ交通の支援を充実させるとともに、効果的な支援の方法の検証を進めることが大切です。



定時・定路線型の乗合タクシー

施策の体系

道路・交通の整備	①道路整備
	②コミュニティ交通の充実
	③公共交通サービスの充実
	④交通弱者に対する支援の充実

目標実現のための事業

①道路整備

- 安全で快適な道路環境を維持できるよう、計画的な補修・整備、カーブミラーやガードレール等の設置を行うとともに、住民の理解・協力のもと、交通上の危険箇所となっている障害物の撤去や適切な安全管理を行います。
- 非常時における複数の避難経路の確保に向けて、避難経路や迂回経路となる道路の整備を推進します。
- 子どもや高齢者、障害のある人等にもやさしく、安全面に配慮した「歩行者主体の道路整備」を図ります。
- 高野大峰文化圏を結ぶ県道・高野天川線の改築に向け、国や県（和歌山県と奈良県）へ継続的に要望します。

②コミュニティ交通の充実

- 公共交通空白地区におけるコミュニティバスやデマンドタクシー等の効果的活用のための検証を行い、利用者にとってより利用しやすいコミュニティ交通のあり方を検討します。

③公共交通サービスの充実

- 公共交通機関の継続運行に向けて、国や県、関係機関の連携を強化し、公共交通サービスの維持・充実に努めます。
- 観光のトップシーズンにおける交通渋滞の緩和や「弘法大師御入定1200年御遠忌」に向けた、観光客が利用しやすい交通体制の確保のため、各公共交通機関や事業所と連携を強化します。

④交通弱者に対する支援の充実

- タクシー券補助事業の継続実施や各制度における移動支援等を充実させ、交通弱者に対する支援を推進します。

【基本目標 4】

安全で安心な生活を実現する
まちづくり

施策 4 循環型社会の形成

施策の方針

廃棄物の適切な処理やごみの減量、リサイクルを推進し、自然に恵まれた環境を守り次世代に伝えることは、今を生きる私たちの使命です。

環境に配慮したやさしいまちとして、3R（リデュース:ごみ減少、リユース:再利用、リサイクル:再資源化）を推進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

まちの現状と課題

指定ごみ袋の無料配布や「家庭用生ごみ処理機購入補助制度」を実施してきました。ごみの分別に対する意識は高まっていますが、引き続きごみの分別、リサイクルに対する意識啓発を行うことが大切です。

本町は紀の川、有田川、最上流に位置しており、下流域の水質保全のためにも、環境に配慮したまちづくりを推進する責務があります。

平成 21（2009）年 8 月より橋本市の「広域ごみ処理センター」において家庭ごみや事業系一般施設の運転が開始されたことから、本町の塵芥処理センターの焼却施設の運転が終了しました。これからは循環型社会の形成に向けて、塵芥処理センターの施設の有効活用を推進することが大切です。



河川清掃



施策の体系

循環型社会の形成

- ①廃棄物の適切な処理
- ②資源のリサイクル
- ③環境保全・地球温暖化対策

目標実現のための事業

①廃棄物の適切な処理

- 廃棄物の分別について正しい理解と協力を促すための啓発を行います。
- 「高野町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、廃棄物の適正かつ効率的な処理や地球温暖化対策のための取り組みを推進します。

②資源のリサイクル

- 3 Rを推進することで廃棄物の減量に努め、環境負荷の少ない循環型社会を目指します。
- 塵芥処理センターについて、生ごみや下水汚泥の堆肥化処理できる施設への改築を検討します。

③環境保全・地球温暖化対策

- 地球温暖化対策として、住民、事業者、行政が一体となって、温室効果ガスの削減に取り組む意識の啓発を行います。
- 公共施設への省エネ対応・代替エネルギーの導入を推進します。



【基本目標 4】

安全で安心な生活を実現する
まちづくり

施策 5 防災・消防力の強化

施策の方針

安全で安心した生活の確保に向けて防災・消防力の強化を推進します。また、自主防災組織へ支援を行い、住民とともに安心した生活を築きます。

まちの現状と課題

すべての地域で自主防災組織が編成され、災害用備蓄品の充実や可搬型通信設備の設置、ハザードマップの作成と全戸配布、総合防災訓練の開催等、災害対策の充実を図ってきました。また、災害発生時に住民や観光客に正確な情報を発信するため、「FMはしもと」によるラジオ放送、ホームページやSNS、「知らせてネット」等のメールサービスを活用しています。さらに、防災行政無線を補完するものとして放送内容を受信できる防災ラジオを全戸配布し、情報伝達経路の多重化を図っています。

本町には、宿坊等の大規模木造建築物や国宝・重要文化財等が多数存在することから、常備消防と非常備消防が連携し、地域住民に対し火災予防の徹底や防火意識の向上を図ることが大切です。本町の消防団においては、人口流出、高齢化等により、団員の確保が年々厳しくなっています。安全装備品を含めた消防団資機材の整備とともに、定年延長の検討や女性団員の増員等が求められます。消防職員の人材の確保と同時に、若い職員の資格取得等の推進も大切です。

消防力の強化に向けては、消防本部の「タンク車」「救助工作車」「高規格救急車」を更新しました。また、国の指針に基づき、消防において消防相互応援協定に基づく応援要請等の連携を強化しましたが、地域的な特性から広域化によるスケールメリットがみられないなどの課題があります。今後は、消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図ることを目的とした、消防広域化の推進が必要となります。

このほか、支援の必要な住民に対する緊急通報システムを整備しており、引き続き利用者に対して、正しい活用を周知・啓発することが大切です。

一方、役場庁舎や消防庁舎等の災害対策拠点となる公共施設の老朽化、耐震整備未対応施設の建て替えや移転を計画的に検討する必要があります。

施策の体系

防災・消防力の強化

- ①安全・安心の確保
- ②防災体制の充実【一部再掲】
- ③消防体制の充実

目標実現のための事業

①安全・安心の確保

- 緊急通報システムの普及と正しい利用方法の周知・啓発を推進します。
- 県の総合防災情報システムやJアラートを活用し、住民や観光客に対して、重要な情報を迅速かつ的確に伝えるよう整備します。
- インターネット等を活用したデジタル防災無線を整備します。
- 災害や緊急時にFMラジオやインターネット、SNS、メールサービス等、多様なメディアを活用し、正確な情報を迅速に届けられるよう、関係機関との連携を推進します。
- 防火対象物、危険物施設の立入検査等による指導を強化します。
- 火災予防運動等の啓発活動により、住民の防火意識のさらなる向上、住宅用火災警報器の設置率向上及び適切な維持管理を推進します。

②防災体制の充実

- 自主防災組織とともに地域の特性に合った防災訓練やハザードマップを活用した避難訓練等を実施できるよう支援します。
- 災害対応マニュアルを整備し、避難所等での備品・備蓄の充実に努めます。また、医療的処置が必要な在宅医療患者についての対応を事前に医療機関と協議し、災害時対応に備えます。
- 災害の被害軽減に向けて建物の耐震化や防火対策を支援し、災害復旧や救助活動の拠点となる公共施設や資機材の整備を図ります。
- 地域担当職員と自主防災組織が中心となり、高野町消防団や消防本部、医療機関との連携を強化し、地域防災力の強化に取り組みます。【再掲】
- 避難行動要支援者に対する具体的支援の検討を行います。
- 自主防災組織への資機材の充実や研修、訓練を通して、地域防災力強化を促進します。

③消防体制の充実

- 消防の広域化について気運醸成に努めるとともに、隣接する消防機関との柔軟な連携・協力体制をより一層強化します。
- 地域住民に対する応急措置の普及と救急隊員の観察・応急処置能力の向上を図ります。
- 地域消防力の低下を招かないよう、消防団活動に必要な車両・資機材、安全装備品等の計画的な更新・整備及び消防団員の確保に努めます。

施策 6 安全で安心できるまちづくり

施策の方針

住民の安全で安心できる生活の確保に向けて、犯罪対策や交通安全の各種取り組みを推進します。また、大雪時等雪害の恐れのある場合にも適切な支援ができるよう対策を充実させます。

まちの現状と課題

地域コミュニティの弱体化に伴い、地域のつながりが希薄になっています。地域で互いに見守り合い、犯罪にあわないよう声を掛け合える関係づくりが大切です。

観光ピーク時には深刻な交通渋滞が起り、歩行者にとっても危険な状況となっています。子どもや高齢者が交通事故にあわないよう交通ルールやマナーの徹底を図り、交通安全対策に注力する必要があります。

また、冬季は例年 10～20cm の雪が積もり、時には最深積雪が 30cm となることもあります。特に高根地区や大滝地区等は除雪をしないと生活道路が利用できなくなってしまうこともあり、住民にとって大きな負担となっています。近年は、除雪作業の負担軽減のため、「小型除雪機」を導入しています。



交通啓発



小型除雪機

施策の体系

安全で安心できる まちづくり

- ①防犯体制の充実
- ②消費者被害対策と消費者教育の推進
- ③交通安全の確保
- ④大雪時の対応強化

目標実現のための事業

①防犯体制の充実

- 警察や関係団体、地域住民との連携を強化し、地域での防犯活動を推進します。
- 地域の自主的な防犯活動を支援します。
- 防犯意識の向上のため、防犯に関する啓発活動、犯罪情報発信を充実させます。

②消費者被害対策と消費者教育の推進

- 消費生活に関するさまざまなトラブルに対応するため、消費生活相談体制の強化と相談窓口の周知を図ります。
- 消費者被害防止に対する知識の向上と消費者保護、救済支援についての啓発を推進します。
- 消費生活に関する必要な情報を住民に提供できるよう、情報発信に努めます。

③交通安全の確保

- 交通事故のない社会の実現を目指し、警察や関係団体等と連携して交通安全運動を行い、交通安全意識の高揚を図ります。
- 交通ルールの周知やマナー向上と交通事故防止に向けて、警察や関係団体等と連携し出前講座等を開催します。

④大雪時の対応強化

- 大雪時に、生活道路の早期復旧及び除雪作業の効率化を図るため、小型除雪機の貸出を行います。

安全で安心な生活を実現する
まちづくり

施策 7 情報通信技術の利活用促進

施策の方針

高度情報化社会に対応するため、情報通信基盤の整備を進めるとともに、各分野における人材不足の解消に向けて情報通信技術の利活用を促進します。

まちの現状と課題

携帯電話の不感地区はほぼ解消されており、高野山地区を中心としてWi-Fiの整備を進め、情報通信基盤の整備を図ってきました。富貴地区、筒香地区において平成29年度より超高速ブロードバンドの整備(光ファイバーの敷設)に着手し、平成31年度にサービスを開始します。

「町長室公式 Facebook」「高野町公式 Facebook」の開設や「知らせてネット」での情報発信を通して、町政の見える化や情報公開を図っています。



高野町公式 Facebook

施策の体系

情報通信技術等の利活用促進	①情報通信基盤の整備	(1) 教育における情報通信技術の活用【再掲】
	②情報通信技術の活用	(2) 医療・福祉における情報通信技術の活用
		(3) 産業における情報通信技術の活用
		(4) 安心のための情報通信技術の活用【再掲】
		(5) 行政サービスにおける情報通信技術の活用

目標実現のための事業

①情報通信基盤の整備

- 超高速ブロードバンドサービスの整備を図り、快適な情報通信が行えるよう環境の整備を推進します。
- 観光客が快適に観光情報を把握することができ、また、情報発信による誘客促進効果が期待できることから、観光客向けのWi-Fi環境の整備・充実を推進します。

②情報通信技術の活用

(1) 教育における情報通信技術の活用【再掲】

- タブレットパソコン等を活用したICT教育を充実し、高度情報化社会に対応できる力を育みます。
- インターネットを正しく使いこなすための知識や能力を高め、有害サイトや有害な情報から、自らの身を守ることでできる力を育みます。

(2) 医療・福祉における情報通信技術の活用

- 子育て情報や小児医療の情報等が子育て世代に効率的かつ効果的に届くようにするため、ホームページやSNSを活用し、各種サービスの利用促進へとつなげます。

(3) 産業における情報通信技術の活用

- ICT技術の利活用を推進し、担い手不足に対応できる体制を推進するとともに、最先端の技術導入によって生産性の高い産業として確立できるよう支援します。
- 観光ナビアプリ等の観光ツールを定期的に更新し、正確な情報発信に努めるとともに、利用者にとって活用しやすいサービスを提供します。

(4) 安心のための情報通信技術の活用【再掲】

- 県の総合防災情報システムやJアラートを活用し、住民や観光客に対して、重要な情報を迅速かつ的確に伝えるよう整備します。
- インターネット等を活用したデジタル防災無線を整備します。
- 災害や緊急時にFMラジオやインターネット、SNS、メールサービス等、多様なメディアを活用し、正確な情報を迅速に届けられるよう、関係機関との連携を推進します。

(5) 行政サービスにおける情報通信技術の活用

- ホームページやSNS、FM放送等、さまざまなメディアを効果的に活用して、まちの情報発信を行います。
- マイナンバーカードの普及を推進し、窓口業務の効率化を図り、利便性の高い住民サービスの提供に努めます。

【基本目標 4】

安全で安心な生活を実現する
まちづくり

施策 8 医療の充実

施策の方針

住民の健康管理の向上及び緊急時や夜間に適切な医療サービスが提供できる体制の充実に向けて、橋本保健医療圏で連携し、誰もが安心できる地域医療の充実を推進します。

まちの現状と課題

高野山病院は平成 24（2012）年に診療所へと診療体系が変更されました。高野山総合診療所は小規模ではあるものの、訪問看護が充実しているほか、通所リハビリ施設も開設しています。近年、県立医科大学や地域医療振興協会、伊都医師会との連携を強化し、医療スタッフの確保に努め、夜間救急体制を週 1 日から最大週 4 日に拡大しました。

富貴診療所は平成 27（2015）年に橋本保健医療圏のへき地医療拠点病院として指定されました。地域医療を支える拠点として、町内の各診療所の設備を充実させる必要があります。

住民アンケート調査の結果から、特に高野山地区において、「医療が充実していない」という課題がみられます。また、救急医療は本町のいずれの場所においても 1 時間以内に対応できる体制がとられており、引き続き関係機関との連携を図り、住民が安心した生活を送ることができるよう、本町における医療体制の充実を図ることが大切です。

感染症対策としては、インフルエンザ予防接種費用の補助事業を開始し、予防に取り組んでいます。外国人観光客が増加するなか、国外から持ち込まれる感染症等にも対応できるよう対策が求められています。

施策の体系

医療の充実

- ①医療体制の充実
- ②医療人材と設備の充実
- ③多分野連携による地域包括ケアシステムの構築【再掲】
- ④感染症予防対策の推進【再掲】

目標実現のための事業

①医療体制の充実

- 高野山総合診療所について、県立医科大学や地域医療振興協会、伊都医師会との連携をより一層強化し、夜間救急体制の強化に努めます。
- 健やかな子どもの成長に向けて、伊都医師会との協力のもと、橋本保健医療圏における小児医療の充実に努めます。
- 在宅医療サポートセンターや地域包括支援センターと連携し、在宅医療、在宅療養の支援を充実させます。
- 民間の医療機関の進出が進むよう関係機関と連携し、支援を図ります。

②医療人材と設備の充実

- 安定的かつ質の高い医療サービスの提供に向けて、医師や看護師の確保に努めるとともに、医療機器の充実を図ります。

③多分野連携による地域包括ケアシステムの構築【再掲】

- 住まい・医療・介護・保健等の多分野で連携し、生活支援コーディネーターや民生委員・児童委員、地域見守り協力員等と協力し、地域課題に対応できる高野町地域包括ケアシステムの構築を図り、介護が必要になっても在宅で生活することができるよう支援します。

④感染症予防対策の推進【再掲】

- インフルエンザをはじめ、感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延の防止に向けて予防接種費用の補助を行うとともに、予防接種の正しい情報の提供・啓発を図り、感染症予防に努めます。
- 国外から持ち込まれる感染症等に対応できるよう国・県・伊都医師会と連携し、予防方法や対処法に対する正しい知識・情報を周知するとともに、医療資機材の充実・維持を図ります。





【基本目標 5】

豊かな自然、歴史、文化を 守り活かすまちづくり

基本目標

1 一人ひとりが輝き支え合う
活力あるまちづくり

2 人を育むまちづくり

3 産業の活力創出に
取り組むまちづくり

4 安全で安心な生活を
実現するまちづくり

5 **豊かな自然、歴史、文化を
守り活かすまちづくり**

6 効率的な行政運営と
財政の確保

重点プロジェクト

住みたいまち

訪れたいまち

子育て・人育てのまち

豊かな自然、歴史、文化を 守り活かすまちづくり

施策 1 文化財等の地域資源の継承

施策の方針

本町の歴史・文化資源を活用したまちづくりを推進し、文化財の保存・活用に向け、「高野町歴史の風致維持向上計画」に即した事業に取り組みます。本町の歴史・文化・伝統等、故郷の誇りを学ぶふるさと教育を推進し、次世代に継承するための基盤を整備します。

まちの現状と課題

本町における文化財の保存と活用について、宗教法人金剛峯寺、(公財)高野山文化財保存会等の関連機関との協働を図り推進しています。

平成 22 (2010) 年以降、11 件の新規指定登録があり、本町においては 270 件の文化財があります。しかし、^{しつがい}悉皆調査(大規模調査)が行われていないため、未指定文化財の把握が十分ではなく、効果的な保存・活用ができていません。



文化財の調査



高野山学

施策の体系

文化財等の地域資源の継承

- ①文化財等の地域資源の把握
- ②文化財等の地域資源の保存・活用
- ③ふるさと教育の推進

目標実現のための事業

①文化財等の地域資源の把握

- 地域の文化財の^{しつがい}悉皆調査を実施し、計画的に地域資源の把握に努めます。

②文化財等の地域資源の保存・活用

- 「文化財保存活用地域計画」の策定を推進し、文化財を適切に保存し次世代に継承するとともに、観光資源や交流資源として活用します。
- 豊富な文化財等の地域資源を有機的に結びつけ、新たな観光ルートの形成を検討します。
- 「高野町歴史的風致維持向上計画」に基づき、本町各地の歴史・文化資産に恵まれた良好な環境を維持、向上するための取り組みを推進します。

③ふるさと教育の推進

- 学校教育において地域資源や伝統文化、地域人材の活用を図るとともに、社会教育においては「高野山学」等の講座を開催し、地域文化・地域資源の継承を推進します。

【基本目標 5】

豊かな自然、歴史、文化を
守り活かすまちづくり

施策 2 世界遺産の保全と活用

施策の方針

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を次世代へ守り伝え、郷土への愛着を醸成するとともに、適切な活用の推進によって観光産業をはじめとする地域産業の振興に結びつけ、持続可能な運営を目指します。

まちの現状と課題

平成 16（2004）年に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、平成 28（2016）年に「女人道」「黒河道」「京大坂道不動坂」が追加登録されました。参詣道は計画的に維持管理を行っており、良好な環境が保たれています。

施策の体系

世界遺産の保全と活用

- ①世界遺産の保全・整備
- ②世界遺産構成資産を軸とする着地型観光の推進



町石道



小辺路

目標実現のための事業

①世界遺産の保全・整備

- 宗教法人金剛峯寺や（公財）高野山文化財保存会等の関連機関との連携を強化し、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成するそれぞれの文化財に応じた、計画的かつ適切な保全・整備を推進します。
- 計画的に「紀伊山地の霊場と参詣道」の維持管理を行っていきます。

②世界遺産構成資産を軸とする着地型観光の推進

- 関係機関との連携を強化し、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産をはじめとする各文化財と地域資源を有機的に結び観光ルートの見直し・再編成を行い、「高野山観光情報センターいこや」を中心に着地型観光を推進します。
- 町内外の各種団体が主催する世界遺産を活用したイベントの継続的な開催や新たな活動に対し、積極的な支援を行います。



女人道からの風景



京大坂道不動坂

【基本目標 5】

豊かな自然、歴史、文化を
守り活かすまちづくり

施策 3 景観の維持・形成

施策の方針

自然や歴史・文化と調和した高野町らしい景観の形成を図るため、「高野町景観条例」に基づき修景整備を推進します。公共施設に関しても同様に、景観条例に基づいた整備を行います。

まちの現状と課題

平成 19（2007）年より、まちなみ修景整備事業を実施し、平成 20（2008）年 1 月 1 日に、景観法の規定に基づき和歌山県知事の同意を得て「景観行政団体」になりました。また、同年 12 月 18 日に「高野町景観条例」を施行しました。これまでの取り組みによりまちの景観が保全され、住民においても景観に関する意識が高くなってきています。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」として、脈々と受け継がれてきた文化的景観は年間を通じた保守点検により、良好な環境を維持しています。引き続き美しい景観を守り伝えるために、継続的な維持・管理をすることが大切です。

観光インフラ整備に関する取り組みについては、平成 27（2015）年の「高野山開創 1200 年記念大法会」に際して、観光気運を盛り上げる PR 活動を推進するとともに、宗教学法人金剛峯寺と共同で檜造りのベンチを町なかに設置しました。また、「歴史まちづく

り法」に基づき、平成 30 年度に「高野町歴史的風致維持向上計画」を作成しました。「弘法大師御入定 1200 年御遠忌」が執り行われる平成 46（2034）年には、檀信徒や観光客が多く参詣に訪れることが予想されます。聖地としてふさわしい、施設や各種インフラ、まちなみに対する整備、改修・改良工事が必要となります。



文化的景観

施策の体系

景観の維持・形成

- ①まちなみ景観整備
- ②文化的景観の保持【一部再掲】
- ③歴史的建造物・樹木等の維持

目標実現のための事業

①まちなみ景観整備

- 良好な住環境や自然・歴史・文化の魅力を活かした高野町らしいまちなみを次世代へ継承するため、「高野町景観条例」や「高野町歴史的風致維持向上計画」に基づき景観整備を推進します。
- 屋外広告等に関する適正な規制・誘導を推進します。

②文化的景観の保持

- 守り伝えられてきた歴史・文化・伝統を感じられるよう、世界遺産を構成する文化財等の緩衝地帯を適切に整備します。
- 「高野町歴史的風致維持向上計画」に基づき、本町各地の歴史・文化資産に恵まれた良好な環境を維持、向上するための取り組みを推進します。【再掲】
- 「弘法大師御入定 1200 年御遠忌」の開催に向けて、宗教法人金剛峯寺との強力な連携体制のもと、聖地としてふさわしい文化的景観の保持に努めます。

③歴史的建造物・樹木等の維持

- 本町が誇る歴史・文化の息づく建造物や樹木の保存を推進し、次世代に残します。

【基本目標 5】

豊かな自然、歴史、文化を
守り活かすまちづくり

施策 4 交流の促進

施策の方針

本町は今後も人口減少が進むとされていますが、交流人口の増加を推進し、地域活力の一翼として位置づけます。人と人、地域間、自治体間、国際間等さまざまなステージ交流を推進し、活力ある高野町を目指します。

まちの現状と課題

アッシジ市（イタリア）とは、ともに「高地にある聖地」という環境であることから、平成 21（2009）年に「観光相互促進協定」を締結しました。平成 30（2018）年度より交流の機会の創出に向けて自治体間連携に向けた交渉を進めています。

また、平成 27（2015）年にルンビニ（ネパール）との姉妹都市調印式を開催し、「世界遺産都市の文化・観光・交流相互協定」が締結されました。引き続きルンビニとの絆を固く結び、積極的な交流を推進することが大切です。

一方、国内においては歴史的交流都市である善通寺市（香川県）との共同により、「善通寺市・高野町生徒交流事業」を通して平成 16（2004）年以降、高野山中学校の 1 年生が年 1 回交流しているほか、善通寺市との親睦と教育の向上を図るため、児童生徒の文化作品の交換と文化祭での展示を行っています。



姉妹都市ルンビニ（ネパール）



善通寺市・高野町生徒交流事業

施策の体系

交流の促進

- ①人と人との交流促進
- ②国際交流の促進
- ③自治体間交流の促進

目標実現のための事業

①人と人との交流促進

- 地域コミュニティ活動の活性化や生涯学習、スポーツイベント等の社会教育の充実を通して、住民間の交流を促進します。
- 着地型観光の推進や地域の伝統行事等への観光客の受け入れにより、住民と観光客が交流する機会を創出します。

②国際交流の促進

- アッシジ市（イタリア）との自治体間連携の確立に向けて、アッシジ市との連携の基本方針を検討し、継続性の高い交流事業の推進を図ります。
- 釈迦の生誕地ルンピニ（ネパール）との友好の絆を固く結び、交流事業を展開することによって、文化交流や観光交流を推進します。
- インド及び東アジア方面の各国に対して交流を促進し、本格的な観光客誘致を図ります。

③自治体間交流の促進

- 「普通寺市・高野町生徒交流事業」を通して、普通寺市（香川県）との交流を推進します。
- 行政区域を越えた広域的な課題への対応や地域の魅力の向上を図るため、伊都郡をはじめとする近隣市町村と産業、福祉、防災、観光等の各分野において連携を強化します。



【基本目標 6】 効率的な行政運営と 財政の確保

基本目標

1 一人ひとりが輝き支え合う
活力あるまちづくり

2 人を育むまちづくり

3 産業の活力創出に
取り組むまちづくり

4 安全で安心な生活を
実現するまちづくり

5 豊かな自然、歴史、文化を
守り活かすまちづくり

6 効率的な行政運営と
財政の確保

重点プロジェクト

住みたいまち

訪れたいまち

子育て・人育てのまち

効率的な行政運営と 財政の確保

施策 1 効率的な行政運営

施策の方針

人口減少に対応した効率的な行政運営を行うとともに、公民連携による効果的かつ効率的な行政運営を行います。また、公共施設の適正化、長寿命化を推進し、社会潮流に対応した行政サービスを目指します。

まちの現状と課題

平成 28（2016）年度に策定した「定員適正化計画」に基づき、職員の適正かつ効率的な採用と配置を行っています。職員数を少しでも削減できるよう、業務の効率化や職員の能力向上に努める必要があります。

また、増加する外国人観光客に対応できる職員の採用、能力の向上を図る必要があります。

将来にわたって安定的かつ持続的に質の高い住民サービスを提供するために、限られた資源を効率的・効果的に活用する必要があります。

施策の体系

効率的な行政運営

- ①人材の育成
- ②効果的かつ効率的な行政運営
- ③公共施設の適正化
- ④住民サービスにおける情報通信技術等の活用【再掲】
- ⑤公民連携の推進

目標実現のための事業

①人材の育成

- 職員一人ひとりの能力向上に向けて職員研修やセミナーの開催、研修参加支援等を充実し、人材育成に取り組みます。
- 人事評価制度を活用し、公平・公正な人事評価を行い、職員の意識向上を図ります。
- 「定員適正化計画」に基づく計画的な人員配置を行います。

②効果的かつ効率的な行政運営

- 計画的・効果的な事業実施のため、定期的な事務事業の見直しや民間との連携を進めます。
- 多様化・高度化する住民ニーズに対応できるよう、住民サービスの利便性向上に取り組みます。
- 行政運営の効率化を図るため、事務作業の簡略化を推進します。

③公共施設の適正化

- 人口減少に対応した適正な公共施設のあり方や集約の検討、老朽化、耐震化の対策を計画的に推進します。
- 施設の維持管理方法を見直し、経費の削減に努めます。

④住民サービスにおける情報通信技術等の活用【再掲】

- ホームページやSNS、FM放送等、さまざまなメディアを効果的に活用して、まちの情報発信を行います。
- マイナンバーカードの普及を推進し、窓口業務の効率化を図り、利便性の高い住民サービスの提供に努めます。

⑤公民連携の推進

- PPP/PFIの導入を検討し、公共施設の必要性・効率性の検証・分析を行い、不断の見直し・集約等に取り組みます。
- 地域担当職員制度を活用し、地域の課題に対応できるよう地域団体や人材の育成に努め、協働のまちづくりを推進します。

【基本目標 6】

効率的な行政運営と
財政の確保

施策 2 安定した財政運営

施策の方針

人口減少に伴い、住民税の減収が考えられます。安定した財政の確保と、効果的かつ効率的な予算編成を推進します。

まちの現状と課題

近年、投資的経費の増加に合わせて起債額が増加し、借入額が償還額を上回っているため、今後は指標の悪化が見込まれます。

平成 26（2014）年に「ふるさと納税」の再構築を行い、平成 26（2014）年から平成 29（2017）年にかけて約 11 億円の増額となりました。これにより、防災ラジオの配布等、町独自事業を展開することができました。



防災ラジオ

施策の体系

安定した財政運営

- ①安定財源の確保
- ②計画的な財政運営

目標実現のための事業

① 安定財源の確保

- 自主財源の確保に向けて公的資産の積極的活用や産業の活性化を推進します。
- 納税者の信頼に応えられる適正な課税を行い、利便性の高い収納方法の検討を推進します。

② 計画的な財政運営

- 予算査定時に査定内容を公表し、予算要求の膨張の抑制に努めます。
- 国や県の動向に注視しながら、事業実施にかかる補助金を積極的に活用し、町財政の負担軽減を図ります。
- 適正な行政コストの把握、資産管理を行い、公債による借入れをする場合は、将来に過度の負担を持ち越さないよう、実質公債比率等の指標を参考にし、適正な借入れを行います。



The image is a vertical collage. The top half features vibrant autumn foliage in shades of red, orange, and yellow. The bottom half shows a traditional Japanese building entrance with a stone staircase leading up to a covered walkway. Several people are visible near the entrance. The overall scene is set in a park-like environment with scattered fallen leaves on the ground.

資料編

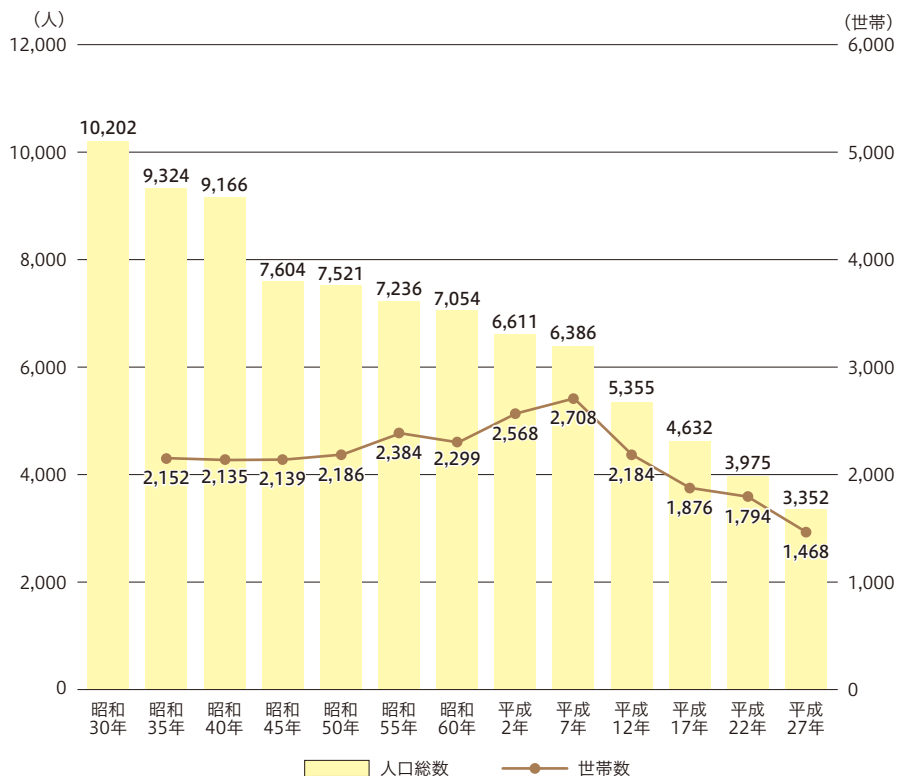
①人口等の状況

1. 総人口の推移

本町の総人口は、減少が続いています。昭和40年まで9,000人台で推移していましたが、昭和45年以降7,000人台となり、昭和60年まで緩やかに減少し、平成2年に7,000人を割り込みます。平成7年からの人口減少は加速度的に進み、平成7年の6,386人から平成27年の3,352人と、およそ3,000人の減少がみられ、50%近い減少率となっています。

世帯数は平成7年まで増減を繰り返しながら増加傾向となっていました。平成7年の2,708世帯をピークに減少に転じ、平成27年では1,468世帯となっています。

■総人口と世帯数の推移



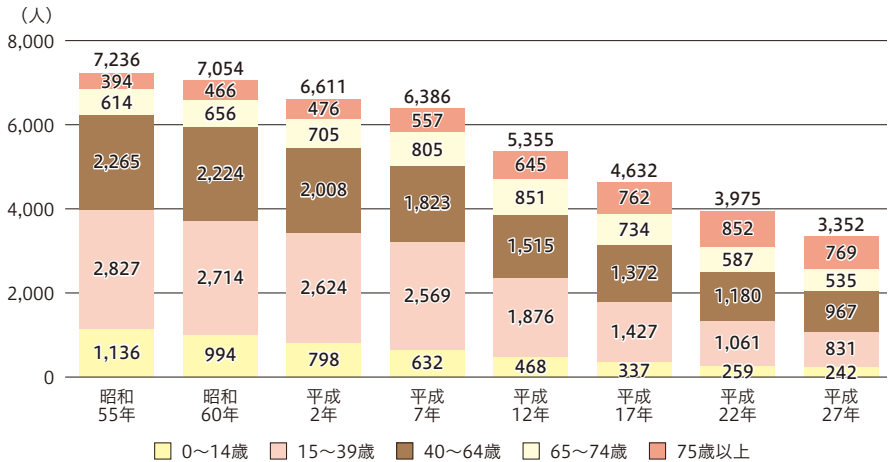
資料：国勢調査

2. 人口5区分と人口構成比

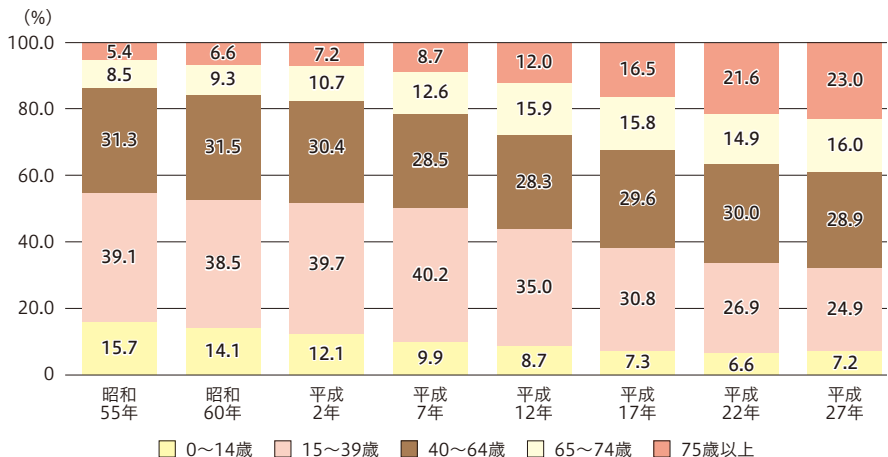
人口構成についてみると、64歳以下のすべての年代で人口の減少が続いています。一方、「65～74歳」は平成12年の851人をピークに減少に転じ、平成27年で535人となっています。また、「75歳以上」では平成22年の852人をピークに平成27年は減少に転じています。

人口構成比は「75歳以上」が総人口に占める割合は年々高まっており、平成27年で23.0%となっています。一方、「15～39歳」の割合は著しく減少しています。

■年代別人口の推移



■年代別人口比率の推移

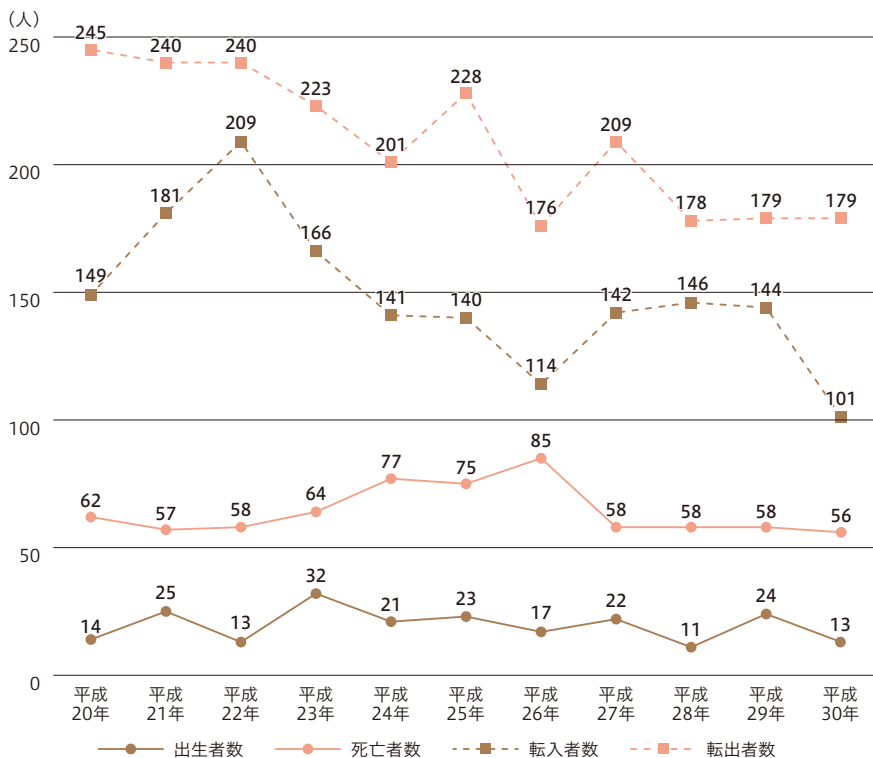


資料：国勢調査

3. 自然増減と社会増減

人口動態についてみると、死亡者数が出生者数を上回る状態が続いており、いずれの年も自然減となっています。同様に、転出者数が転入者数を上回る状態が続いており、社会減の状況がみられます。

■自然増減と社会増減の推移



資料：住民基本台帳
(平成25年までは3月31日現在、平成26年以降1月1日現在)

4. 地域別人口

地域別人口は「高野山」が最も多く、次いで「東富貴」となっています。平成 27 年時点で、「高野山」では 2,539 人となっており、平成 12 年と比較すると 1,379 人、およそ 3 割の減少となっています。

また、「西ヶ峰」「平原」「東又」では 10 人を割る状態が続いており、「榎原」において平成 17 年以降 10 人を割り、居住者が極めて少ない地域が増加しています。

■地域別人口の推移

単位：人

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
高野山	3,918	3,411	2,944	2,539
西郷	81	65	58	50
細川	183	133	129	101
花坂	193	181	167	151
湯川	46	39	31	20
相ノ浦	35	23	23	20
大滝	19	17	12	11
西ヶ峰	4	3	6	3
林	16	15	12	9
南	21	28	13	12
平原	5	2	2	0
榎原	15	2	2	2
東又	4	3	2	1
杖ヶ藪	14	12	12	9
東富貴	429	383	299	232
西富貴	270	220	178	127
上筒香	63	54	49	35
中筒香	33	31	19	15
下筒香	19	20	17	15
合計	5,368	4,642	3,975	3,352

資料：国勢調査

5. 交流人口の状況

通勤や通学等で町外へ流出する人よりも、町内へ流入する人が多く、流入超過になっていますが、流入人口は増減を繰り返しながら微減傾向にあり、流出人口はいずれの年でも減少傾向となっています。観光入込客数を日割りした「一日当たり観光入込客数」を加味した「一日当たり交流人口」は平成22年までは3,000人台後半で推移していましたが、平成27年は「高野山開創1200年記念大法会」の年でもあり、「一日当たり観光入込客数」はおおよそ2,000人多い5,457人、「一日当たり交流人口」は6,000人となっています。

■交流人口の推移

単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
流入人口	808	917	820	764	605	757
流出人口	499	462	390	321	257	214
観光入込客数	1,236,996	1,288,860	1,138,915	1,233,716	1,285,015	1,991,900
一日当たり観光入込客数	3,389	3,531	3,120	3,380	3,521	5,457
一日当たり交流人口 [※]	3,698	3,986	3,550	3,823	3,869	6,000

資料：国勢調査（流入人口、流出人口）、和歌山県観光客動態調査（観光入込客数）

※一日当たり交流人口＝流入人口－流出人口＋観光入込客数/365（一日当たり観光入込客数）

6. 認定こども園、小学校、中学校の子ども数

平成26年度に高野山保育所から高野山こども園へ移行し、園児数は平成28年度にかけて84人まで増加しました。平成29年度からは60人台で推移しています。

小学校は平成28年度から富貴小学校が休校となり、2校となっています。児童数はおおよそ90人台前後で推移しています。

中学校の生徒数は、平成27年度以降おおよそ30人台で推移しています。

■保育所・認定こども園の園児数の推移

単位：人

	高野山保育所	高野山こども園				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
園児数	49	77	80	84	66	69

資料：高野町

■小学校ごとの学年別児童数の推移

単位：人

小学校	平成25年度				平成26年度				平成27年度			
	富貴	高野山	花坂	計	富貴	高野山	花坂	計	富貴	高野山	花坂	計
1 学年	0	21	0	21	0	12	0	12	0	19	0	19
2 学年	0	10	3	13	0	20	0	20	0	12	0	12
3 学年	0	14	2	16	0	11	2	13	0	19	0	19
4 学年	2	20	1	23	0	14	3	17	0	10	2	12
5 学年	0	5	2	7	2	20	1	23	0	14	3	17
6 学年	2	15	1	18	0	5	2	7	2	18	1	21
児童数計	4	85	9	98	2	82	8	92	2	92	6	100

小学校	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	高野山	花坂	計	高野山	花坂	計	高野山	花坂	計
1 学年	9	2	11	27	1	28	14	1	15
2 学年	17	0	17	10	1	11	26	1	27
3 学年	12	0	12	16	0	16	9	1	10
4 学年	19	0	19	12	0	12	16	0	16
5 学年	11	2	13	18	0	18	12	0	12
6 学年	14	3	17	11	2	13	18	0	18
児童数計	82	7	89	94	4	98	95	3	98

資料：学校基本調査

■中学校ごとの学年別生徒数の推移

単位：人

中学校	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	富貴	高野山	計	富貴	高野山	計	富貴	高野山	計
1 学年	1	12	13	1	14	15	0	6	6
2 学年	0	13	13	1	12	13	1	14	15
3 学年	1	16	17	0	13	13	1	11	12
生徒数計	2	41	43	2	39	41	2	31	33

中学校	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	富貴	高野山	計	富貴	高野山	計	富貴	高野山	計
1 学年	2	15	17	0	15	15	0	8	8
2 学年	0	6	6	2	16	18	0	15	15
3 学年	1	13	14	0	6	6	2	16	18
生徒数計	3	34	37	2	37	39	2	39	41

資料：学校基本調査

7. ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭の世帯数は平成26年度の25世帯をピークに減少傾向となっています。

■ひとり親家庭の人員と世帯数の推移

単位：人、世帯

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ひとり親家庭人員	64	59	65	54	49
世帯数	23	25	24	21	17

資料：高野町

8. 国民健康保険加入者数と一人当たり医療費

国民健康保険の加入率（人口に対する被保険者数の割合）は30%台前半で推移しています。

一人当たり医療費は平成24年度の295,563円をピークに減少傾向となっています。退職等では、平成27年度が554,501円と最も高くなっています。

■国民健康保険加入者数と加入率の推移

単位：人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
被保険者数（年度末）	1,190	1,120	1,109	1,071	1,021
人口	3,679	3,561	3,471	3,375	3,298
加入率	32.3%	31.5%	32.0%	31.7%	31.0%

資料：国民健康保険事業状況「紀州の国保」

※人口は各年1月1日の住民基本台帳

■一人当たり医療費

単位：円

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
全体	286,233	295,563	268,294	273,349	259,110
一般	284,443	284,211	259,908	270,207	249,215
退職等	314,569	467,263	399,213	342,997	554,501

資料：国民健康保険事業状況「紀州の国保」

※「退職等」は、退職者医療制度に基づいた一人当たり医療費

9. 町役場等の職員数の推移

職員数は定員適正化計画に基づいて管理しており、いずれの年も計画通りの職員数となっています。

■部門別職員数の推移

		職員数（人）					対前年増減数（人）				
		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
福祉 関係 を 除 く 一 般 行 政	議会	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0
	総務・企画	32	31	35	36	36	0	▲ 1	4	1	0
	税務	4	4	4	3	3	0	0	0	▲ 1	0
	労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産	4	4	4	5	5	0	0	0	1	0
	商工	2	2	3	3	4	0	0	1	0	1
	土木	9	10	10	10	9	0	1	0	0	▲ 1
	小計	53	53	58	59	59	0	0	5	1	0
	民生	8	6	8	11	10	▲ 4	▲ 2	2	3	▲ 1
	衛生	7	5	3	3	3	▲ 1	▲ 2	▲ 2	0	0
	小計	15	11	11	14	13	▲ 5	▲ 4	0	3	▲ 1
一般行政部門		68	64	69	73	72	▲ 5	▲ 4	5	4	▲ 1
福祉 関係	教育	12	12	11	11	11	0	0	▲ 1	0	0
	消防	20	22	22	23	23	0	2	0	1	0
普通会計		100	98	102	107	106	▲ 5	▲ 2	4	5	▲ 1
公営 企業 等 会 計 部 門	病院	21	21	22	24	24	▲ 10	0	1	2	0
	水道	3	3	2	2	2	0	0	▲ 1	0	0
	下水道	1	2	3	5	4	0	1	1	2	▲ 1
	交通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	7	6	6	5	6	5	▲ 1	0	▲ 1	1
	公営企業等 会計部門計	32	32	33	36	36	▲ 5	0	1	3	0
総合計		132	130	135	143	142	▲ 10	▲ 2	5	8	▲ 1
定員適正化計画 計画値		132	130	135	143	142	▲ 10	▲ 2	5	8	▲ 1
達成状況		100%	100%	100%	100%	100%					

資料：高野町

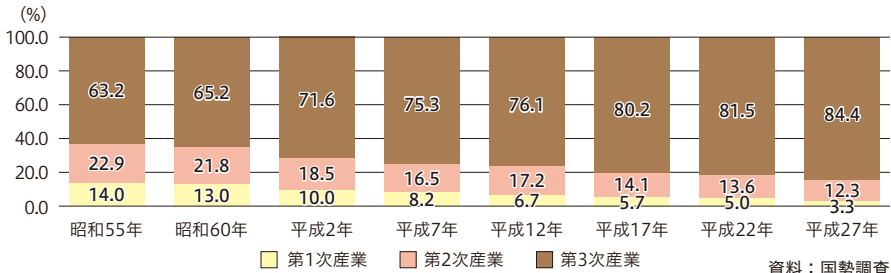
②産業の状況

1. 産業構造

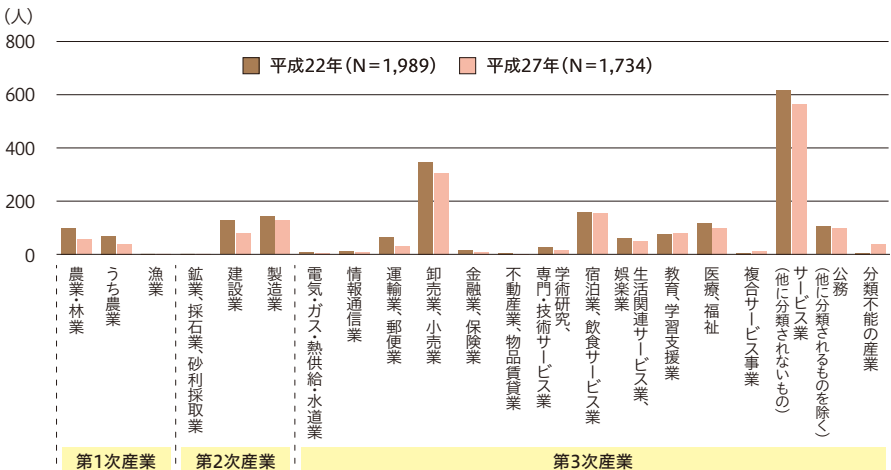
産業別就業人口割合は、いずれの年も第3次産業が最も高く、6割を超えています。第3次産業の割合は、平成2年の71.6%から平成27年の84.4%と12.8ポイント増加しています。第1次産業については、平成2年の10.0%から平成27年には3.3%となっており、第1次産業に従事する人の割合は著しい減少がみられます。

業種別の就業人口は、第3次産業のうち「サービス業(他に分類されないもの)」と「卸売業、小売業」の就業人口が多くなっています。

■産業構造の推移



■業種別就業人口の推移



2. 農業

農業規模は年々縮小しており、農家数、経営耕地面積ともに減少がみられます。

「販売農家数」、特に「兼業農家」の減少は著しく、平成12年と比較して平成27年は「第1種」で14戸減少の1戸、「第2種」で27戸減少の14戸となっています。

経営耕地面積は、「田」「畑」「樹園地」において年々減少しています。

■ 専業・兼業別農家数、経営耕地面積等の推移

単位：戸

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	214	171	156	122
自給的	122	116	108	85
販売	92	55	48	37
専業	36	29	29	22
兼業	56	26	19	15
第1種	15	5	3	1
第2種	41	21	16	14

資料：農林業センサス

単位：ha

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	55	31	27	18
田	29	18	15	10
畑	26	13	12	8
樹園地	1	1	0	0
耕作放棄地	17	32	46	37

資料：農林業センサス

②産業の状況

有害鳥獣による被害件数は平成27年度以降イノシシによる被害が減少しています。平成28年度はシカの被害が増加しましたが、平成29年度は例年以下の被害件数となっています。

農作物被害量は平成26年度に最も多くなっており、農作物被害額は平成27年度が最も高くなっています。

■主要な有害鳥獣による農作物被害件数の推移

単位：件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
イノシシ	66	20	30	19	7	8
サル	0	0	0	0	0	0
シカ	37	11	59	85	133	22
アライグマ	0	11	8	10	0	0
カラス	0	0	0	0	0	0
鳥獣全体	103	42	97	114	140	30

資料：高野町

■主要な有害鳥獣による農作物被害量の推移

単位：Kg

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
イノシシ	3,092	3,050	2,657	1,187	232	1,568
サル	0	0	0	0	0	0
シカ	193	2,485	18,992	23,871	16,555	4,460
アライグマ	0	58	5,480	1,759	0	0
カラス	0	0	0	0	0	0
鳥獣全体	3,285	5,593	27,129	26,817	16,787	6,028

資料：高野町

■主要な有害鳥獣による農作物被害額の推移

単位：千円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
イノシシ	471	358	554	211	67	125
サル	0	0	0	0	0	0
シカ	40	232	1,066	4,101	2,101	627
アライグマ	0	32	302	211	0	0
カラス	0	0	0	0	0	0
鳥獣全体	511	622	1,922	4,523	2,168	752

資料：高野町

3. 林業

林業の経営体数は、平成 22 年から平成 27 年にかけて、46 経営体から 25 経営体と激減しており、特に家族経営が著しく減少しています。

■ 林業経営体数

単位：経営体

	平成17年	平成22年	平成27年
総数	46	46	25
家族経営	41	42	21
組織経営	5	4	4

資料：農林業センサス

4. 工業

工業の事業所数は、平成 23 年から平成 24 年にかけて、11 事業所から 6 事業所と減少しており、それに伴って従業員数、製造品出荷額等、粗付加価値等の数値も減少しています。平成 27 年には、事業所数が 9 事業所となり、製造品出荷額等は過去 5 年で最も高く、15 億 9,488 万円となっています。

■ 工業

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
事業所数	(事業所)	11	6	5	5	9
従業員数	(人)	118	86	71	71	89
製造品出荷額等	(万円)	138,669	99,694	89,631	81,113	159,488
粗付加価値等	(万円)	88,662	66,878	58,384	50,930	79,350

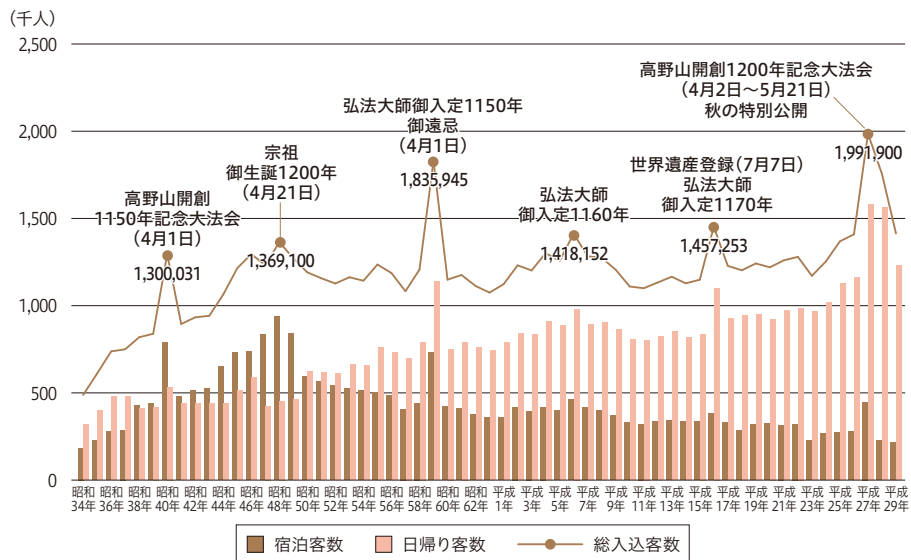
資料：工業統計調査（平成 23 年、平成 27 年は経済センサス）

5. 観光の状況

観光の状況についてみると、総入込客数は昭和44年に100万人を超えて推移しています。50年ごとに開催される「高野山開創」及び「弘法大師御入定」のそれぞれの大法会の開催年には、観光客数が大きく増加する点に特徴があります。

昭和59年の「弘法大師御入定1150年御遠忌」に180万人を超え、近年では平成23年に起こった東日本大震災の影響によって減少したものの、平成24年以降回復し、高野山開創1200年となる平成27年には1,991,900人と過去最高の入込客数となっています。

近年の観光入込客数の傾向をみると、日帰り客数は伸びていますが、宿泊客数は微減傾向となっています。



資料：和歌山県観光客動態調査

③生活の状況

1. 生活交通

生活交通の確保のために交通事業の補助を実施しており、以下の5事業者、9つの路線に対して支援し、住民の生活交通を支えています。

■交通事業の支援一覧

事業者名	路線名	路線区間	便数 (休日)	補助金額 (千円)						
				平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
南海 りんかんバス	高野 花坂線	高野山駅～ 花坂	2(0)	3,249	3,249	3,849	3,549	3,549	3,249	3,249
高野山タクシー (夢たまご・ ハイランドタクシー)	五條富貴線 下筒香 東富貴線	下筒香～ 五條イオン前	4(2)	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	19,800	19,800
有鉄観光	「高野-花園」線	花園～ 相ノ浦～高野山	3(0)	1,723	1,723	1,723	1,723	1,723	2,723	-
有鉄観光 タクシー (デマンド型 乗合タクシー)	西郷線	西郷～ 九度山駅前	随時	171	148	224	225	166	164	231
	杖ヶ藪線	榎原・東又・ 杖ヶ藪・林・南 ～ 高野山総合診療所	随時	215	213	51	76	78	66	196
	大滝線	大滝～ 高野山総合診療所	随時	143	88	109	47	47	45	101
	湯川線	湯川～ 高野山総合診療所	随時	188	153	136	87	100	51	215
	相ノ浦線	相ノ浦～ 高野山総合診療所	随時	-	-	-	-	-	-	500
有交紀北 タクシー (デマンド型 乗合タクシー)	花坂 不動野線	花坂不動野～ 笠田駅前	随時	-	40	80	49	73	28	77

資料：高野町

※平成29年度までは決算額、平成30年度は予算額

2. 町営住宅

本町では、7団地の25棟、242戸の町営住宅を管理しています。

■町営住宅の状況

	団地名	建築年数	住棟数	戸数	構造	階数	住戸専用面積	経過年数 (H29年時点)	耐用年数
1	紫雲団地 (4号棟~9号棟)	S49年	6棟	18戸	簡易耐火	2階	42.7㎡	43年	45年
				16戸			46.1㎡		
	紫雲団地 (10号棟、11号棟)	S50年	2棟	12戸	簡易耐火	2階	46.1㎡	42年	45年
2	凌雲団地 (1号棟、2号棟、 3号棟)	S52年	3棟	36戸	中層耐火	3階	54.2㎡	40年	70年
	凌雲団地 (5号棟、7号棟)	S53年	2棟	28戸	中層耐火	3、4階	54.2㎡	39年	
	凌雲団地 (6号棟、8号棟)	S54年	2棟	28戸	中層耐火	3、4階	54.2㎡	38年	
3	細川団地 (1号棟、2号棟)	S52年	2棟	10戸	簡易耐火	2階	55.4㎡	40年	45年
	細川団地 (3号棟)	S54年	1棟	7戸	簡易耐火	2階	59.2㎡	38年	
	細川団地 (4号棟、5号棟)	S56年	2棟	9戸	簡易耐火	2階	61.0㎡	36年	
4	桜団地 (1号棟)	S58年	1棟	12戸	中層耐火	3階	59.2㎡	34年	70年
	桜団地 (2号棟)	S59年	1棟	12戸	中層耐火	3階	59.2㎡	33年	
5	うぐいす谷団地 (1号棟)	H15年	1棟	6戸	中層耐火	3階	42.6㎡	14年	70年
				9戸			60.6㎡		
				3戸			66.4㎡		
6	うぐいす谷団地 (2号棟)	H19年	1棟	12戸	中層耐火	3階	87.3㎡	10年	70年
				3戸			98.3㎡		
				6戸			110.4㎡		
7	うぐいす谷団地 (3号棟)	H22年	1棟	4戸	木造	2階	72.3㎡	7年	30年
				4戸			75.1㎡		
				3戸			87.9㎡		
				4戸			101.8㎡		

3. 緊急通報システム及び防災対策の状況

緊急通報システムの受信件数は10～20件台で、増減を繰り返しながら微減傾向で推移しています。

自動火災報知設備の設置世帯の割合は90.0%となっており、条例基準を満たしている世帯の割合は72.0%となっています。

■緊急通報システム受信件数

単位：件

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
受信件数	26	15	26	10	7

資料：高野町

※平成30年は4月末まで

■自動火災報知設備の設置状況

単位：%

自動火災報知設備の設置世帯の割合	90.0
自動火災報知設備の設置について、条例基準を満たしている世帯の割合	72.0

資料：高野町

※平成29年6月1日現在

4. 火災及び救急出動等の状況

火災の発生状況についてみると、いずれの年も10件に満たない件数ですが、平成23年には3件、平成26年には5件の建物火災が発生しています。平成29年の建物火災は1件ではあるものの、過去10年の中で最も大きな被害となっています。

■火災発生状況

	建物			林野			車両			その他			計	
	件数 (件)	面積 (㎡)	損害額 (千円)	件数 (件)	面積 (㎡)	損害額 (千円)	件数 (件)	面積 (㎡)	損害額 (千円)	件数 (件)	面積 (㎡)	損害額 (千円)	件数 (件)	損害額 (千円)
平成20年	1	1.0	147	1	2.0	0	2	2.0	2,101	1	2.1	0	5	2,248
平成21年	0	0.0	0	3	5.0	15	0	0.0	0	2	16.6	0	5	15
平成22年	0	0.0	0	1	5.0	0	0	0.0	0	2	0.0	1	3	1
平成23年	3	271.0	5,882	0	0.0	0	0	0.0	0	3	2,507.8	2	6	5,884
平成24年	1	9.0	423	1	1.7	0	0	0.0	0	1	60.0	0	3	423
平成25年	0	0.0	0	3	278.2	4,616	0	0.0	0	1	78.0	0	4	4,616
平成26年	5	131.3	2,455	1	15.9	909	0	0.0	0	1	35.7	0	7	3,364
平成27年	1	0.2	0	1	19.1	1,257	0	0.0	0	2	213.2	0	4	1,257
平成28年	1	1.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	1	445.0	0	2	6
平成29年	1	483.0	7,257	1	4.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	2	7,257
合計	13	896.5	16,170	12	330.9	6,797	2	2.0	2,101	14	3,358.4	3	41	25,071

資料：高野町

救急出動状況についてみると、「急病」による出動が最も多く、いずれの年も年間の出動件数のおよそ半数を占めています。

■救急出動状況

単位：件

	火災	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	急病	その他	計
平成20年	0	45	2	0	28	119	38	232
平成21年	0	52	2	0	43	116	36	249
平成22年	0	56	0	1	47	142	64	310
平成23年	2	32	0	2	43	120	47	246
平成24年	0	46	6	2	42	120	37	253
平成25年	0	39	0	7	43	166	55	310
平成26年	2	23	1	1	55	128	48	258
平成27年	0	37	2	1	74	154	69	337
平成28年	0	42	1	1	61	161	66	332
平成29年	1	38	3	1	44	105	47	239
合計	5	410	17	16	480	1,331	507	2,766

資料：高野町

救助事案発生件数についてみると、いずれの年も「交通事故」による救助事案が最も多くなっています。

■救助事案発生件数

単位：件

	火災		交通 事故	水難 事故	風水害等 自然災害	機械に よる事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂 事故	その他 の事故	その他
	建物	建物以外									
平成20年	0	0	4	0	0	1	0	0	0	1	6
平成21年	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7	9
平成22年	0	0	3	0	0	0	0	0	0	4	7
平成23年	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3
平成24年	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
平成25年	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3
平成26年	2	0	4	0	0	0	0	0	0	1	7
平成27年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
平成28年	0	0	4	0	0	0	0	0	0	3	7
平成29年	0	0	3	0	0	0	0	0	0	5	8
合計	2	0	26	0	0	2	0	0	0	29	59

資料：高野町

5. 上水道の状況

上水道の普及率は平成29年度に73.8%となっています。有収率は平成25年度の64.0%から平成29年度の84.6%と、20.6ポイント高くなっており、水道事業の効率化が図られています。

■上水道の状況

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給水区域内人口	(人)	2,470	2,425	2,371	2,322	2,309
給水人口	(人)	2,460	2,416	2,362	2,314	2,303
普及率	(%)	71.6	72.0	72.0	72.6	73.8
年間配水量	(m ³)	687,870	542,921	559,235	533,380	506,900
日	最大配水量 (m ³)	2,277.20	1,954.50	2,154.80	1,924.80	1,753.10
		4月13日	5月4日	5月17日	8月13日	8月13日
	最小配水量 (m ³)	1,508.90	1,249.00	1,219.20	1,235.40	1,183.20
		3月4日	2月6日	1月4日	3月11日	1月5日
平均配水量	1,884.60	1,487.80	1,528.50	1,461.30	1,388.80	
1人1日	最大配水量(L)	926	809	912	832	761
	最小配水量(L)	613	517	516	534	514
年間有収水量	(m ³)	439,904	427,469	458,272	422,469	428,750
量水器設置数	(個)	1,535	1,534	1,529	1,526	1,527
給水収益	(千円)	114,189	108,161	115,284	106,454	108,604
事業費用	(千円)	100,021	106,153	98,792	100,828	101,595
有収率	(%)	64.0	78.7	81.9	79.2	84.6
供給単価	(円)	259.6	253.0	251.6	260.0	253.3
給水原価	(円)	247.0	244.6	210.6	231.7	228.8

資料：高野町

6. 下水道の状況

下水道の状況は、平成 29 年度では公共下水水洗化率、農業集落排水水洗化率がともに 100.0% となっています。生活排水水洗化率は平成 25 年度の 35.9% から平成 29 年度の 41.8% と 5.9 ポイント高くなっています。

■ 下水道の状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
行政人口 (人)	3,435	3,368	3,280	3,189	3,102
公共下水処理人口 (人)	2,560	2,510	2,459	2,400	2,353
公共下水水洗化率 (%)	99.9	99.9	99.9	99.9	100.0
農業集落排水人口 (人)	117	115	110	108	103
農業集落排水水洗化率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活排水人口 (人)	758	743	711	681	646
生活排水水洗化率 (%)	35.9	35.8	39.7	44.8	41.8
高野町普及率 (%)	85.9	85.8	86.9	88.2	87.9

資料：高野町

7. 一般廃棄物の状況

一般廃棄物の総排出量は平成 27 年までは 1,800 トン前後で推移していましたが、平成 28 年におよそ 1,500 トンと大幅に減少しています。

一人一日当たり排出量は、国や県と比較して多くなっています。ただし、観光客が排出する廃棄物も含まれているため、単純に高野町の住民一人当たりの廃棄物排出量が国や県と比較して多いということは一概にはいえません。

■ 一般廃棄物の状況

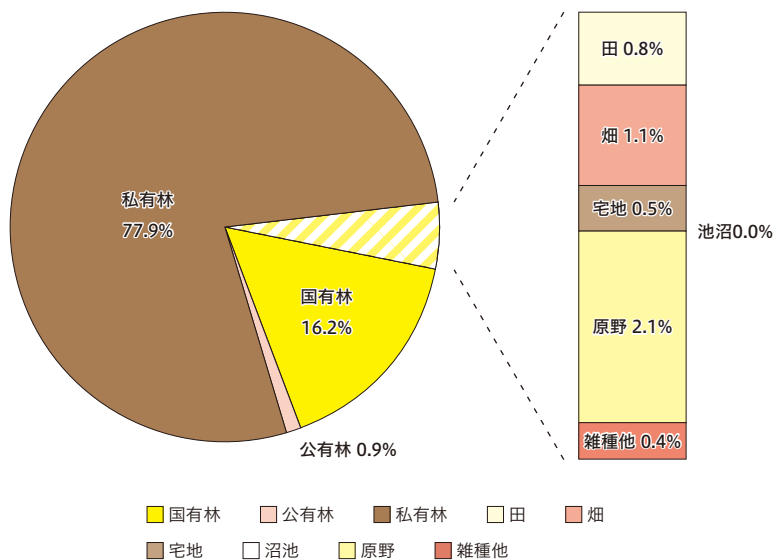
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総排出量 (トン)		1,840	1,783	1,836	1,520
可燃ごみ (トン)		1,317	1,279	1,373	1,225
不燃ごみ (トン)		221	79	170	39
資源ごみ (トン)		302	425	293	256
総人口 (人)		3,511	3,394	3,255	3,225
1人 1日当たり 排出量	高野町 (グラム)	1,436	1,439	1,541	1,291
	和歌山県 (グラム)	1,035	992	978	946
	全国 (グラム)	958	947	939	925

資料：高野町

④ 土地利用の状況

本町の土地利用の状況は、山林が町域の約 95% を占めており、その内訳は「私有林」が 77.9%、「国有林」が 16.2%、「公有林」が 0.9% となっています。山林以外では、「田」が 0.8%、「畑」が 1.1%、「宅地」が 0.5%、「原野」が 2.1%、「雑種他」が 0.4% となっています。

■ 土地の利用状況（平成 29 年度）



資料：高野町
 但し、森林面積は「高野町森林整備計画」より抜粋
 ※小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、計は 100% とはならない

⑤ 財政の状況

本町の財政規模は、概ね40億円前後で推移しており平成24年度から平成27年度にかけて増加傾向となっていました。平成29年度の歳入額は39億2,529万円となっています。歳入の多くを地方交付税等の「依存財源」が占めており、交付額の変動によって本町の財政指数が大きく変動することがうかがえます。

「経常収支比率」は、比率が高いほど財政の弾力性・自由度が不足していることを表しています。平成26年度以降、和歌山県平均を下回るようになっていますが、いずれの年度でも類似団体を大きく上回っています。

「財政力指数」は、地方税の収入能力の強弱を示していますが、いずれの年度も県・類似団体と比較して低い水準で推移しています。

「実質公債費比率」は、借入金の返済費用である公債費の割合を示しており平成21年度の12.2%と比較して、平成28年度では7.4%と4.8ポイント減少しており、減少傾向にあります。

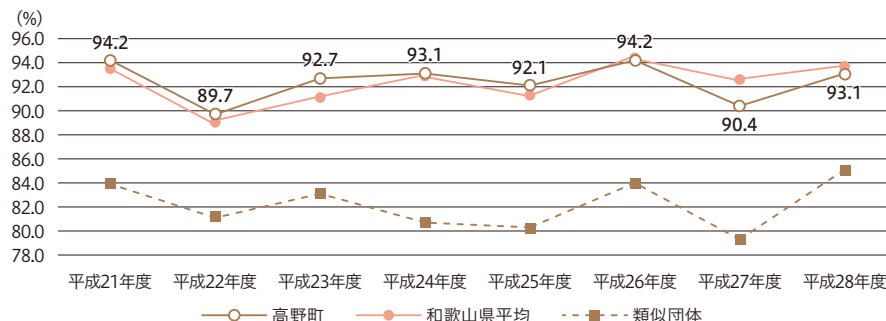
■ 歳入と歳出（決算額）

単位：千円

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入	自主財源	1,089,693	1,013,811	1,151,798	1,416,733	1,560,472	1,187,531
	依存財源	2,491,970	2,852,239	3,023,670	2,982,395	2,792,881	2,737,759
	合計	3,581,663	3,866,050	4,175,468	4,399,128	4,353,353	3,925,290
歳出	義務的経費	1,413,725	1,389,024	1,325,580	1,335,060	1,522,062	1,326,776
	投資的経費	452,557	762,976	1,063,841	790,541	603,777	635,562
	消費的経費	1,597,124	1,496,619	1,594,267	2,096,855	2,092,363	1,796,341
	合計	3,463,406	3,648,619	3,983,688	4,222,456	4,218,202	3,758,679

資料：高野町

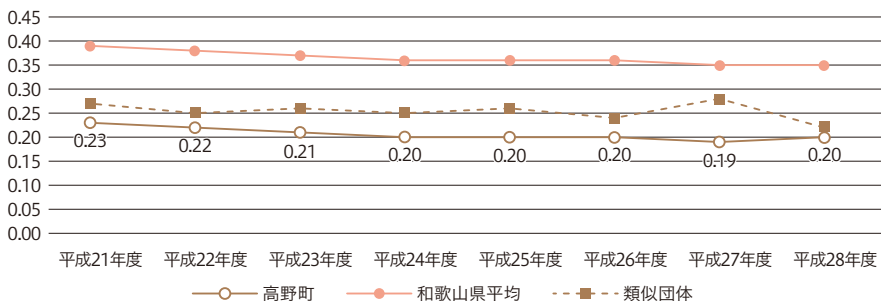
■ 経常収支比率



資料：和歌山県総務部総務管理局市町村課

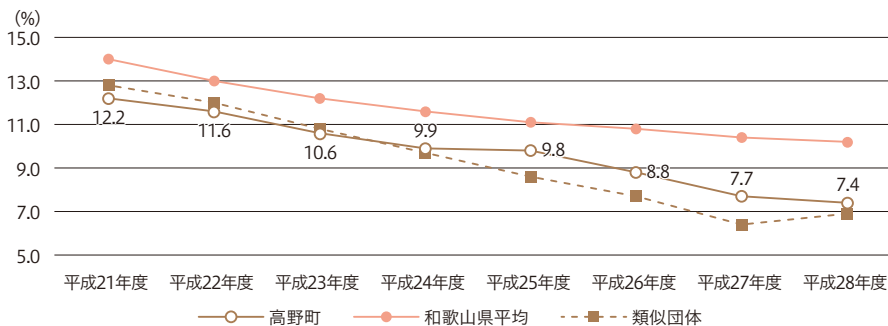
⑤ 財政の状況

■ 財政力指数



資料：和歌山県総務部総務管理局市町村課

■ 実質公債費比率



資料：和歌山県総務部総務管理局市町村課

⑥策定経過

月 日	審議会	策定委員会	備 考
平成 29 年			
9 月 7 日		第 1 回	・基本指針について
10 月 2 日から 10 月 16 日まで			アンケート実施期間
平成 30 年			
5 月 10 日		第 2 回	・基本構想（素案）について
6 月 7 日	第 1 回		・諮問 ・策定方針について ・基本構想（素案）について
8 月 3 日		第 3 回	基本計画（素案）について
8 月 10 日	第 2 回		基本構想（素案）について
9 月 25 日	第 3 回		基本構想（素案）について 基本計画（素案）について
10 月 18 日	第 4 回		将来像について 基本計画（素案）について
11 月 12 日		第 4 回	総合計画（素案）について パブリックコメントについて
11 月 30 日から 12 月 13 日まで			パブリックコメント
12 月 25 日	第 5 回		総合計画（素案）について 総合計画答申案について ・答申

⑦ 諮問・答申

諮 問

高野 第 751 号
平成 30 年 6 月 7 日

高野町長期総合計画審議会
会 長 加藤 栄俊 様

高野町長 平野 嘉也

第 4 次高野町長期総合計画「基本構想」(素案)について (諮問)

高野町長期総合計画を策定するにあたり、高野町長期総合計画審議会条例第 2 条の規定により、別紙の高野町長期総合計画「基本構想」(素案)について、貴審議会の意見を求めます。

答 申

平成 30 年 12 月 25 日

高野町長 平野 嘉也 様

高野町長期総合計画審議会
会 長 加藤 栄俊

第4次高野町長期総合計画「基本構想」(素案)について(答申)

平成 30 年6月7日付けで諮問された高野町長期総合計画「基本構想」(素案)について、当審議会でも慎重に審議を行なった結果、本計画を適当と認めましたので別添の通り答申いたします。

なお、本計画の推進にあたっては、審議過程で述べられた意見並びに下記事項について十分配慮され、計画の達成に向けて努力されるよう要望いたします。また、策定の趣旨、内容等を広く住民の皆さまに周知するよう配慮願います。

記

- 1 本計画の推進にあたっては、基本構想に掲げた町の将来像「歴史と文化を守り 交流が育む明るい未来 心のふるさと 高野町」の実現に向けて、住民及び各種団体、民間事業者との協働によるまちづくりに努めること。
- 2 人口減少が進行する中で、町政を取り巻く環境は年々変化しており、各施策の優先度や有効性を総合的に判断し、財源の確保と財政運営の効率化を図るとともに、住民一人ひとりに寄り添ったまちづくりに努めること。
- 3 本計画の策定過程には、住民の皆さまを対象としたアンケート調査を実施し、貴重な意見を頂いている。これらの意見を十分に踏まえた上で、本計画を推進すること。

以上

用語解説

ページ	字句	解説
7	ビッグデータ	情報通信技術の進展により、生成・収集・蓄積された多種多量のデータのこと。
8	IoT	Internet of things の略で、家電や各センサーなどをインターネットでつなぐこと。 IoTを活用することで、遠隔地の状態や位置を知り、管理・制御することができる。
8	シェアリングエコノミー	物・サービス・場所などを、個人で所有するのではなく、共有・交換して利用する社会的な仕組みのこと。 カーシェアリングをはじめ、ソーシャルメディアを活用して、個人間の貸し借りを仲介するなど、さまざまな分野でのシェアリングサービスが展開されている。
9・33	Society5.0	狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に次ぐ第5段階の社会として、「仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する」とし、国が進める「第5期科学技術基本計画」で提唱された。
9・81	ICT	Information and communication technology の略で、情報通信技術のこと。IT とほぼ同義。
10	ゲートウェイ	出入り口、門のこと。
18	チャート	堆積岩の一種。二酸化ケイ素を主成分とする動物の殻や骨片などが海底に堆積してできた岩石。
27	デマンドタクシー	自宅や指定の場所から目的地まで、ドア・ツー・ドアで、希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に対して、バス並みの安価な料金で利用できる公共交通サービス。
31	ハザードマップ	洪水や土砂災害の危険性がある場所や範囲を地図に描いた、被害予測地図。
33	エイジレス	年齢などの社会的な枠組みから外れて、各自の意欲・能力をいかして活躍できる社会のあり方。 国の「高齢者社会対策大綱（平成30年2月16日閣議決定）」において提唱された。
33	DMO	Destination Management/ Marketing Organization の略で、観光地を「マーケティングする」「マネジメントする」という考えのもと、観光振興を進める組織のこと。
81	TT（チームティーチング）	複数の教師が協力して授業を行う指導方法のことで、共同授業ともいう。